

第1章 災害予防計画

第1節 水政計画

■基本的考え方

この計画は、主として集中豪雨時における水害を防止するために必要な排水路の整備及び中小河川の改修を推進する。

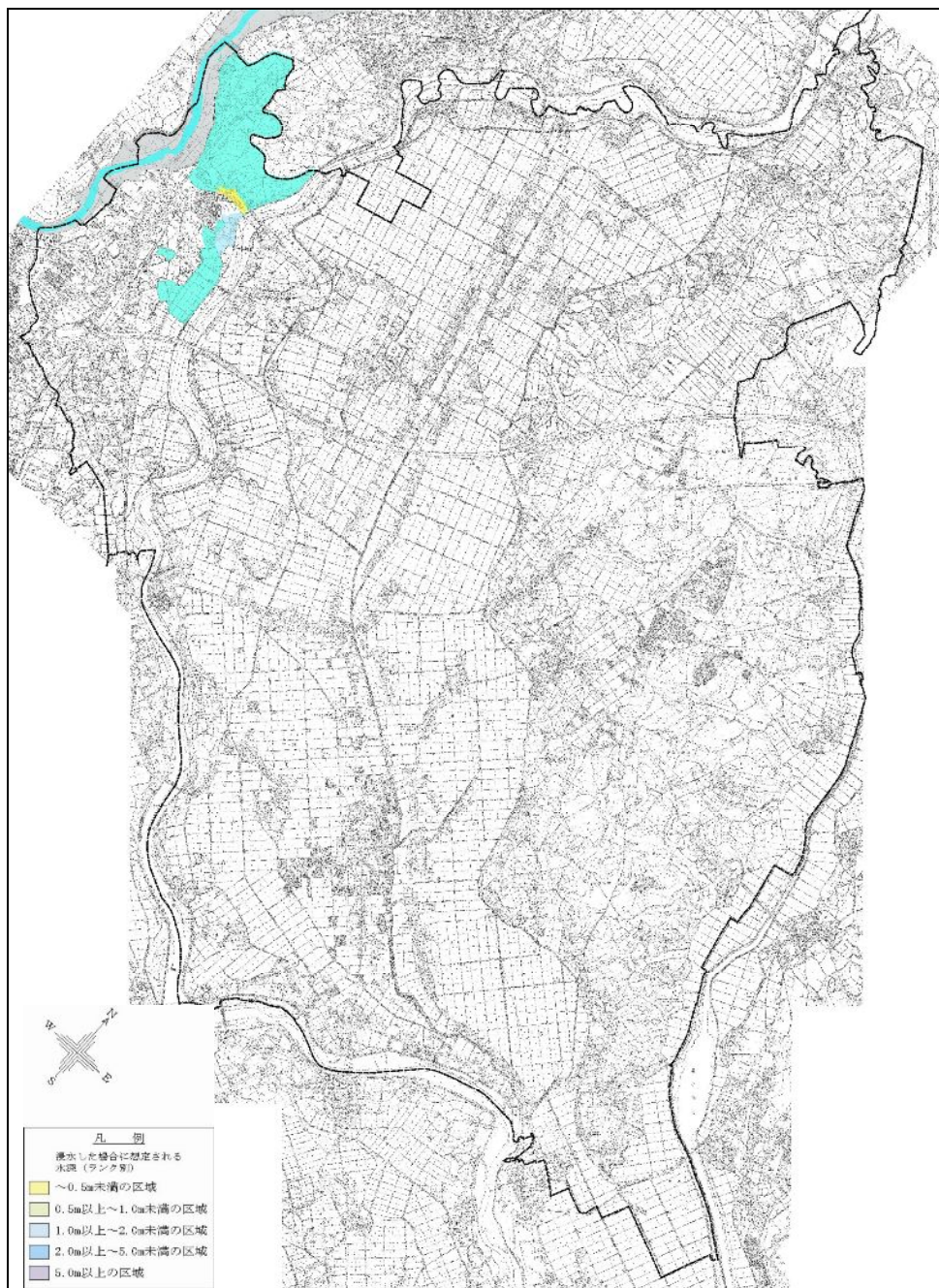
関係部課

安心安全課、産業経済課、都市計画課、建設課、上下水道課

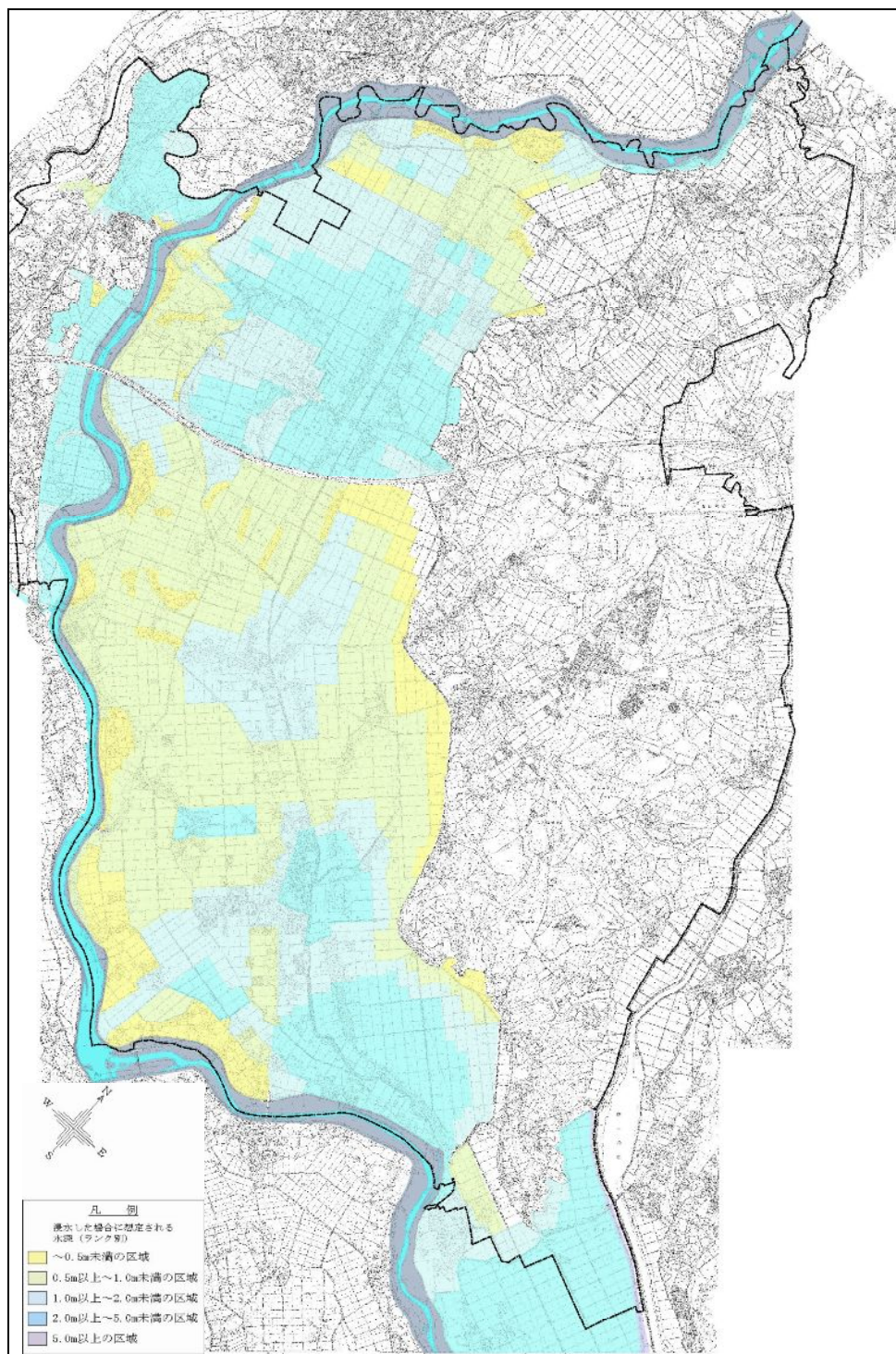
1. 治水計画

1) 概況

- ・市内西部には、利根川水系である鬼怒川が流下している。鬼怒川破堤を想定した被害状況を見ると、細代地区や寺畑地区付近において、最大浸水深 2.0m～5.0m の範囲がみられる他、市北西部で農地及び宅地への影響がみられる。
- ・本市西部から中央部にかけて利根川水系である小貝川が流下している。小貝川破堤を想定した被害状況を見ると、下長沼地区や古川地区付近において、最大浸水深 2.0m～5.0m の範囲がみられる他、市北西部の広範囲で農地及び宅地への影響がみられる。



[鬼怒川破堤想定による最大浸水深の状況]



[小貝川破堤想定による最大浸水深の状況]

2) 対策

- (1) 豪雨による被害が想定されている小貝川、鬼怒川については、当該浸水区域ごとに次に掲げる事項について定めるものとする。
 - ①洪水予報等の伝達方法
 - ②避難場所、避難路その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項
 - ③高齢者等災害時要援護者利用施設の名称、所在地及び施設への洪水予報等への伝達方法
- (2) 上記(1)の事項について住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物(洪水マザードマップ等)の配布その他必要な措置を講ずる。
- (3) 避難指示、避難勧告、避難準備(災害時要援護者避難)情報(一般住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、災害時要援護者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、早めの段階で避難行動を開始することを求める情報)等について、国又は県及び水防管理者等の協力を得て災害事象の特性や収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域、判断基準及び伝達方法を明確にしたマニュアルを作成する。
- (4) 関係機関の協力を得て、雨量、水位等の情報をより効果的に活用するための内容の充実を図り、関係行政機関はもとより、報道機関を通じた一般への提供体制の整備を図る。

また、高齢者、障がい者等の災害時要援護者にも配慮したわかりやすい情報伝達の体制の整備を図る。

第2節 土砂災害防止計画

■基本的考え方

この計画は、災害時において迅速かつ的確な災害対策が実施できるよう市域内の急傾斜地崩壊危険区域や土石流危険渓流を調査・把握し、地域住民の自主避難を促すことによって、災害の未然防止と被害の拡大防止を図るために必要な対策について定めるものである。

関係部課

安心安全課、都市計画課、建設課

1. 土砂災害防止法に基づく対策

1) 警戒避難体制の整備

警戒区域の指定があった場合、各警戒区域に土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の発令及び伝達、避難、救助その他土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項を定める。

市は、避難指示、避難勧告、避難準備（災害時要援護者）情報等について、避難すべき区域、判断基準及び伝達方法を明確にしたマニュアルを作成する。

また、土砂災害に関する情報の伝達方法、避難地に関する事項その他円滑な警戒避難が行われるために必要な事柄を住民に周知する。

2. がけくずれ対策

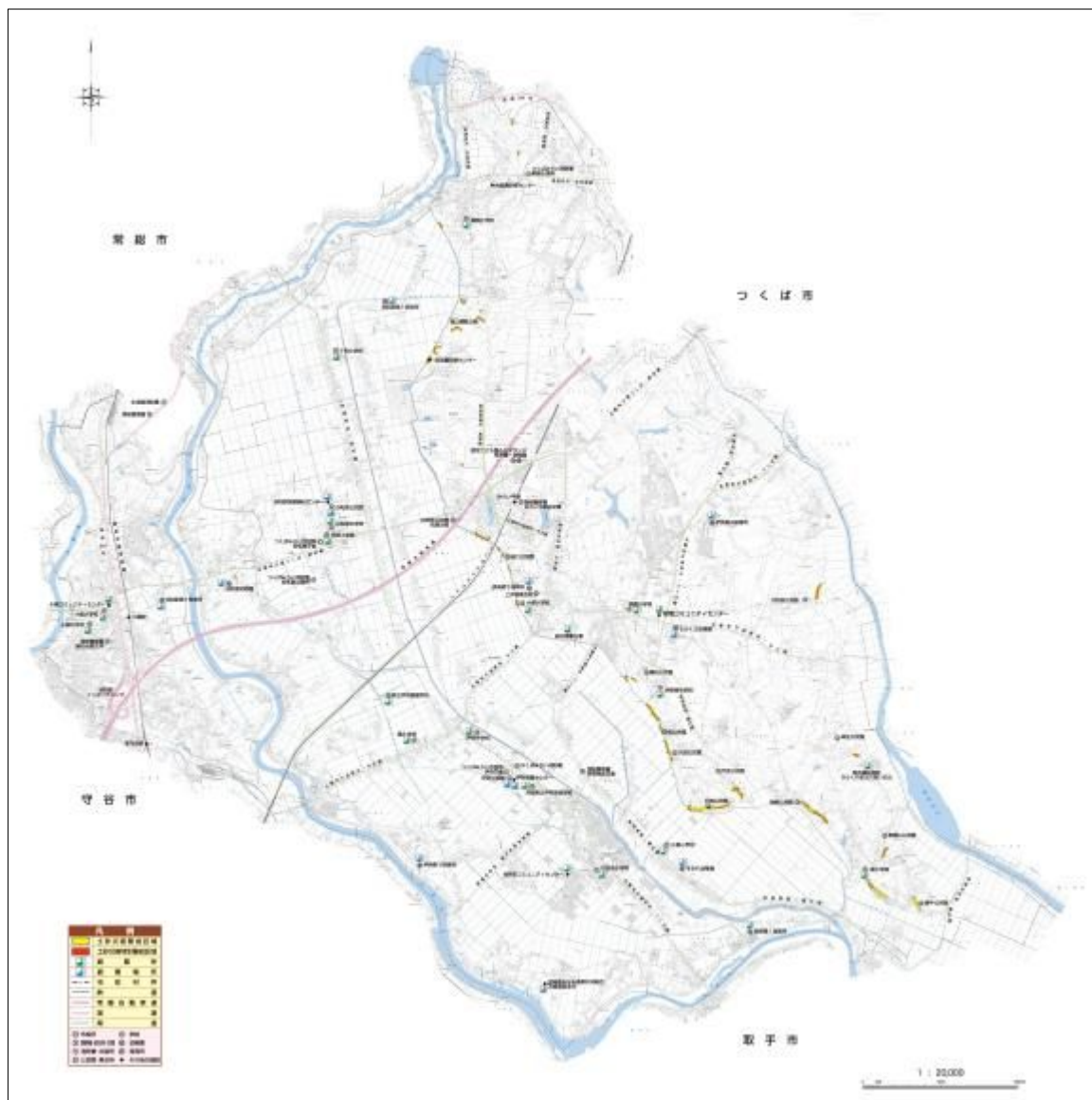
1) 概況

- ・本市東部（城中、戸崎、伊丹）では急傾斜地危険区域が多数存在している。
- ・急傾斜地崩壊危険区域として4箇所指定されている。
- ・特に本市東部の城中地区付近では、危険区域に指定されていないものの、多くの保全人家を抱える危険区域が存在していることから、実態調査を実施し、必要に応じて安全確保に向けた様々な対策を講ずる必要がある。

第2編 風水害対策 第1章 災害予防計画 第2節 土砂災害防止計画

[土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域]

No.	箇所番号	箇所名	所在地	自然現象の区分	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	告示日
1	482-I-001	寺下	つくばみらい市城中	急傾斜地の崩壊	○	○	H23/10/20
2	482-I-002	八幡下	つくばみらい市城中	急傾斜地の崩壊	○	—	H23/10/20
3	482-I-003-1	伊丹	つくばみらい市伊丹	急傾斜地の崩壊	○	○	H23/10/20
	482-I-003-2				○	○	
4	482-I-004-1	戸崎	つくばみらい市戸崎	急傾斜地の崩壊	○	○	H23/10/20
	482-I-004-2				○	○	
5	482-I-005	小張城山	つくばみらい市小張	急傾斜地の崩壊	○	○	H23/10/20
6	482-I-006-1	天王前	つくばみらい市南太田	急傾斜地の崩壊	○	○	H23/10/20
	482-I-006-2				○	○	
	482-I-006-3				○	○	
7	482-II-001-1	台	つくばみらい市谷口	急傾斜地の崩壊	○	○	H23/10/20
	482-II-001-2				○	○	
	482-II-001-3				○	○	
8	482-II-002	明神下	つくばみらい市南太田	急傾斜地の崩壊	○	○	H23/10/20
9	482-II-003-1	表耕地	つくばみらい市戸茂	急傾斜地の崩壊	○	○	H23/10/20
	482-II-003-2				○	○	
10	482-II-004	東栗山	つくばみらい市東栗山	急傾斜地の崩壊	○	○	H23/10/20
11	482-III-001	大和田	つくばみらい市大和田	急傾斜地の崩壊	○	○	H23/10/20
12	482-III-002	南太田	つくばみらい市南太田	急傾斜地の崩壊	○	○	H23/10/20
13	482-III-003	神生	つくばみらい市神生	急傾斜地の崩壊	○	○	H23/10/20
14	482-III-004	大房地	つくばみらい市板橋	急傾斜地の崩壊	○	○	H23/10/20
15	483-I-001	殿山	つくばみらい市田村	急傾斜地の崩壊	○	○	H23/10/20
16	483-II-002	台坪	つくばみらい市東樋戸	急傾斜地の崩壊	○	○	H23/10/20
17	483-III-001	苗代山	つくばみらい市台	急傾斜地の崩壊	○	○	H23/10/20
18	483-III-002	原山	つくばみらい市台	急傾斜地の崩壊	○	○	H23/10/20
19	483-III-003	根新田	つくばみらい市福岡	急傾斜地の崩壊	○	○	H23/10/20
20	483-III-004	石尊東	つくばみらい市南	急傾斜地の崩壊	○	○	H23/10/20
21	483-III-005	向山1	つくばみらい市南	急傾斜地の崩壊	○	○	H23/10/20
22	483-III-006	田村城山	つくばみらい市田村	急傾斜地の崩壊	○	○	H23/10/20
23	483-III-007	愛宕	つくばみらい市田村	急傾斜地の崩壊	○	○	H23/10/20
24	483-III-011	向山2	つくばみらい市南	急傾斜地の崩壊	○	○	H23/10/20



[土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域 位置図]

[急傾斜地崩壊危険区域]

番号	箇所番号	箇所名	旧町名	住居表示	勾配	高さ(m)	延長(m)	面積(ha)	人家	指定年月日	告示
1	41	城中	伊奈町	城中	70	11	210	0.67	6	53.10.12	1220号
2	68	城中南	伊奈町	城中	50	7~12	190	0.78	6	56.5.21	806号
3	180	戸崎	伊奈町	戸崎	50	7~11	220	0.747	5	5.8.26	1019号
4	185	伊丹	伊奈町	伊丹	55	11~13	150	0.656	6	6.4.11	529号

※急傾斜地崩壊危険区域指定箇所とは、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」により県知事が指定した斜面のことです。

[急傾斜地崩壊危険箇所]

番号	箇所番号	箇所分類 I・II・III	斜面区分	箇所名	旧町村名	位置	延長 (m)	勾配 (度)	高さ (m)	保全人家 戸数(戸)
1	482-I-001	I	自然斜面	寺下1	伊奈町	城中	210	40	10	7
2	482-I-002	I	自然斜面	寺下2	伊奈町	城中	190	45	11	6
3	482-I-003	I	自然斜面	伊丹	伊奈町	伊丹	240	35	12	6
4	482-I-004	I	自然斜面	伊奈戸崎	伊奈町	戸崎	180	35	9	7
5	482-I-005	I	自然斜面	城山	伊奈町	小張	100	45	9	0
6	482-I-006	I	自然斜面	天王前	伊奈町	南太田	150	45	10	2
7	482-II-001	II	自然斜面	臺	伊奈町	谷口	95	45	7	2
8	482-II-002	II	自然斜面	明神下	伊奈町	南太田	80	35	10	2
9	482-II-003	II	自然斜面	表耕地	伊奈町	戸茂	100	45	10	2
10	482-III-001	III	自然斜面	大和田	伊奈町	大和田	190	45	10	
11	482-III-002	III	自然斜面	南太田	伊奈町	南太田	200	30	10	
12	482-III-003	III	自然斜面	神生	伊奈町	神生	110	45	10	
13	483-I-001	I	自然斜面	殿山	谷和原村	田村	25	45	5	0
14	483-II-001	II	自然斜面	石尊東	谷和原村	南	25	40	5	1
15	483-II-002	II	自然斜面	台坪	谷和原村	東楯戸	70	35	7	2
16	483-III-001	III	自然斜面	宝木山 a	谷和原村	台	130	30	10	
17	483-III-002	III	自然斜面	宝木山 b	谷和原村	台	100	30	10	
18	483-III-003	III	自然斜面	根新田	谷和原村	福岡	100	30	10	
19	483-III-004	III	自然斜面	向山 a	谷和原村	南	190	45	10	
20	483-III-005	III	自然斜面	向山 b	谷和原村	南	100	30	10	
21	483-III-006	III	自然斜面	田上	谷和原村	田村	160	30	10	
22	483-III-007	III	自然斜面	田 a	谷和原村	田村	170	30	10	
23	483-III-008	III	自然斜面	田 b	谷和原村	田村	100	30	15	
24	483-III-009	III	自然斜面	田 c	谷和原村	田村	100	30	10	
25	483-III-010	III	自然斜面	西楯戸	谷和原村	西楯戸	130	45	10	

※急傾斜地崩壊危険箇所とは、傾斜度が30度以上、高さが5m以上の急傾斜地で、人家や公共施設に被害を及ぼすおそれのある斜面のことです。

2) 対策

(1) 急傾斜地崩壊危険区域の指定と対策

急傾斜地崩壊危険区域は、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)」第3条の規定に基づいて県知事が指定する。

市長は、県知事と協議のうえ、指定された危険区域について、安全性確保に向けた必要な措置を講ずる。

《急傾斜地崩壊危険区域指定基準》

- ①急傾斜地の高さが5m以上及び傾斜度30度以上
- ②急傾斜地の崩壊により危険が生ずる恐れのある人家5戸以上又は5戸未満であっても官公署病院、旅館等に危害が生ずる恐れがあるもの

(2) 危険区域の実態調査に基づく自主避難の迅速化

指定された危険区域について実態調査を行う。実態調査では、影響範囲(施設)、保全人家の状況など現状を把握するとともに、崩壊の予兆となる事柄を整理し、関係住民に対して注意を呼びかけ、自主避難の迅速化を促す。

3) 安全確保に向けた必要な対策の実施

危険区域調査の結果、必要に応じ危険予想区域の所有者、管理者、占有者に対し擁壁及びその他必要な防災工事を施すなど改善措置をとるよう指導する。

4) 地盤災害危険度の把握と周知公表

土砂災害防止法第7条第3項において、市町村長は土砂災害に関する情報の伝達方法等の円滑な警戒避難を確保するうえで必要な事項を住民に周知させるため、印刷物の配布、その他の必要な措置を講じるように義務づけられており、具体的にはハザードマップの作成などが求められるところである。

(1) パトロールの実施

危険箇所については、定期的に防災パトロールを実施するほか、大雨等土砂災害を誘発するような状況下においても随時パトロールを実施し、災害発生時の被害縮小に努めるものとする。

また、防災パトロールの結果、著しく危険と判断される急傾斜地においては、その土地所有者、管理者又は占有者、被害を受ける恐れのある者に対して、危険である旨の説明をし、早期に急傾斜地崩壊危険区域に指定して行為制限できるよう、調整するものとする。

(2) 地盤情報のデータベース化

市内の地形、地質、地下水位等に関する情報を収集し、GIS(地理情報システム)を活用して、データベース化を推進する。

(3) データベースの活用

①地盤災害対策工事への活用

整備されたデータベースを、インターネットなどを活用して広く公開することによって、公共工事、民間工事における地盤災害対策の必要性の判定などに活用していく。

②土砂災害ハザードマップの作成と公表

整備されたデータベースを活用して、土砂災害警戒区域等や避難場所、避難経路などを地区単位で詳細に示した土砂災害ハザードマップを作成するとともに、それぞれの対象地区の住民に対して説明会を開催し、住民の災害に関する知識の啓発を図る。

(4) 土砂災害危険区域の周知の徹底と土砂災害防止法等の適切な運用

上記個別地区以外に、市域全域の危険区域分布マップの作成及び配布により土砂災害危険区域について市民に広く周知を図るとともに、危険区域に位置する当事者について安全対策など土砂災害防止法等の適切な運用を図る。

5) 斜面崩壊防災対策

土砂災害から、市民の生命財産を守り、安全で快適な生活環境を確保するため、危険区域について現況調査を実施したうえで、急傾斜地崩壊対策事業、地すべり対策事業、砂防事業を推進する。

6) 造成地災害防止に関する指導、監督

造成地に発生する災害の防止は、都市計画法及び建築基準法においてそれぞれ規定されて

いる開発許可、建築確認等の審査並びに当該工事の施工に対する指導、監督を通じて行う。
また、造成後は、巡視等により違法な開発の取り締まり、梅雨期や台風期の巡視強化及び注意のよびかけを実施する。

7) 災害防止に関する指導基準

(1) 災害危険度の高い区域

地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域及び土砂災害特別警戒区域の各区域内の土地については都市計画法に基づき、原則として開発行為計画を認めない。

(2) 人工崖面の安全措置

宅地造成により生ずる人工崖面は、茨城県宅地開発許可制度等を遵守させ、その高さ、勾配及び土質に応じ、擁壁の設置等の安全措置を講ずる。

8) 地盤沈下対策

広域的な低地化をもたらす地盤沈下は災害による被害を増大させる可能性があるとともに、建築物、土木建造物等の耐震性劣化の可能性が指摘されている。

このため、地盤沈下が進行しないよう監視に努めるとともに、地盤沈下の原因となる地下水の過剰揚水等については適切な指導を行う。

9) 警戒避難体制の確立

危険区域に対する防災措置が不十分である間は、その住民に対する警戒避難体制の確立が最も重要である。

市は、がけくずれ発生の恐れがある場合、あるいは、危険が緊迫した場合に迅速かつ適切な勧告・指示・伝達ができるよう、警戒態勢の確立に努めるものとする。

また、関係住民には、想定されるがけくずれ発生の予兆・条件について、周知・啓発し、避難準備及び自主的な避難を心がけるなど、災害における自助の向上に努めるものとする。

第3節 交通計画

■基本的考え方

この計画は、被害が想定される箇所について、平常時における道路交通等交通施設の維持補修のあり方とともに、風水害時における交通輸送を円滑に実施するための対策について定めるものである。

関係部課	都市計画課、建設課、上下水道課
------	-----------------

1. 概況

1) 本市の交通体系

本市の骨格道路は、南北方向に走る常磐自動車道及び国道294号、東西方向に内陸部をつなぐ国道354号により形成されている。

2) 道路への被害の恐れ

本市の東部及び西部の丘陵地の他、本市内陸部は概ね平坦であり、過去において降雨によって自動車交通を阻害する重大な路面冠水箇所はみられないが、都市化の進展を考慮し、今後の道路整備にあたっては、多量の降雨に対応するため道路勾配及び排水施設等に十分配慮した道路建設を行う必要がある。

3) 緊急輸送道路の指定状況

本市の緊急輸送道路として、広域的な輸送道路として位置づけられる常磐自動車道、南北に守谷市及び水海道市と連絡する国道294号、東西に茨城県内陸部を連絡する国道354号が指定されている。

2. 対策

1) 道路建設上配慮すべき事項

豪雨時の道路冠水防止や土砂災害への備えとして、道路建設及び補修、改修時に次の事項に配慮して整備を推進する。

- (1) 平面線形：できるだけ河川との接近や湿地、沼地等をさける。
- (2) 縦断線形：平坦地における切土法面はなるべくとらず、水田等を通過する場合、洪水により水位の増に対し安全な高さをとる。
- (3) 横断勾配：路面水を速やかに側溝に流下させるに必要な勾配をとる。
- (4) 路側、横断構造物、切り土部において法長が大きく崩土恐れのある箇所、盛土法面で常に水と接する部分(堤防併用)、水田を通る部分等にはコンクリート擁壁、間知石積を施し法面の保護を図る。
- (5) 横断排水構造物は、洪水時に十分な排出能力を有する通水断面とする。
- (6) 排水側溝、路面水を処理し、速やかに排水路にみちびき、地下水が高く路面排水困難なところは、暗渠等を施す。

2) 緊急輸送道路の指定及び安全性の確保

本市内の緊急輸送道路は、広域輸送道路として位置づけられる常磐自動車道と、南北に隣接する守谷市及び常総市と連絡する国道294号、東西に隣接するつくば市と常総市を連絡する国道354号が指定されている。

近隣市町村では守谷市及びつくば市の救急医療体制は比較的整っており、災害時における避難者輸送及び応急対策に使用する資機材等の運搬等の連絡・連携をさらに強化するため、国道294号及び国道354号の安全性確保に向けた整備を要請する。

3) 道路防災対策の実施

(1) 道路冠水対策

市街地の市道において、豪雨時には地形の状況によって道路の冠水が懸念される箇所があることから、沿道の宅地整備等と併せて道路冠水が懸念される箇所の対策を実施する。

第4節 都市計画

■基本的考え方

この計画は、本市の都市計画と連携し、市街地内及びその周辺地域において、都市災害の未然防止を図るために各種地域地区制度の運用及び都市計画事業の促進など図るべき対策について定めるものである。

関係部課

都市計画課

1. 概況

- ・本市の市街化区域面積は773haとなっている。
- ・用途地域の内訳は、低層低密な住宅市街地を形成する第一種低層住居専用地域が345haで最も多く、用途地域の5割を占めている。
- ・次いで、工業の利便の増進を図る工業専用地域が120ha、床面積3,000m²以下の商業や事業所などの立地が認められる第一種住居地域が82haとなっている。
- ・市内には24路線の都市計画道路が計画決定されており、内6路線が概成済み、14路線が一部整備済み、4路線が未整備となっており、全体で51.2%の改良率となっている。

[都市計画区域及び市街化区域面積]

都市計画 区域面積 (ha)	内市街化 区域面積 (ha)
市全域	773

[用途地域指定の状況]

用途地域	合計 (ha)
第一種低層住居専用地域	345
第二種低層住居専用地域	15
第一種中高層住居専用地域	21
第二種中高層住居専用地域	—
第一種住居地域	115
第二種住居地域	14
準住居地域	64
近隣商業地域	22
商業地域	—
準工業地域	44
工業地域	13
工業専用地域	120
合計	773

第2編 風水害対策 第1章 災害予防計画 第4節 都市計画

[都市計画道路の整備状況]

路線番号	路線名	幅員 (m)	計画延長 (m)	改良済み 延長 (m)	改良率 (%)
3.3.9	筒戸・細代線	25	3,800	3,800	100.0
3.5.10	細代線	12	730	730	100.0
3.4.11	大山・茶畑線	18	1,740	1,740	100.0
3.4.12	玉台橋・西檜戸線	16	6,220	2,890	46.5
3.4.13	守谷・小絹線	16	2,660	770	28.9
3.4.14	小絹停車場・大谷津線	16	1,220	1,220	100.0
3.4.15	小絹・筒戸線	16	1,530	1,530	100.0
3.2.16	東檜戸・台線	30	5,580	1,170	21.0
3.2.17	東檜戸線	30	370	220	59.5
3.2.18	田村・東檜戸線	20	1,610	1,320	82.0
3.4.19	田村・西檜戸線	16	550	550	100.0
3.4.20	合ノ内・原山線	20	1,010	650	64.4
3.2.21	守谷・伊奈・谷和原線	30	3,090	1,650	53.4
3.3.22	南・中原線	27	880	—	0.0
3.4.23	台線	16	1,010	—	0.0
3.4.24	中原線	18	680	—	0.0
3.2.1	小張・南太田線	30	2,550	1,240	48.6
3.2.2	弥藤次線	30	630	—	0.0
3.3.3	高岡・谷井田線	25	5,690	2,100	36.9
3.3.4	間ノ原・弥藤次線	25	990	980	99.0
3.4.5	新田浦・出山線	18	670	370	55.2
3.4.6	小島新田・小張線	18	3,960	870	22.0
3.4.7	間ノ原線	16	420	400	95.2
3.2.8	守谷・伊奈・谷和原線	30	1,640	950	57.9
			49,230	25,150	51.1

第2編 風水害対策 第1章 災害予防計画 第4節 都市計画

・都市公園は市内に20箇所設置されている。

[都市公園の整備状況]

番号	公園名	場所	面積 (ha)	公園種別	備考
1	みらいの森公園	富士見ヶ丘1丁目	4.24	地区公園	平成25年度供用開始予定
2	絹の台桜公園	絹の台3丁目2他	5.44	近隣公園	設置：平成元年7月 都市公園供用開始：平成元年10月1日
3	福岡堰さくら公園	北山2633-7他	2.70	近隣公園	設置：平成18年4月1日 都市公園供用開始：平成21年12月1日
4	みらい平さくら公園 (1号近隣公園)	陽光台3丁目	2.00	近隣公園	平成25年度供用開始予定
5	みらい平どんぐり公園 (2号近隣公園)	紫峰ヶ丘4丁目	2.00	近隣公園	設置：平成21年10月1日 都市公園供用開始：平成21年12月1日
6	鈴の丘公園	絹の台1丁目13	0.50	街区公園	設置：平成2年5月 都市公園供用開始：平成3年4月1日
7	鐘の丘公園	絹の台5丁目14	0.22	街区公園	設置：平成2年6月 都市公園供用開始：平成3年4月1日
8	笛の丘公園	絹の台3丁目28	0.18	街区公園	設置：平成元年3月 都市公園供用開始：平成2年4月1日
9	勘兵衛新田児童公園	伊奈東33-100他	0.15	街区公園	設置：昭和57年4月1日 都市公園供用開始：昭和57年4月1日
10	石の公園 (1号街区公園)	陽光台3丁目	0.25	街区公園	設置：平成19年11月21日 都市公園供用開始：平成21年12月1日
11	すこやか公園 (2号街区公園)	陽光台4丁目	0.25	街区公園	設置：平成19年11月21日 都市公園供用開始：平成21年12月1日
12	なかよし公園 (3号街区公園)	陽光台2丁目	0.25	街区公園	設置：平成19年11月21日 都市公園供用開始：平成21年12月1日
13	くわがた公園 (4号街区公園)	富士見ヶ丘2丁目	0.25	街区公園	設置：平成22年10月1日 都市公園供用開始：平成22年10月1日
14	かえる公園 (5号街区公園)	富士見ヶ丘3丁目	0.25	街区公園	平成24年10月1日供用開始
15	ほたる公園 (6号街区公園)	富士見ヶ丘4丁目	0.23	街区公園	設置：平成24年3月 都市公園供用開始：平成24年4月1日
16	てんとうむし公園 (7号街区公園)	富士見ヶ丘1丁目	0.25	街区公園	設置：平成21年10月1日 都市公園供用開始：平成21年12月1日
17	かたつむり公園 (8号街区公園)	紫峰ヶ丘3丁目	0.25	街区公園	設置：平成22年10月1日 都市公園供用開始：平成22年10月1日
18	とんぼ公園 (9号街区公園)	紫峰ヶ丘2丁目	0.25	街区公園	設置：平成21年10月1日 都市公園供用開始：平成21年12月1日
19	ちょうちょう公園 (10号街区公園)	紫峰ヶ丘5丁目	0.25	街区公園	設置：平成19年11月21日 都市公園供用開始：平成21年12月1日
20	きょうりゅう公園 (11号街区公園)	紫峰ヶ丘1丁目	0.25	街区公園	設置：平成19年11月21日 都市公園供用開始：平成21年12月1日
合計			20.16		

2. 対策

1) 災害に強いまちづくりの推進

市街化区域内では、第一種低層住居専用地域の占める割合が高くなっており、建物用途の混在、建物密度等の高度化が進んでいる。次いで、工業専用地域、第一種住居地域となっている。主として、第一種住居地域では、今後、都市計画法の地域地区制度を活用し、既成市街地内の建物密度を土地利用に応じ適正に保つとともに、今後の市街化の動向に併せ、防火地域、準防火地域指定等を検討するなど、都市計画法を活用した災害に強いまちづくりを推進する。

2) 都市施設の整備促進

(1) 都市計画道路

都市計画道路は、市内の様々な交通を整序化し、土地利用の効率化や都市活動の支援及び市民の安全をもたらすとともに、火災の延焼防止や避難路としての機能を有していることから、適宜、その整備を促進する。

(2) 都市公園

都市公園は、市内の防災拠点としての機能を有していることから、その拡充を図る。

3) 都市計画事業の推進

今後の市街化動向により、新しく形成される市街地や既成市街地の再編にあたっては、地区計画などの諸制度を活用し、道路等の都市基盤と一体となった整備を推進することによって防災コミュニティを形成し、災害に強い市街地づくりを進める。

第5節 文教計画

■基本的考え方

この計画は、市及び市教育委員会が中心となって、学校及びその他の教育機関とともに、児童・生徒等の安全性を確保するとともに、本市の文化的資源を災害から守るための対策について定めるものである。

関係部課	学校教育課、生涯学習課
------	-------------

1. 概況

1) 学校等の状況

- ・市内には10の小学校、4つの中学校、1つの高等学校、3つの幼稚園、6つの保育所、1つの特別支援学校が存在している。
- ・児童、生徒の安全を確保するために、災害時において関係教職員の適切な誘導のもと児童・生徒等の迅速な避難等が行えるよう、正しい避難方法に関する周知や地域社会と一体となった避難訓練などを定期的実施していくことが求められる。

[学校等の状況]

◆小学校

学校名	所在地	校舎面積 (m ²)	校地面積 (m ²)	プールの有無	電話番号
小張	小張1661	3,455	26,516	○	0297-58-0003
豊	豊体1692	3,190	11,737	○	0297-58-1008
谷井田	谷井田2047	5,874	21,597	○	0297-58-1143
三島	下島422	3,230	12,567	○	0297-58-2505
板橋	板橋2379	5,927	22,701	○	0297-58-0002
東	足高1313	2,659	13,993	○	0297-58-6529
谷原	加藤241	3,243	12,066	○	0297-52-2009
十和	上長沼1250	2,782	11,822	○	0297-52-4332
福岡	福岡971	2,781	9,553	○	0297-52-5004
小絹	小絹858	5,587	29,822	○	0297-52-3008

◆中学校

学校名	所在地	校舎面積 (m ²)	校地面積 (m ²)	プールの有無	電話番号
伊奈	市野深600	7,278	43,281	○	0297-58-0201
伊奈東	南太田254	6,478	41,664	○	0297-58-4631
谷和原	古川950	4,679	24,709	○	0297-52-2038
小絹	絹の台1-14-2	6,112	24,152	○	0297-52-0505

◆高等学校

学校名	所在地	校舎面積 (m ²)	校地面積 (m ²)	プールの有無	電話番号
伊奈	福田711	10,222	54,653	○	0297-58-6175

◆幼稚園

幼稚園名	所在地	敷地面積 (m ²)	電話番号	備考
すみれ	下島592	6,393	0297-58-3425	
わかくさ	板橋3023-1	10,909	0297-58-0014	
谷和原	上小目600	4,468	0297-52-2330	幼保一体施設

◆保育所

保育所	所在地	敷地面積 (m ²)	電話番号	備考
伊奈第1	山王新田1253	2,986	0297-58-2422	
伊奈第2	小張4705	2,396	0297-58-1025	
伊奈第3	長渡呂新田715	3,100	0297-58-1597	
伊奈第4	狸穴1072-14	3,977	0297-58-6002	
谷和原第1	仁左衛門新田641	3,933	0297-52-2100	
谷和原第2	上小目600	5,271	0297-52-4217	幼保一体施設

◆特別支援学校

学校名	所在地	校舎面積 (m ²)	校地面積 (m ²)	プールの有無	電話番号
伊奈	青古新田300	8,310	34,705	○	0297-58-8727

2. 対策

1) 防災上必要な教育の実施

- (1) 学校等の長（以下「校長等」という。）は、児童生徒等の安全を図るため、防災計画を作成し、安全教育が適切に行われるよう努める。
- (2) 市教育委員会は、防災対策資料の作成・配布及び研修を実施し、関係教職員の災害及び防災に関する専門的知識の醸成及び技能の向上に努める。また、市教育委員会は、公民館等社会教育施設における諸活動並びに社会教育等団体の諸活動を通じ、防災思想の普及を図る。

2) 防災訓練の実施

- (1) 校長等は児童・生徒等の安全を図るため、地域の実情に応じた避難等の防災上必要な訓練を定期的実施する。
- (2) 校長等は、関係教職員に対し、地域の実情に応じ、災害の状況を想定した警報の伝達、初期消火等の防災上必要な訓練を定期的実施する。
- (3) 学校等は、地域社会で実施する合同訓練に積極的に参加するよう努める。

3) 防災施設等の整備・充実

各教育機関等は災害発生の場合、迅速かつ適切な消防・避難及び救助が実施できるよう消防、避難及び救助に関する施設、設備等の整備及び救急医療用資機材等の備蓄に努める。

4) 学校施設等の整備・充実

災害による学校等施設・設備の被害を予防し、児童・生徒等の安全と教育活動の実施を確保するため、次の計画について実施する。

- (1) 学校施設・設備を火災及び台風等の災害から防護するため、建物の建築にあたっては、

鉄筋コンクリート造、鉄骨造等による不燃堅牢構造化を促進する。

- (2) 校地等の選定、造成をする場合は、がけくずれ・台風等の災害に対する適切な予防措置を講ずる。
- (3) 学校等施設・設備を災害から防護するため、定期的に安全点検を行い、危険箇所、補修箇所等の補強補修等を実施し、特に電気工作物、電気用品、ガス設備、その他の危険物がある施設では、適切な管理に努める。

5) 防火管理者の責務

防火管理者は、消防法第8条に基づき、消防計画の作成・消防計画に基づく消火・通報及び避難訓練の実施・消防の用水若しくは消火活動上必要な施設の点検及び整備又は火気の使用若しくは取り扱いに関する監督を行うときは、火元責任者その他の防火管理の業務に従事する者に対し、必要な指示を与えなければならない。

6) 文化財保護

防災施設・設備（収蔵庫・火災報知器・消火栓・貯水槽・避雷針）の整備の促進を図る。
なお、文化財の所在の明確化及び見学者に対しての防災のための標識等の設置を図る。

第6節 農地農業計画

■基本的考え方

この計画は、災害発生 の地域性を考慮して、災害から農畜産物を保護するために必要な措置を事前に検討し、被害の軽減を図るための対策を定めるものである。

関係部課	産業経済課
------	-------

1. 概況

1) 農地の状況

- ・本市の土地利用面積の内、田が最も多く、35.6%を占めている。畑とあわせると農地が全体の54.8%を占めている。
- ・畑は主に台地部に位置しており、主として小麦等の栽培がなされている。田は主に低地部に位置しており、主として水稻の栽培がなされている。
- ・低地部の田では水害の影響を受けやすい条件となっている。

[本市の土地利用の状況]

	総面積	田	畑	宅地	池沼	山林	原野	雑種地	その他
面積 (ha)	7,914	2,814	1,522	944	10	562	81	928	1,053
構成 (%)	100.0	35.6	19.2	11.9	0.1	7.1	1.0	11.7	13.3

2) 気象条件

太平洋型の気候であり、冬季は比較的温暖で、夏期にあっても酷暑には至らず、台風や霜、雪などの被害も少ない。年間の平均気温は14℃程度、年間降水量は1,200mm～1,400mmである。

2. 対策

1) 農地計画

本市の土地利用において、田、畑の農地は欠かすことのできない資源であり、周辺居住地と一体となり良好な田園集落地景観を形成している。農地は、他の自然とともに市民に潤いと安らぎをあたえる役割を果たしているとともに、水資源の涵養の役割も担っている。

今後も本市の地域景観を形成する農地を良好な環境で維持していくために、農業用水路の整備、農道の整備、土地改良事業など風水害に対する備えを促進していく。

2) 農業計画

(1) 防除器具の整備

病虫害防除器具並びに災害防護器具を整備し、円滑に使用できるようにする。

(2) 薬剤等

災害の発生が予測される場合は薬剤等が迅速に確保されるよう全農いばらき等を通じて必要量の備蓄を行なう。

(3) 飼料

災害に備え、最低数日間の飼料を備蓄する。

3) 家畜対策

(1) 低湿地畜舎は周囲の土盛り、排水路の整備を行う。

(2) 増浸水の場合を想定して、避難場所の確保を図る。

(3) 倒壊流失の懸念のある畜舎の補修を行う。

第7節 情報通信設備等の整備計画

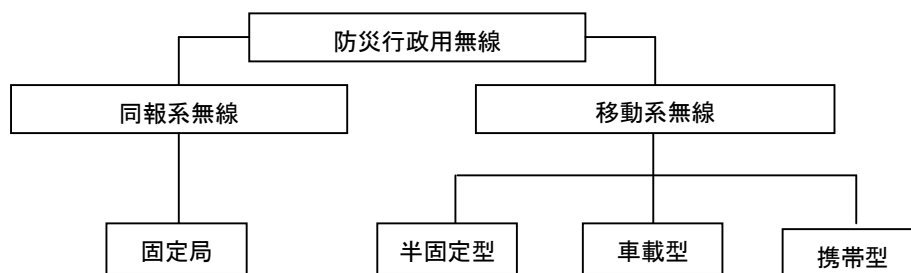
■基本的考え方

この計画は、災害時において通信連絡が迅速・的確に行えるよう、通信体制の明確化、情報通信設備の維持整備を図るとともに、適切な運用を図るため定めるものである。

関係部課	安心安全課
------	-------

1. 概況

- ・現在、防災行政用無線により市内全域に情報通信網が整備されている。



2. 対策

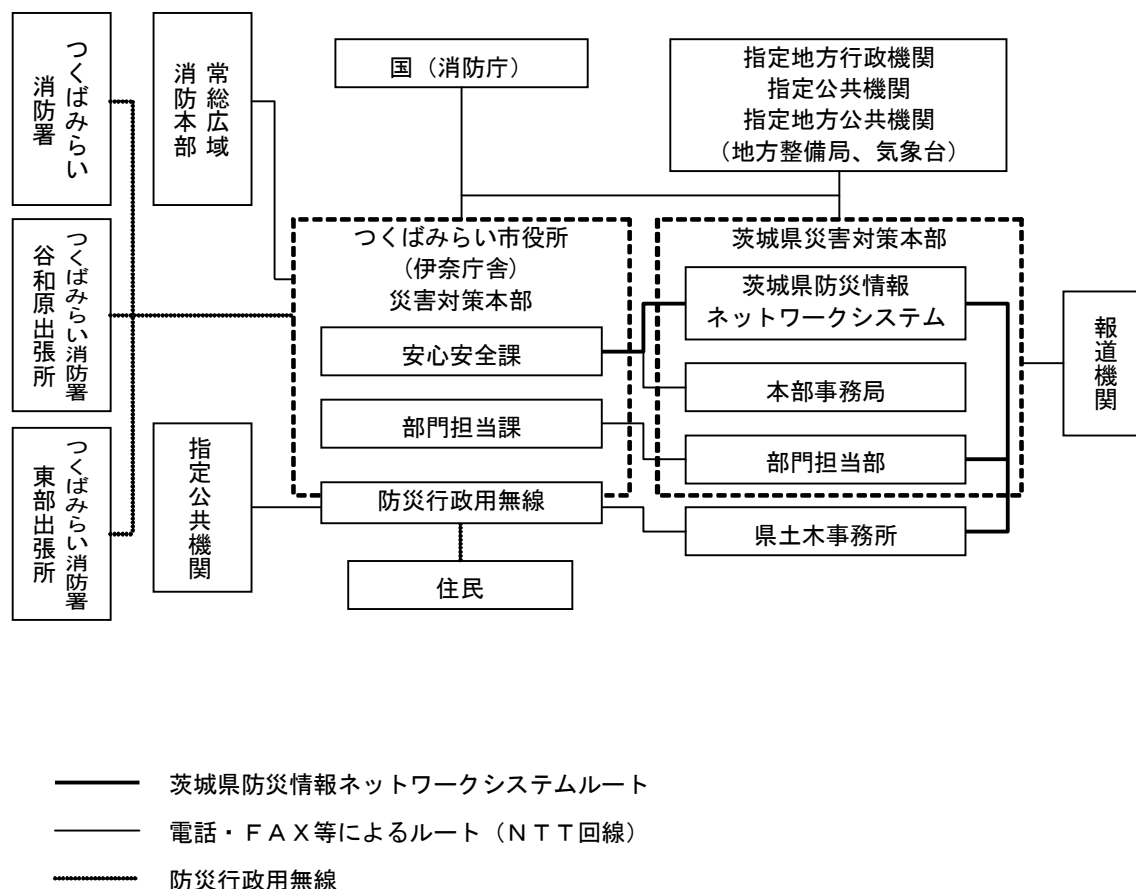
1) 防災機能の集約化と防災拠点の効果的な配置

災害時においては、伊奈庁舎及び谷和原庁舎を防災拠点とし、その機能を十分に発揮するため、様々な防災機能の集約化を図るため、以下の観点から適切な配置・整備を行うものとする。

- (1) あらゆる災害の危険性が最も低い地域を重視する。
- (2) 緊急時の交通ネットワーク上最も利便性が高い地域を重視する。
- (3) 広域避難場所等防災機能等の周辺地域であることを重視する。
- (4) 防災通信連絡上最も利便性が高い地域を重視する。
- (5) 消防署等各防災関係機関からの到達時間が最も短く、効率的な地域を重視する。
- (6) 難聴地域が発生しないことを念頭とした防災行政無線を整備する。
- (7) その他防災上必要な観点。

2) 災害時通信系統

災害時の通信系統は次のとおりである。



3) 通信機器の維持補修

通信機器及び器材が常に活用できるように、随時点検整備に努めるものとする。

4) 災害用電源の確保

災害時の停電に備え、バッテリー、無停電電源装置、自家発電設備等の整備に努めるとともに発電機等の燃料の確保を図る。

5) 非常緊急通話用電話番号の指定

予め、所轄の東日本電信電話株式会社(茨城支店長)に対し、非常、緊急通話用電話番号を指定し、承認を受けておき、かつ県内各機関の一覧表を作成しておく。

6) アマチュア防災ボランティアとの協力体制構築

市は、災害発生時におけるアマチュア無線ボランティア活動を支援するため、あらかじめアマチュア無線ボランティアの「担当窓口」(安心安全課)を設置する。

7) 非常・緊急通話用電話

市は、必要な部署等に災害時優先電話を配置するとともに、登録状況について管理し、関

係機関との情報共有を図る。

8) 業務継続性の強化

市は、情報システムの耐災性の向上とバックアップの強化を図り、各種重要データの消失を防止するとともに、それを扱う情報システムを継続的に維持・稼動させる必要がある。

9) サーバの負荷分散

災害時の機器の損傷や電力の枯渇によるサーバの停止、災害発生後のホームページ用サーバにアクセスが集中し、情報が閲覧しにくい状況が生じる場合においても、情報発信を継続できるよう、ミラーリング（代替）サーバの確保など、サーバの負荷を分散する手段についてインターネットサービスプロバイダ等と調整を図っておくものとする。

第8節 災害用資材、機材等の点検整備計画

■基本的考え方

この計画は、災害に備えて市で常備する資材、機材等を整備点検し、応急対策活動を円滑に行うために定めるものである。

関係部課	安心安全課、産業経済課、健康増進課
------	-------------------

1. 水防用資機材器具

水防に必要な資機材器具について、市庁舎、つくばみらい消防署、つくばみらい消防署谷和原出張所、つくばみらい消防署東部出張所、茨城県土浦土木事務所、国土交通省下館河川事務所等の備蓄資機材器具の状況を把握した上で、必要な資機材器具を各施設に適宜、備蓄・配備する。

2. 医療助産及び防疫に必要な資器材

医療、助産、防疫に必要な備蓄資機材及び薬剤は、指定医療品販売業者から年次毎、計画的に調達し、必要量を備蓄していく。

3. 食糧等

食糧等については、年次毎、計画的に調達し、必要量を備蓄していく。

4. 燃料等

1) 燃料の調達、供給体制の整備

市は、災害発生時において可能な限り早期に生活基盤の復旧を図るため、予め、県石油業協同組合各支部と必要な協定等を締結するなどして、災害応急対策に必要な車両に対し、優先的な給油を受ける給油所を指定しておく。

2) 災害応急対策車両等の指定

(1) 災害応急対策車両等の指定

市及び防災関係機関等は、別に定める基準に基づき、災害応急対策や医療の提供を行うための車両を、予め指定しておく。また、指定車両には別に定める基準に基づき、ステッカーを作成し備えておく。

(2) 災害応急対策車両管理者等の責務

災害応急対策車両に指定された車両の所有者または使用者は、日頃から燃料を満量近く給油しておくことを心がける。

上記の対策を含め、災害応急対策車両の管理者は、災害発生時にも必要最低限の業務が継続できるよう、業務継続計画を策定するよう努めるとともに、指定された施設及び車両に変更等が生じた場合には速やかに県に報告する。

3) 災害応急対策車両専用・優先給油所の指定

市は、協定などに基づき、災害発生時において災害応急対策車両が専用又は優先により給油を受けるべき給油所を予め指定しておくとともに、災害対応力の強化に努める。なお、市から指定のあった災害応急対策車両専用・優先給油所は、市と協力して日頃からその旨を明示し、災害時に混乱が生じないよう周知を図る。

4) 平常時の心構え

市は、災害発生時の燃料の供給不足に伴う混乱を防止するため、日頃から市民及び事業者等に対し、車両の燃料を日頃から半分以上としておくよう心掛けるなど、災害発生時に備えた燃料管理などの普及啓発を行う。また、日常生活や事業活動において、車両が必要不可欠な住民及び事業所は、車両の燃料を日頃から半分以上としておくよう心掛けるなど、自助努力に努める。

第9節 火災予防計画

■基本的考え方

この計画は、消防機関による消防体制の整備・充実を図り、火災から市民の生命、身体及び財産を保護し生活の安全のために定めるものである。

関係部課	安心安全課
------	-------

1. 概況

1) 市内消防体制の状況

- ・消防本部は、常総広域消防本部に設置されている。
- ・消防署・出張所はつくばみらい消防署及びつくばみらい消防署谷和原出張所、つくばみらい消防署東部出張所が設置されており、それぞれ、33人、15人、15人の署員が配置されている。
- ・消防団は、つくばみらい市消防団が設置され、11個分団で構成されている。

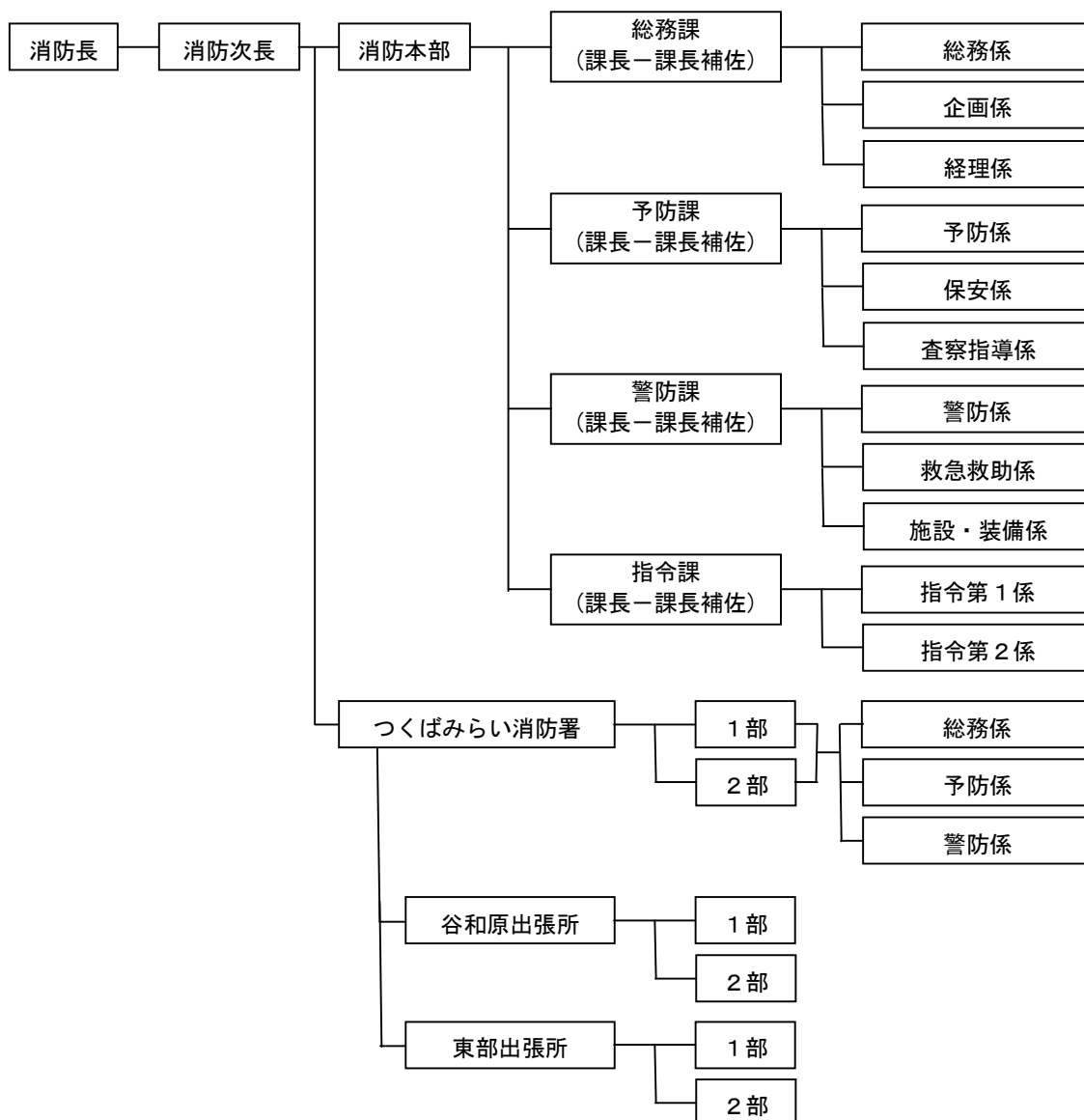
[消防体制]

消防本部名称	消防署名称	定員
常総広域消防本部 (現数・総員240人)	つくばみらい消防署	33人
	つくばみらい消防署 谷和原出張所	15人
	つくばみらい消防署 東部出張所	15人

[消防団体制]

消防団名	分団名	定員	担当区域
つくばみらい市消防団	本 部	36名	
	第1分団	20人	小張地区、陽光台
	第2分団	20人	豊地区
	第3分団	20人	谷井田地区
	第4分団	20人	三島地区
	第5分団	20人	東地区
	第6分団	20人	板橋地区 高岡・狸穴・大和田・野堀・神生
	第7分団	20人	板橋地区 板橋・南太田・伊奈東
	第8分団	20人	福岡地区
	第9分団	20人	十和地区、富士見ヶ丘
	第10分団	20人	谷原地区、紫峰ヶ丘
	第11分団	20人	小絹地区

2) 常総広域消防本部の組織体制



2. 対策

1) 消防体制の充実・強化

合併前の災害相互応援協定を引き継ぐとともに、大災害に備えた相互応援協定を締結し、広域消防体制の確立を図る。

2) 消防施設の整備強化

消防力の整備指針及び消防水利の基準に適合するよう、消防機械器具、消防水利施設、火災通報施設等の整備について年次計画を立て、その強化を図るものとする。

3) 火災予防対策の徹底

(1) 大火に関する災害予防

①火災警報の発令及び周知

消防法第22条により水戸地方気象台から知事を通して火災気象通報を受領したとき、あるいは地域内の気象状況が火災の予防上危険であると認める場合は、次にあげる方法によってその状況を地域住民に周知徹底させ、地域住民の協力により火災発生防止を期するものとする。

ア 火災警報を発令する。

イ 火災警報発令とともに消防機関及び広報機関(広報車等)は市内を巡回し、地域住民に対し、火気の取扱、使用制限、禁止等について宣伝放送し、火災予防を周知徹底する。

ウ 火災警報発令に伴い、各保育所、学校等に通報連絡し、児童・生徒等に対し、火災予防の徹底を期するよう注意の喚起を図る。

エ 火災警報発令とともに、常総広域消防本部に通報、連絡し、消防団(各分団長は団員に通報、必要な措置をとる。)に担当区域内の火災発生防止について徹底させる。

②火災警報発令基準

火災警報発令基準は次のとおりである。

ア 実行湿度が60%以下、相対湿度40%以下の時で、最大風速7m/secを超える見込みのあるとき

イ 平均風速10m/sec以上の風が1時間以上連続して吹く見込みのとき

(注：降雨、降雪中は発令しないこともある)

③火災警報の解除

火災警報は、平常気象に復したとき解除する。

④消防機関の警戒体制

ア 出火出動隊の強化

延焼火災が発生した場合は、消防長は消防職員を出動させ、署防災無線及び順次指令装置を使用し、市内分団を要請するものとする。

イ 消防団員の確保

消防団は、各部機関員を含む5名を自宅待機とし出動態勢の万全を期するものとする。

ウ 気象状況の把握

気象状況が概ね発令の基準に達する見込みの時、若しくは火災警報が発令された場合、

気象状況を把握して警防対策の万全を期する。

エ 消防水利の確保

大火の発生に備えて、水道関係機関と事前協議を行い、給水地域内に火災が発生した場合、加圧送水が迅速に行われるようにする。

(2) 建築同意制度の推進

消防法第7条の規定による建築同意制度の効果的な運用を図り、建築面からの火災予防の徹底を期するものとする。

(3) 予防査察

市及び消防機関は消防法の規定に基づく、防火対象物の予防査察の実施にあたっては、位置、構造、設備及び管理の状況を把握し、消防用施設等の状況を検査して、当該対象物の関係者に対する、火災予防上必要な各種の措置の励行を強力に指導するものとする。

(4) 防火対象物に対する防火管理対策(防火管理者育成指導)

学校、病院、工場等消防法第8条及び第8条の2に規定する防火対象物所有者は、必ず防火管理者を置き、さらに当該防火管理者に対し、消防計画の作成、防災訓練の実施、火気の使用等防火管理上必要な業務を行わせるよう指導する。

①消防職団員による教育訓練

②防火基準適合表示制度

③自衛消防隊の育成

④消防計画の作成

⑤消防情報

⑥防火思想の普及計画

第10節 防災知識の普及計画

■基本的考え方

この計画は、災害時の混乱防止と被害を最小限にとどめるため、平常時から各防災関係機関と連携をとり、市民等に対して災害予防又は災害応急対策等に関する防災知識の普及及び高揚を図るために定めるものである。

関係部課	安心安全課、こども福祉課、学校教育課、生涯学習課
------	--------------------------

1. 概況

1) 普及方法の手段の変化

- ・近年では、インターネットの普及が進んでいることから、市ホームページ上に防災知識の向上に関する内容を盛り込むなどの対策を検討する必要がある。
- ・また、防災情報の提供にあたっては、市内の防災に関する情報・図書等を一箇所に集約するとともに、情報の所在を広く周知することが効果的である。

2) 求められる普及内容

近年起こった大災害を教訓として、自らの生命を守るための普段からの防災に対する知識の向上と、日常生活コミュニティを基盤とした隣近所を助け合う共助に対する意識普及が重要視されている。災害の危険性や安全対策、避難行動に関する知識の普及はもとより、自助、共助に関する災害思想の普及を図るための情報を積極的に提供していくことが求められる。その際、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう務めるものとする。

2. 対策

1) 市民に対する防災教育

(1) 普及、啓発の内容

主として次の内容について、広く市民に対し知識の普及、啓発を図るものとする。

<知識の普及、啓発を図る主な内容>

- ①地震防災に関する一般的な知識
- ②つくばみらい市内で想定される風水害に関する知識
- ③気象情報入手に関する知識
- ④注意報・警報発令時にとるべき行動
- ⑤避難勧告・避難指示の発令時にとるべき行動
- ⑥早期避難（避難準備情報の意味）の重要性と避難場所及び避難路
- ⑦災害時要援護者支援の方法
- ⑧避難場所での行動
- ⑨災害時に機能する公的団体の活動内容に関する知識（行政、防災関係機関、医療機関、福祉機関など）
- ⑩自主防災組織の地域での防災活動
- ⑪その他地域の実情に応じた住民の安全確保に必要な情報 等

(2) 普及・啓発の方法

① 広報紙、パンフレット等による普及

上記内容の普及を図るため、広報紙やパンフレットなどを作成し、広く市民に配布することにより、災害・防災に関する知識の普及、防災意識の高揚を図る。

② 情報発信の場の一元化・集約化による普及

広く情報を発信するためには、その情報がどこに行けば入手できるのかを明確にし、周知しておくことが最も重要である。また、一つの場所で防災に関するすべての情報が手に入る仕組みをつくることが重要である。

そのため、市庁舎内に防災に関する知識・資料コーナーの設置を検討し、防災に関する情報の一元化・集約化に努めるものとする。

③ 講演会等の開催による普及

市内防災関係機関と連携し、防災をテーマとした講演会、講習会、シンポジウム、座談会等を催し、広く参加を呼びかけ、知識の普及、意識の高揚を図る。

④ 個別地区単位での防災勉強会の開催による普及

危険箇所が予め明らかになっている土砂災害危険箇所などについては、より具体的な知識の普及が必要となる。そのため、地区単位で土砂災害ハザードマップなどを作成した上で、地区住民に対して、危険性や予防、避難の方法などについて勉強会を開催するなど、具体的な防災対策について知識の普及に向けた取り組みを推進する。

⑤ その他のメディアの活用による普及

ア テレビ・ラジオ局、CATV局の番組の活用

イ ビデオ、フィルムの製作、貸出

ウ 文字放送の活用

エ インターネットの活用

2) 学校及び保育所(園)等における防災教育

(1) 幼児・児童・生徒等に対する防災教育

① 幼稚園、保育所(園)、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校(以下「学校」という。)においては、各学校で策定した学校防災計画に従って、幼児、児童及び生徒(以下「児童・生徒等」という。)の発達段階に応じた防災教育を行い、防災に関する知識の普及啓発、防災意識の高揚を図る。指導内容としては、災害時の身体の安全確保の方法、災害時の助け合いの重要性、災害のしくみ、防災対策の現状などがあげられ、これらの教育にあたっては防災指導車の活用をはじめとする体験的学習を重視することとする。また、大災害が発生した場合でも適切な行動がとれるよう、避難訓練の充実に努める。

② 地理的要件など地域の実情に応じ、がけ崩れなど、様々な災害を想定した防災教育を行う。

③ 災害時に一人ひとりがどのように行動すべきかなどを自ら考え、学ばせる「自立的に行動するための防災教育」や、学校等を核とした地域での避難訓練や避難所運営などを行う「地域活動と連携した実践的な防災教育」の視点による指導を行う。実施にあたっては、登下校時など学校外も含めたあらゆる場面を想定し、授業等による指導や避難訓練等の体験的学習の充実に努める。

(2) 指導者に対する防災教育

指導のための手引書等の作成・配布及び避難・救助等に関する研修会を通して、指導者への防災教育を行い、資質向上を図る。

第11節 防災訓練計画

■基本的考え方

この計画は、災害応急対策を円滑に進めるうえで必要となる災害時の行動と心構えを養うため実施する訓練について定めるものである。

関係部課	安心安全課
------	-------

1. 概況

- ・各種防災訓練の実施にあたっては、自主防災組織やボランティア組織、事業所、災害時要援護者も含めた一般市民の参加を促すことによって、自助、共助が機能することとなる。
- ・また、近年では、防災訓練を擬似体験するゲームなどが様々な機関で用いられており、その対象は主に自主防災組織の訓練に適している。今後、自主防災組織の強化を図るため、疑似体験訓練を用いるなどの工夫が必要である。

2. 対策

1) 総合防災訓練(県、市及び防災関係機関、自主防災組織並びに住民等が行う訓練)

災害時の迅速かつ的確な行動のためには、日常からの訓練が必要である。関係機関相互の連携のもと、災害時の状況を想定した具体的かつ効果的な訓練を定期的、継続的に実施していくものとする。また、訓練の実施にあたっては、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう務めるものとする。

(1) 訓練種目

訓練種目は次のとおりとする。

- ①災害対策本部設置、運営
- ②交通規制及び交通整理
- ③避難準備及び避難誘導、避難所の運営
- ④救出・救助、救護・応急医療
- ⑤ライフライン復旧
- ⑥各種火災の消火
- ⑦道路復旧、障害物排除
- ⑧緊急物資輸送
- ⑨無線による被害情報の収集・伝達
- ⑩災害時要援護者の支援（避難所への避難等）
- ⑪応急給水活動

また、訓練にあたっては、展示・体験スペースを設置し、住民が災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板、救急法等を体験できる機会を積極的に設けるよう努める。

(2) 訓練参加機関

できるだけ多くの防災関係機関に参加を呼びかけて実施する。その他、自主防災組織、ボランティア組織、事業者、災害時要援護者も含めた一般市民の参加も広く呼びかけるとともに、応援の派遣、受入れを中心とした他市町村との合同の訓練も含め実施を検討する。

2) 市が実施する訓練

(1) 避難訓練

①防災関係機関、地域社会と連携した避難訓練の実施

防災関係機関と地域社会等が連携して、避難の指示、誘導、伝達方法、災害時要援護者支援等に係る避難訓練を年次計画に従い実施する。避難訓練に参加する地域社会の単位は、行政区、自主防災組織等、複数の組織の連合若しくは学校区、避難所を中心とする避難範囲等とし、地域と市及び防災関係機関、事業者等との連携により避難訓練を実施する。

②幼稚園、保育所、小学校、中学校、病院及び社会福祉施設等における訓練

市は、災害時の幼児、児童・生徒等、傷病者、身体障がい者及び老人等の災害対応力の比較的低い施設利用者の生命・身体の安全を図り、被害を最小限にとどめるため、施設管理者に対し避難訓練を中心とする防災訓練を実施するよう指導する。

③学校と地域が連携した訓練の実施

市は学校と連携し、児童・生徒を含めた地域住民の参加により、学校における避難所運営や炊き出し等の実践的な訓練を行うよう努める。

(2) 水防訓練

梅雨期及び台風等の出水に備え、水防活動を迅速・的確に遂行するため、消防団員(水防団員)及び関係機関の協力により訓練を実施する。

(3) 消防訓練

市の消防計画に基づく消防活動の円滑な遂行を図るため、消防に関する訓練を実施するほか、大火災を想定して実施する。なお、学校にあたっては、収容者数等人命保護のため、特に避難について施設を整備し、訓練を実施するものとする。

(4) 非常参集訓練

各防災関係機関は災害時の迅速な職員参集のため、非常参集訓練を実施するとともに災害時の即応体制の強化に努める。また、非常参集訓練と同時に、本部運営訓練及び情報収集伝達訓練も併せて実施する。

(5) 通信訓練

災害の発生を想定した被害状況の把握及び伝達が迅速かつ適切に行えるよう、定期的に通信訓練を実施するとともに、非常用電源設備を活用しての通信訓練も実施する。また、有線及び県防災行政無線が使用不能になったときに備え、茨城地区非常通信協議会が実施する非常通信訓練に参加し、非常時の通信連絡の確保を図る。

3) 自主防災組織及び住民等が実施する訓練

(1) 自主防災組織等における訓練

市は、自主防災組織等に対し、地域住民の防災行動力の強化、防災意識の向上、組織活動の習熟及び関連防災機関との連携を図るため、市及び所轄消防署等の指導のもと、地域の事業所とも協調して、年1回以上の組織的な訓練を実施するよう努めるものとする。訓練種目は、初期消火訓練、応急救護訓練、避難訓練及び高齢者・身体障がい者等安全確保訓練等を主として行う。また、自主防災組織等からの指導協力の要請を受けた防災関係機関は、関連する諸機関との連携を取り、積極的に自主防災組織等の活動を支援する。

(2) 一般市民の訓練

市民一人ひとりの災害時の行動の重要性にかんがみ、市及び防災関係機関は、防災訓練に際して、広く災害時要援護者も含めた市民の参加を求め、市民の防災知識の普及啓発、防災意識の高揚及び防災行動力の強化に努めるものとする。

また、市民は、防災対策の重要性を理解し、各種の防災訓練への積極的・主体的な参加、防災教育施設での体験訓練、家庭での防災会議の実施等の防災行動を継続的に実施するよう努めるものとする。

(3) 事業所等における訓練

事業所等の管理者は、県、市、消防機関、その他関係機関と協力して、関係者等の人命保護のため、避難訓練を実施するように努める。

第12節 防災組織等の活動体制整備計画

■基本的考え方

この計画は、市民が自分たちの地域は自分たちで守るという意識のもと、地域の防災活動が効果的に行えるよう、自主防災組織の確立について定めるとともに、共助の考え方に基づいて活動を行うボランティア組織の活動の支援体制について定めるものである。

関係部課

安心安全課、産業経済課、社会福祉課

1. 概況

1) 市内自主防災組織の活動実態

- ・市内には44の自主防災組織がある。
- ・市では、備品購入等について補助を行っている。
- ・活動状況としては、自主的に防災活動を行っている。

2) 自主防災組織やボランティア団体に求められる役割

- ・高齢者世帯の独居化が増加する中で、自主防災組織が災害時に果たすべき役割の重要性が増加している。
- ・今後、自主防災組織の設立支援を積極的に実施するとともに、自主防災組織の活動を効果的なものにするために、リーダーの養成や活動支援などを積極的に実施していくことが求められる。

2. 対策

1) 自主防災組織等の整備

(1) 自主防災組織づくりの支援

防災講演会や研修会の開催、パンフレットの作成等を通じて、市民に自主防災組織づくりの必要性を啓発していくとともに、活動支援をPRし、自主的な組織設立に取り組む。

(2) 自主防災組織の単位・編成

①組織単位

組織の単位は町会や自治会等を基本として、必要に応じて、ブロック分けをする。

②編成

自主防災組織には組織をとりまとめる会長をおき、その下に、情報班、消火班、救出救護班、避難誘導班、給食・給水班等を設置し、各班毎に班長を決める。

(3) 自主防災組織の活動

自主防災組織の活動は次のとおりである。

①平常時の活動

- ア 防災に関する知識の普及や、地域の危険箇所の点検・把握等
- イ 防災訓練の実施
- ウ 火気使用設備器具等の点検

- エ 防災資機材の備蓄
- オ 災害時要援護者リストの作成(氏名、住所、年齢、世帯構成、身体状況など)
- カ 災害時要援護者避難協力体制の計画
- キ 災害発生時における、行政や消防団など地域内との連絡手段や伝達事項等のマニュアルの策定及び再確認

②災害時の活動

- ア 情報の収集、伝達
- イ 出火防止及び初期消火
- ウ 避難誘導
- エ 救出、救護
- オ 救助・救護者リストの作成
- カ 炊き出し及び給水、救助物資の分配に対する協力
- キ 災害時要援護者の安全確保

(4) 相互協力体制の整備

市内自主防災組織間の協力体制の整備として、自主防災組織間の情報交換を促進する等連携体制を強化する。

(5) 自主防災組織への活動支援

市、及び県は、自主防災組織に対し、その結成及び機材の整備等について支援を行う。

2) ボランティア組織の育成・連携

(1) 災害時ボランティアとの調整

防災ボランティアは、一般ボランティアと専門ボランティア(医療・防疫、語学、アマチュア無線)とに区分し、次の表に示す市、県、関係団体等がそれぞれ受入れ、派遣等に係る調整を行う。

また、災害発生時を想定した一般ボランティアと専門ボランティアとの連携のあり方を協議する連絡会を設置し、防災ボランティアの平常時からの円滑な運営・協力体制の構築に努めるものとする。

区分	活動内容	養成・登録の有無	担当窓口	受入れ窓口
一般	炊き出し、食事の配布、水汲み、清掃、救援物資の仕分け・配布、情報の収集・提供、介助、手話等	養成有り 登録有り	県(保健福祉部) 市	県社会福祉協議会 市社会福祉協議会
医療・防疫	医療活動(医師・看護師、臨床検査技師、医療放射線技師、理学療法士、作業療法士)、調剤業務、医薬品の仕分け・管理、消毒等の防疫指導(薬剤師)、健康管理・栄養指導(保健師、助産師、栄養士) 歯科診療(歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士)メンタルケア(精神保健福祉士、臨床心理士)、医業類似行為業務の提供(あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師)	養成無し 登録無し	県(保健福祉部)	県医師会 県歯科医師会 県薬剤師会 県看護協会 県助産師会 県臨床検査技師会 県診療放射線技師会 県理学療法士会 県作業療法士会 県栄養士会 県歯科技工士会 県精神保健福祉士会 県臨床心理士会 県鍼灸師会 県鍼灸マッサージ会
語学	外国語通訳・翻訳	養成有り 登録有り	県(生活環境部)	県国際交流協会
アマチュア無線	非常通信	養成無し 登録無し	県(生活環境部)	県(生活環境部)

(2) 災害時ボランティア担当窓口の設置

市は災害時ボランティアの担当窓口を社会福祉協議会に設置する。

市社会福祉協議会は、災害時におけるボランティア活動が円滑に行われるよう、被災地ニーズの集約体制等、予め、その機能を整備する。

市及び市社会福祉協議会は、ホームページに「ボランティアの受入れ窓口」を掲載するなど、広く市民に周知する。

(3) 災害時ボランティアの活動環境の整備

市及び市社会福祉協議会は、次の活動環境の整備を実施する。

①ボランティア活動の普及・啓発

災害時におけるボランティアの十分な協力と円滑な活動に結びつけるため、市民・企業等に対するボランティア活動の普及・啓発を行うとともに、学校教育においてもボランティア活動の普及に努める。

②一般ボランティアの活動拠点等の整備

災害時におけるボランティア活動が円滑に行えるよう、平常時から活動拠点や宿泊施設の指定・整備に努めるとともに、情報通信手段となる非常時用電話、FAX、パソコン等通信機器等の資機材の整備を進める。

③ボランティア保険への加入促進

市は、ボランティア活動を支援するため、ボランティア保険への加入促進を図るとともに、ボランティア保険の助成に努める。

3) 事業所の自主防災体制の強化

(1) 工場、事業所等における自衛消防隊等の設置

①自衛消防隊等の設置の目的

劇場、百貨店、旅館、学校、病院、社会福祉施設等多数の者が出入りし、又は利用する施設及び石油、ガス等の危険物を製造若しくは保有する工場等においては、火災の発生、危険物類の流出等により大規模な被害発生が予想されるので、これらの被害防止と軽減を図るため、自衛消防隊等を設置する。

②自衛消防隊等の設置対象施設

ア 中高層建築物、劇場、百貨店、旅館、学校、病院、社会福祉施設等多数の者が出入りし、又は利用する施設

イ 石油類、高圧ガス、火薬類、毒劇物等を貯蔵し、又は取扱う製造所、貯蔵所及び取扱所

ウ 多数の従業員がいる事業所等で、自衛消防隊等を設置し、防災防止にあたることが効果的である施設

エ 雑居ビルのように同一施設内に複数の事業所があり、共同して自衛消防隊等を設置することが必要な施設

③自衛消防隊等の設置要領

消防機関は、事業所の規模、形態により、例えば、百貨店、学校、病院、社会福祉施設等多数の者が出入りする建物は、消防法第8条の規定による防火管理者を選任することによるほか、管理権限が別れている複合用途の雑居ビル等の場合、共同防火管理協議会を中心とする防火体制の整備を指導するなど、その実態に応じた組織づくりを指導する。

また、危険物施設や高圧ガス施設等の場合、周辺に及ぼす影響が大きいことから、施設管理者に、事業所及び相互間の応援体制を整備するよう指導する。各施設の防火管理者は、消防計画や防災計画を策定する。

(2) 自衛消防隊等の活動の推進

①自衛消防隊等の規約及び防災計画の作成

それぞれの組織において、規約及び防災計画（活動計画）を定める。

②自衛消防隊等の活動の推進

ア 平常時

- ・ 防災訓練
- ・ 施設及び整備等の点検整備
- ・ 従業員等の防災に関する教育の実施

イ 災害時

- ・ 情報の収集伝達
- ・ 出火防止及び初期消火
- ・ 避難誘導・救出救護

4) 企業防災の促進

企業は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地

域貢献、地域との共生)を十分に認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画(BCP)を策定・運用するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど防災活動の推進に努める。

市は、こうした取組みに資する情報提供を進めるとともに、企業防災分やの進展に伴って増大することになる事業継続計画(BCP)策定支援等の高度なニーズにも応じられる市場の健全な発展に向けた条件整備に務める。さらに、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、企業の防災に係る取組みの積極的評価等により企業の防災力向上の促進に努める。

また、企業等においては、災害発生時に従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、従業員に対する安否確認方法の周知や必要な物資等の備蓄など、帰宅困難者対策に努めるものとする。

さらに、市は企業を地域コミュニティーの一員として捉え、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけるなど、自主防災組織や消防団などと積極的な連携を図るとともに、防災に関するアドバイスをを行う。

第13節 災害時要援護者支援計画

■基本的考え方

この計画は、自力で避難することが困難な高齢者、乳幼児、障がい者及び日本語での災害情報が理解できにくい外国人など、災害時要援護者に対する円滑な情報伝達、避難及び救助・救急体制について定めるものである。

関係部課

社会福祉課、こども福祉課、介護福祉課、健康増進課

1. 対策

1) 社会福祉施設等の安全体制の確保

(1) 防災組織体制の整備

市は、施設管理者等に対し、予防及び災害時の対応、組織体制や行動計画などを盛り込んだ防災計画の策定、入所者の身体的特性や災害時の注意事項などを記録した災害時要援護者リストの作成に関し指導、支援を行う。

また、災害に対する安全性が十分ではない施設について、災害時に他の安全な施設へ入所者を移送する必要があることから、予め自主防災組織等地域の住民組織との協議を行い、非常時の支援体制について定めておくよう指導する。

(2) 緊急応援連絡体制の整備

市は、災害情報を迅速に伝えるための通信連絡体制の整備を図るとともに、防災関係機関や医療機関との連絡体制及び他社会福祉機関との相互応援協定の締結を図るなど、施設管理者に対し、連携体制の強化について助言、指導及び支援を行うものとする。

また、施設と近隣住民、ボランティア組織の連携に向けて、必要な助言、指導及び支援を行うものとする。

(3) 防災資機材の整備、食糧等の備蓄

被災地域の要援護者を受け入れる施設については、応急的な措置が施せるよう、平常時から医薬品、医療機器等を備えておく必要がある。また、十分な設備が整っておらず入所者の移送が必要な施設についても、移送までの応急的な措置が施せるよう、必要な資機材を確保しておく必要がある。

市では、災害時要援護者の避難場所ともなる重要な社会福祉施設等に対し、周辺地域の災害時要援護者を十分受け入れることが可能な備蓄品目、及び備蓄量について調査、把握し、防災資機材等の整備や食糧等の備蓄を行う。

(4) 防災教育、防災訓練の実施

施設管理者は、施設職員等に対し、防災知識や災害時における行動等についての教育を行うとともに、夜間または休日における防災訓練や防災関係機関、近隣住民(自主防災組織)、ボランティア組織等と連携した合同防災訓練を定期的の実施する必要がある。市は、施設管理者に対し、防災知識及び意識の普及、啓発を図るとともに、防災関係機関、近隣住民(自主防災組織)、ボランティア組織等を含めた総合的な地域防災訓練への参加を促進する。

2) 在宅災害時要援護者救援体制の確保

(1) 災害時要援護者避難支援プランの作成

在宅災害時要援護者救援にあたっては、「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」（平成17年3月及び平成18年3月、集中豪雨時等における情報伝達及び高齢者等の避難支援に関する検討会）を踏まえ、災害時における情報伝達体制の整備及び災害時要援護者情報の共有化により、避難支援プランを策定する。

①救助班の設置

福祉関係部局を中心とした横断的な組織として、災害時要援護者の支援を行う「救助班」を設け、避難支援を的確に実施する。

②関係部課・機関等の連携強化

ア 消防団、自主防災組織等との連携強化

市は、消防団や自主防災組織等、地域防災の中心となっている団体等への情報伝達責任者を明確にする。

また、消防団、自主防災組織等に対し連絡の不通を想定した伝達網の整備を行うよう指導する。

イ 福祉関係者との連携

市は、各種協議会等を通じ、平常時から災害時要援護者と接している社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障がい者団体等の福祉関係者と「救助班」との連携を深める。また、福祉関係者に対する防災研修を定期的実施するものとする。市は、福祉関係者がケアプランの策定時を含め、平常時の福祉サービス活動や避難支援プランの策定作業を通じて、災害時要援護者や避難支援者への情報伝達方法について、きめ細かく把握するよう指導する。

(2) 災害時要援護者情報の共有

緊急時の支援プランの策定に先だって、平常時から災害時要援護者と接している福祉関係者との連携・協力により、災害時要援護者の情報を共有化するための取り組みを促進する。災害時要援護者の情報共有にあたっては、「同意方式」、「手上げ方式」、「関係機関共有方式」の3つが主になっているが、最終的には社会福祉協議会等の関係者の協力のもと、本人の情報共有に関する意向を得た上で、避難支援プランに反映させるものとする。

(3) 避難準備（要援護者避難）情報の発令

「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」（平成17年3月、集中豪雨時等における情報伝達及び高齢者等の避難支援に関する検討会）に基づき、避難準備（災害時要援護者避難）情報等の判断基準を事前に定めた上、災害時に発令する。今後、避難行動に時間を要する者に避難を求めるものは、避難準備（災害時要援護者避難）情報を標準化するとともに、市はその周知徹底に努める。

(4) 災害時要援護者の特性を踏まえた情報提供

災害時要援護者の特性を踏まえつつ、その日常生活を支援する機器等の防災情報伝達への活用を進めることとする。

<例>

- ・聴覚障がい者：携帯電話メール、テレビ放送（地上波デジタル放送も含む。）

- ・視覚障がい者：受信メールを読み上げる携帯電話
- ・肢体不自由者：フリーハンド用機器を備えた携帯電話等

3) 防災知識の普及・啓発、防災訓練の実施

市は、近隣住民(自主防災組織)、地域ケアシステムの在宅ケアチームやボランティア組織、介護保険事務所などの協力により、災害時要援護者やその家族を含めた防災訓練の実施に努める。

また、災害時要援護者の防災行動マニュアルの策定など、災害時要援護者に十分配慮したきめ細かい防災に関する普及・啓発を図る。

4) 福祉避難施設の指定

市は、避難生活を余儀なくされている災害時要援護者の生活を向上し、介護等の支援を受けやすくするために、既存の社会福祉施設の管理者に対して、災害時に災害時要援護者を受入れるように要請するとともに、福祉避難施設を予め指定する。

《市指定福祉避難施設》

番号	施設名称	所在地	電話
1	谷和原保健福祉センター	古川1015-1	0297-25-2100

5) 外国人に対する防災対策の充実

(1) 外国人の所在の把握

市は、災害時における外国人の安否確認等を迅速に行い円滑な支援ができるように、平常時における外国人登録の推進を図り、外国人の人数や所在の把握に努める。

(2) 外国人を含めた防災訓練の実施

市は、平常時から外国人の防災への行動認識を高めるため、外国人を含めた防災訓練を積極的に実施する。

(3) 防災知識の普及・啓発

日本語を理解できない外国人のために、防災に関するパンフレットを外国語により作成し、外国人との交流会や外国人雇用事業所等様々な交流機会や受入れ機関などを通じて配布を行い、防災知識の普及・啓発に努める。

(4) 外国人が安心して生活できる環境の整備

①外国人にやさしいまちづくりの促進

避難所や避難路等の避難施設の案内板について、外国語の併記も含め、その表示とデザインの統一を図るなど、外国人にもわかりやすいものを設置するように努める。

②外国人への行政情報の提供

生活情報や防災情報などの日常生活に係わる行政情報を外国人に周知するため、広報紙やガイドブック、ラジオ、インターネット等、各種の広報媒体を利用して外国語による情報提供を行う。

③外国人と日本人とのネットワークの形成

外国人も日本の地域社会にとけ込み、その一員として地域で協力し合いながら生活できるよう、地域住民との交流会の開催など様々な交流機会の提供を行い、外国人と日本人とのネットワークの形成に努める。

④語学ボランティアの支援

市は、災害発生時に通訳や翻訳などを行うことにより、外国人との円滑なコミュニケーションの手助けをする語学ボランティアの活動を支援するため、予めその担当窓口を設置する。

第2章 災害応急対策計画

第1節 組織計画

■基本的考え方

この計画は、災害が発生し、又は発生する恐れがある時に、迅速に対策本部を設置し、災害への対応を図るための対策について定めるものである。

関係班	全班
-----	----

1. つくばみらい市防災会議

つくばみらい市防災会議は、法第16条第1項に基づき設置された機関で、市における防災に関する計画を作成し、その実施を推進するもので、市長を会長とし、つくばみらい市防災会議条例（条例第133号）第3条に規定する委員をもって組織し、同条例第2条に規定する事務をつかさどる。

2. 災害警戒本部

1) つくばみらい市災害警戒本部

市災害警戒本部（以下「警戒本部」）は、災害対策本部の設置に至るまでの措置及び本部を設置する必要がないと認められる災害に対する措置の総合的、迅速かつ的確な実施を推進する。

2) 設置基準

警戒本部は、概ね災害が次の基準に達し、市長が必要と認めたときに設置する。

- (1) 大雨、暴風、洪水等の警報が発令された場合で、被害の発生が予想されるとき。
- (2) 局地的災害が発生し、なお被害が拡大する恐れがあるとき。

3) 設置及び廃止決定

(1) 設置の決定

警戒本部設置の決定は、市長が行う。ただし、市長が不在、連絡不能等の場合は、副市長、教育長、総務部長の順でその権限を代行する。

(2) 設置場所

本部はつくばみらい市役所（伊奈庁舎内）に設置する。また、伊奈庁舎及び谷和原庁舎は各地区の防災活動拠点として、警戒本部との連絡体制を整える。ただし、被災により伊奈庁舎が本部として機能を全うできない場合は、下記の代替場所に本部を設置する。

本部設置の代替場所	1 つくばみらい市役所谷和原庁舎
	2 総合運動公園
	3 伊奈東中学校

(3) 廃止の決定

市域内において災害が発生または拡大する恐れがなくなり、災害応急対策が概ね完了した

と本部長（市長）が認めるときに警戒本部を廃止する。

4) 組織・編成等

(1) 警戒本部の編成及び各部・課の分掌事務（別表参照）

(2) 警戒本部会議の招集

①出席者

警戒本部会議の出席者は次のとおりとし、必要に応じ他の関係部課長の出席を要請するものとする。

本部長	副本部長	本部員
市長	副市長、教育長	市長公室長、総務部長、市民経済部長、保健福祉部長、都市建設部長、教育部長、安心安全課長

②協議事項

- ア 被害状況に関する情報の収集・伝達に関すること
- イ 災害への警戒に関すること
- ウ 初期応急対策の検討・実施に関すること
- エ 救急・救助活動等、応急対策活動に関すること
- オ 避難対策に関すること
- カ 広報活動に関すること
- キ 各前号にあげるもののほか必要な災害対策に関すること

3. 災害対策本部

1) つくばみらい市災害対策本部

災害対策本部（以下「対策本部」）は、市域に災害が発生し又は発生する恐れのある場合において、防災の推進を図るため法第23条の2の規定に基づき、市長が設置する特別の組織であり、その大綱はつくばみらい市災害対策本部条例（条例第134号）の定めるところによる。

2) 設置基準

対策本部は法第23条の2第1項の規定に基づき、概ね大規模な災害が広域な地域にわたって発生し、市長が必要と認めたときに設置する。

3) 設置及び廃止決定

(1) 設置の決定

対策本部設置の決定は、市長が行う。ただし、市長が不在、連絡不能等の場合は、副市長、教育長、総務部長の順でその権限を代行する。また、設置が決定され次第、茨城県防災危機管理課、同県南県民センター等の関係機関に連絡を行う。

(2) 設置場所

本部はつくばみらい市役所（伊奈庁舎内）に設置する。また、伊奈庁舎及び谷和原庁舎は

各地区の防災活動拠点として、対策本部との連絡体制を整える。ただし、被災により伊奈庁舎が本部として機能を全うできない場合は、下記の代替場所に本部を設置する。

本部設置の代替場所	1 つくばみらい市役所谷和原庁舎 2 総合運動公園 3 伊奈東中学校
-----------	--

(3) 廃止の決定

市域内において災害が発生または拡大する恐れがなくなり、災害応急対策が概ね完了したと本部長（市長）が認めるときに対策本部を廃止する。

4) 本部の設置及び廃止の通知等

市長は、本部の設置及び配置を行ったことについて、茨城県防災危機管理課、同県南県民センター等の関係機関に連絡、周知するものとする。

5) 組織・編成等

(1) 対策本部の編成及び各部・係の分掌事務（別表参照）

(2) 対策本部会議の招集

①出席者

対策本部会議の出席者は次のとおりとし、必要に応じ他の機関の出席を要請するものとする。

本部長	副本部長	本部員
市長	副市長、教育長	市長公室長、総務部長、市民経済部長、保健福祉部長、都市建設部長、教育部長、消防団長

②協議事項

- ア 災害対策活動の総合調整に関すること
- イ 避難の勧告又は指示に関すること
- ウ 指定地方行政機関、その他の地方公共団体及び公共機関に対する応援の要請に関すること
- エ 自衛隊の災害派遣要請に関すること
- オ 公費負担等に関すること
- カ 災害応急対策に要する経費の処理に関すること
- キ 本部の廃止に関すること
- ク 各前号にあげるもののほか重要な災害対策に関すること

4. その他

- ・各部長等は、対策部長（責任者）となり、対策部の調整にあたる。

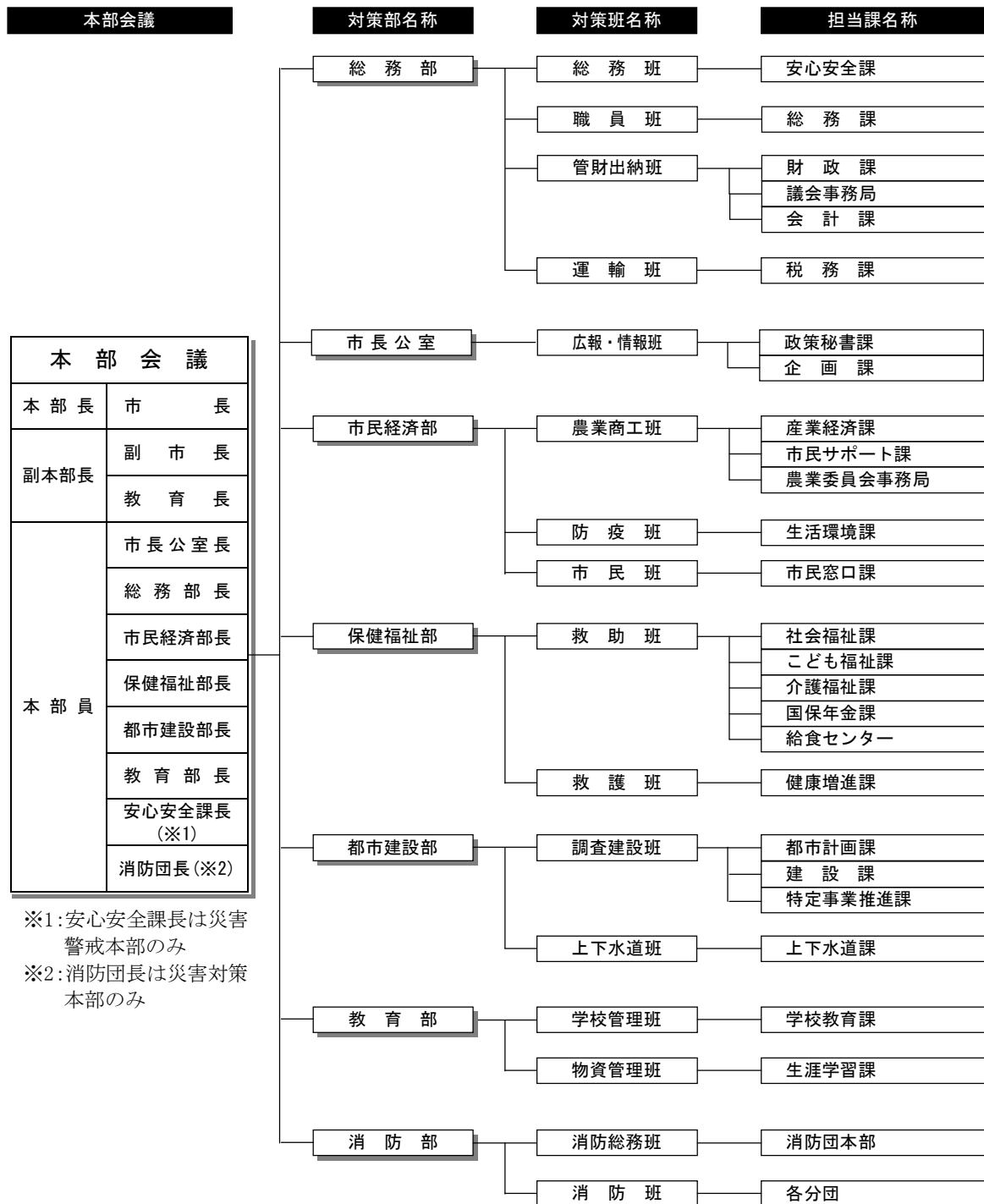
第2編 風水害対策 第2章 災害応急対策計画 第1節 組織計画

- ・対策部の対策部長(責任者)は、次のとおりとし、災害時にその職にあたることのできない場合は、下表に掲げる次責任者、若しくは本部委員が任命する職員がこれにあたる。

対策部	対策部長 (次責任者)	対策班	対策班長
総務部	総務部長 (安心安全課長)	総務班	安心安全課長
		職員班	総務課長
		管財出納班	財政課長
		運輸班	税務課長
市長公室	市長公室長 (政策秘書課長)	広報情報班	政策秘書課長
市民経済部	市民経済部長 (産業経済課長)	農業商工班	産業経済課長
		防疫班	生活環境課長
		市民班	市民窓口課長
保健福祉部	保健福祉部長 (社会福祉課長)	救助班	社会福祉課長
		救護班	健康増進課長
都市建設部	都市建設部長 (都市計画課長)	調査建設班	都市計画課長
		上下水道班	上下水道課長
教育部	教育部長 (学校教育課長)	学校管理班	学校教育課長
		物資管理班	生涯学習課長
消防部	消防団長 (消防団副団長)	消防総務班	消防団副団長
		消防班	消防団副団長

- ・本部長は、配備の特例として、災害の状況その他により必要があると認めたときは、特定の部に対してのみ配備体制を指示し、又は特定の者のみを配備することができる。
- ・各対策部長は、本部を設置する必要があると認めたときは、本部長に対し設置を要請することができる。
- ・本部長は、設置要請があったときは、本部員を招集し対策を協議する。

【つくばみらい市災害対策本部（災害警戒本部）組織図】



※1:安心安全課長は災害警戒本部のみ

※2:消防団長は災害対策本部のみ

第2編 風水害対策 第2章 災害応急対策計画 第1節 組織計画

【別表 災害対策本部（災害警戒本部）各対策部及び対策班の事務分掌】

対策部名称 (担当部長)	対策班等 (担当班長)	班員等	分掌事務
災害警戒本部	本部長	市長	1 災害警戒活動に係る重要事項の決定を行う 2 本部の事務を統括し、職員の指揮監督を行う
	副本部長	副市長 教育長	1 本部長を補佐し、本部長に事故のあるときは、その職務を代理する
	本部員	市長公室長 総務部長 市民経済部長 保健福祉部長 都市建設部長 教育部長 安心安全課長	1 収集された災害情報に基づき災害警戒活動方針を検討する 2 災害警戒本部決定事項を命令指揮する 3 本部長の命を受け本部の事務に従事する他、必要に応じて現地に赴き指揮監督を行う
災害対策本部	本部長	市長	1 災害対策活動に係る重要事項の決定を行う 2 本部の事務を統括し、職員の指揮監督を行う
	副本部長	副市長 教育長	1 本部長を補佐し、本部長に事故のあるときは、その職務を代理する
	本部員	市長公室長 総務部長 市民経済部長 保健福祉部長 都市建設部長 教育部長 消防団長	1 収集された災害情報に基づき災害対策活動方針を検討する 2 災害対策本部決定事項を命令指揮する 3 本部長の命を受け本部の事務に従事する他、必要に応じて現地に赴き指揮監督を行う
総務部 (総務部長)	総務班 (安心安全課長)	安心安全課員	1 本部の設置及び廃止に関する事 2 本部員の招集に関する事 3 本部会議の事務とりまとめ及び連絡に関する事 4 警報・地震情報に関する事 5 各対策班との連絡調整に関する事 6 関係機関との連絡調整に関する事 7 県、国等への被害報告に関する事 8 災害救助法の適用申請に関する事 9 自衛隊派遣要請に関する事 10 県及び他市町村への応援要請に関する事 11 防災行政無線の運用に関する事 12 交通及び防犯に関する事 13 その他本部長の特命事項に関する事
	職員班 (総務課長)	総務課員	1 職員の動員に関する事 2 職員の把握に関する事 3 職員の食糧、物資の供給及び厚生に関する事 4 職員の公務災害に関する事 5 部内・その他の応援に関する事 6 その他本部長の特命事項に関する事
	管財出納班 (財政課長)	財政課員 議会事務局員 会計課員	1 災害対策関係予算に関する事 2 庁舎の点検、整備及び復旧に関する事 3 災害対策に係る契約に関する事 4 車両の調達、管理に関する事 5 災害対策に必要な経費の支出に関する事 6 その他本部長の特命事項に関する事

第2編 風水害対策 第2章 災害応急対策計画 第1節 組織計画

対策部名称 (担当部長)	対策班 (担当班長)	班 員	分掌事務
総 務 部 (総 務 部 長)	運 輸 班 (税 務 課 長)	税 務 課 員	<ol style="list-style-type: none"> 1 救助物資、資財等の運送に関する事 2 罹災者の避難のための輸送に関する事 3 輸送関係機関との連絡調整に関する事 4 税の減免、徴収猶予等に関する事 5 部内・その他の応援に関する事 6 その他本部長の特命事項に関する事
市長公室 (市長公室長)	広 報 情 報 班 (政策秘書課長)	政策秘書課員 企 画 課 員	<ol style="list-style-type: none"> 1 本部長、副本部長の秘書に関する事 2 災害視察及び見舞者の対応に関する事 3 市民への災害広報に関する事 4 帰宅困難者への情報提供に関する事 5 報道機関への対応に関する事 6 災害記録の作成に関する事 7 電話の受付等災害情報の収集に関する事 8 情報の集計、整理に関する事 9 各部への収集情報の報告・伝達に関する事 10 部内・その他の応援に関する事 11 その他本部長の特命事項に関する事
市民経済部 (市民経済部長)	農 業 商 工 班 (産業経済課長)	産業経済課員 市民サポート課員 農業委員会事務局員	<ol style="list-style-type: none"> 1 食料の調達・供給に関する事 2 衣料・生活必需品等の調達・供給に関する事 3 農作物、農地、農業施設の被害調査に関する事 4 商業施設・工業施設の被害調査に関する事 5 家畜及び家禽の被害調査に関する事 6 家畜の飼料供給並びに草地飼料作畑の復旧に関する事 7 家畜の伝染病予防に関する事 8 労務者の確保及び供給に関する事 9 り災者の就職斡旋に関する事 10 その他本部長の特命事項に関する事
	防 疫 班 (生活環境課長)	生活環境課員	<ol style="list-style-type: none"> 1 ごみの収集、処理に関する事 2 し尿の収集、処理に関する事 3 仮設トイレの設置に関する事 4 防疫、衛生活動に関する事 5 災害廃棄物処理に関する事 6 災害時における公害対策に関する事 7 死亡動物の処理、放浪動物の保護に関する事 8 愛玩動物の保護に関する事 9 部内・その他の応援に関する事 10 その他本部長の特命事項に関する事
	市 民 班 (市民窓口課長)	市民窓口課員	<ol style="list-style-type: none"> 1 死亡その他緊急を要する窓口業務に関する事 2 り災証明書の発行に関する事 3 部内・その他の応援に関する事 4 その他本部長の特命事項に関する事

第2編 風水害対策 第2章 災害応急対策計画 第1節 組織計画

対策部名称 (担当部長)	対策班 (担当班長)	班 員	分掌事務
保健福祉部 (保健福祉部長)	救 助 班 (社会福祉課長)	社会福祉課員 こども福祉課員 介護福祉課員 国保年金課員	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難所の開設に関すること 2 避難所の運営の総括に関すること 3 災害時要援護者の把握・保護に関すること 4 児童及び保育園児の保護に関すること 5 り災者の救出及びその措置に関すること 6 避難所の災害時要援護者の保護に関すること 7 仮設住宅の災害時要援護者の保護に関すること 8 応急保育に関すること 9 避難所等における炊き出し食品の給与に関すること 10 行方不明者の把握に関すること 11 遺体の処理、安置、埋火葬に関すること 12 災害ボランティアへの対応に関すること 13 災害救助法事務に関すること 14 被災者生活再建支援法に関すること 15 義援金の受入れ、配分に関すること 16 保険料及び税の減免に関すること 17 その他本部長の特命事項に関すること
	救 護 班 (健康増進課長)	健康増進課員	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管施設における入所者の安全に関すること 2 所管施設の点検及び応急措置に関すること 3 病院・医院の被害把握に関すること 4 医療救護チームの編成に関すること 5 日本赤十字社、医師会等との連絡調整に関すること 6 医薬品、医療用資器材等の確保に関すること 7 避難所等における被災者の健康管理に関すること 8 避難所等における被災者の精神のケアに関すること 9 その他本部長の特命事項に関すること
都市建設部 (都市建設部長)	調査建設班 (都市計画課長)	都市計画課員 建設課員 特定事業推進課員	<ol style="list-style-type: none"> 1 公営住宅の被害調査及び応急修理に関すること 2 住宅の被害調査及び応急修理に関すること 3 応急仮設住宅の設置及び管理に関すること 4 被災後の都市計画及び復興計画に関すること 5 交通支障箇所の情報収集、交通の確保に関すること 6 道路、河川、橋梁等の公共土木施設の被害状況調査及び対策に関すること 7 土木業者、建設業者との連絡調整に関すること 8 災害対策に必要な建設機械の供給に関すること
	上下水道班 (上下水道課長)	上下水道課員	<ol style="list-style-type: none"> 1 給水源の確保に関すること 2 飲料水の確保及び応急給水に関すること 3 飲料水の水質検査及び消毒に関すること 4 水道施設の被害調査及び対策に関すること 5 水道施設の保全に関すること 6 民間工事業者との連絡調整に関すること 7 下水道施設の点検及び被害状況把握に関すること 8 下水道施設の応急復旧に関すること 9 部内・その他の応援に関すること 10 その他本部長の特命事項に関すること

第2編 風水害対策 第2章 災害応急対策計画 第1節 組織計画

対策部名称 (担当部長)	対策班 (担当班長)	班 員	分掌事務
教 育 部 (教 育 部 長)	学校管理班 (学校教育課長)	学校教育課員	<ol style="list-style-type: none"> 1 児童及び生徒の避難に関する事 2 児童及び生徒の被災状況の調査に関する事 3 学校関係施設の被害調査及び対策に関する事 4 教職員の動員に関する事 5 被災児童生徒の救護及び応急教育に関する事 6 学用品等の配布に関する事 7 避難所(学校施設)の開設に関する事
	物資管理班 (生涯学習課長)	生涯学習課員	<ol style="list-style-type: none"> 1 救援物資の受入れ、管理に関する事 2 所管施設における入館者の安全確保に関する事 3 所管施設、文化財の被害調査に関する事 4 部内・その他の応援に関する事 5 その他本部長の特命事項に関する事
消 防 部 (消 防 団 長)	消防総務班	消防団本部員	<ol style="list-style-type: none"> 1 本部との連絡調整に関する事 2 各分団との連絡に関する事 3 部内の連絡調整に関する事
	消防班	各消防団員	<ol style="list-style-type: none"> 1 防火・水防に関する事 2 被災者の救助・救出及び捜索に関する事

第2節 動員計画

■基本的考え方	
この計画は、災害応急対策に必要な人員を動員し、災害応急対策を確実に実施するために定めるものである。	
関係班	職員班 ほか全班

1. 職員の参集及び動員

市域内において風水害等が発生した場合、応急対策を迅速かつ的確に進める体制を直ちに整える必要がある。そのため災害発生への恐れがある場合、予め定められた職員は勤務時間内、時間外を問わず、速やかに参集し、所定の業務にあたる。

1) 職員動員体制の基準

職員動員の決定基準は、災害発生への恐れのある気象情報、又は異常現象の予報等を収受した場合、あるいは発生した災害の状況等により、次のとおり定める。

体制区分	配備基準	配備人員	災害対策本部等の設置
連絡配備	①大雨（大雪）、洪水注意報のいずれかが発表され、総務部長が必要と認めたとき	特に関係ある部の少数人員で情報収集及び連絡活動等が円滑に行い得る体制とする。 警戒体制（第1）に移行できる体制とする。	
警戒体制（第1）	①大雨（大雪）、洪水、暴風警報のいずれかが発表されたとき ②その他、気象状況により、市長が必要と認めたとき	各部の必要人員で情報の収集、連絡活動及び応急措置を実施し得る体制とする。 警戒体制（第2）に直ちに切りかえ得る体制とする。	必要に応じて災害警戒本部を設置
警戒体制（第2）	①局地的災害が発生し、なお被害が拡大する恐れがあるとき又は市長が必要と認めたとき ②その他、災害の規模等の状況により、市長が必要と認めたとき	災害警戒本部を構成する対策部及び対策班（各部及び各課で予め定めた要員を配備）	災害警戒本部を設置
非常体制	広域な地域にわたって大規模な災害が発生したとき。又は、市長が必要と認めたとき。	災害対策本部体制を構成する対策班（全職員を配備）	災害対策本部を設置

2) 配備体制の決定

総務部長が状況を報告し、市長が決定する。市長が不在又は連絡不能の場合、副市長、教育長、総務部長の順でその権限を代行する。

3) 職員の動員

(1) 勤務時間中の動員の伝達

①市長が動員を決定したときは速やかに総務部長に連絡し、各部長に動員伝達を実施させる。

- ②各部長は、各課長に動員体制を整えるよう命ずるとともに、災害警戒本部又は災害対策本部が設置されたとき、本部設置場所に各課で定めた本部連絡員を派遣する。
- ③各課長は部長の命に従い動員体制を整える。
- ④動員された職員は、各本部員の指示に従い、直ちに災害対策活動を実施する。
- ⑤動員の周知については、庁内放送、庁内電話、防災行政用無線又は使送等の方法により行う。

(2) 勤務時間外の動員の伝達

- ①市長が動員を決定したときは速やかに総務部長に連絡し、各部長に動員伝達を実施させる。
- ②各部長は、各課長に動員体制を整えるよう命ずるとともに、各課長は所属職員に一般加入電話を用いて、動員の伝達を行う。なお、各課には市長、副市長、教育長、総務部長をはじめ、市の幹部並びに課内職員の連絡先一覧を備えておくものとする。
- ③一般加入電話が使用不能の場合は、防災行政用無線を使用して動員の伝達を行う。又は、放送機関に職員の登庁を呼びかけるよう要請を行う。
- ④動員指示を受けた職員は、あらゆる手段を使い所属勤務課所へ登庁する。

(3) 動員状況の報告

本部員は、職員の動員状況を速やかに把握し、本部連絡員をとおして総務部長に報告する。総務部長は提出された報告書を取りまとめ本部長に報告する。

(4) 自主参集

全ての職員は、勤務時間外において、気象状況を勘案の上、テレビ、ラジオ等による災害情報を視聴し災害の状況を把握するとともに、動員の決定基準に該当する場合は、動員命令を待たず自主的に参集するよう努める。

(5) 非常参集

職員は、動員命令による登庁又は自主参集にあたって、災害その他の事情により所属勤務課所に登庁できないときは、市の避難場所に指定されている最寄りの公民館、学校に参集し、当該機関の長の指示を受け、災害応急対策活動に従事する。その場合、その旨を所属長に報告し、承諾を得る。

(6) 動員除外

次に掲げる職員で所属長が認めたものは、動員対象から除外する。

- ①病弱者等で災害応急活動を実施することが困難である者。
- ②災害による被害を受けた者。
- ③その他特段の事情のある者。

(7) 参集手段

交通機関が運行しているときはこれを利用し、交通機関が途絶しているときは、状況に応じて最も迅速に参集することができる手段による。

(8) 参集時の留意事項

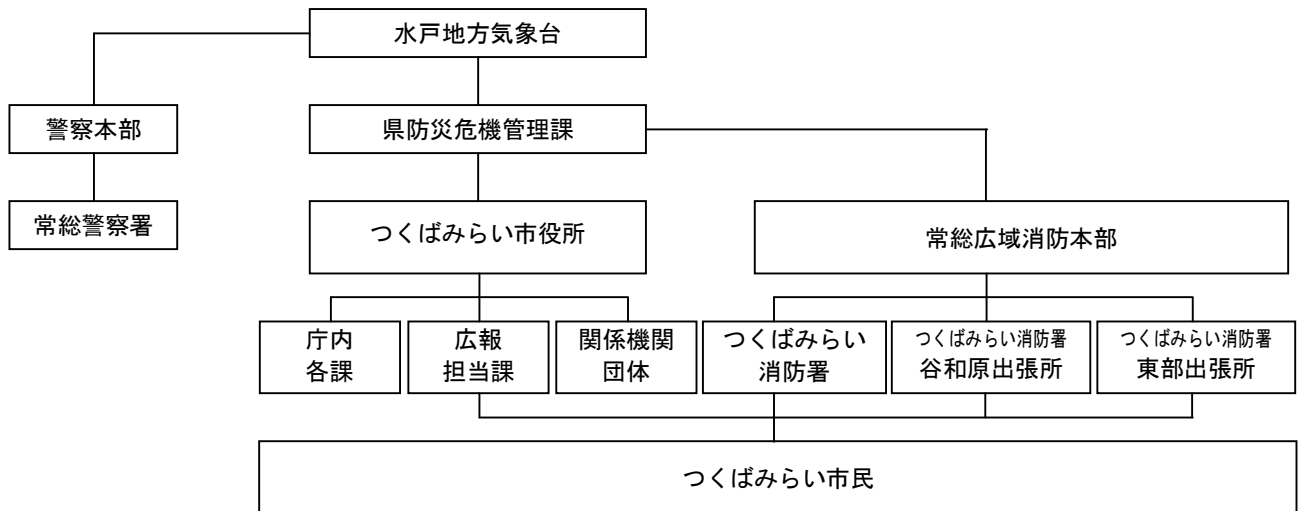
- ①参集する職員は、災害応急対策活動に便利で安全な服装を着用し、帽子、手袋、タオル、水筒、食糧、懐中電灯等必要と思われる物をできるだけ携行する。
- ②参集する職員は、参集途上、人身事故等に遭遇したときは、付近住民の協力を求め、適切な応急措置をとった後に、所定の場所へ参集する。

- ③参集する職員は、参集途上に知り得た被害状況又は災害状況等をできる限り把握し、参集後、所属長等に報告する。

第3節 気象情報等計画

■基本的考え方	
この計画は、災害時の気象情報の収集・伝達を迅速かつ確実に実施するために定めるものである。	
関係班	総務班、広報・情報班

1. 気象情報等の伝達系統



2. 気象注意報及び警報の種類とその発表基準

水戸地方気象台が茨城県を対象に行っている注意報、及び警報とその発表基準に基づき、気象情報等の伝達を行う。

3. 洪水予報及び警報

気象庁と国土交通省関東地方整備局が共同で発表する鬼怒川洪水予報（はん濫注意情報・はん濫警戒情報・はん濫危険情報・はん濫発生情報）又は、小貝川洪水予報（はん濫注意情報・はん濫警戒情報・はん濫危険情報・はん濫発生情報）は、関東地方整備局が茨城県（河川課）に通報し、県は土木事務所を通じて関係市町村に伝達する。また、気象庁から水戸地方気象台に伝達された洪水警報は、NTT東日本に伝達され、NTTの通信系統により関係の各市町村に伝達される。この場合、洪水警報の標題のみ伝達される。

4. 異常現象発見者の通報

- ① 災害が発生する恐れがある異常な現象を発見した者は、災害対策基本法第54条の規定に基づき、遅滞なくその旨を市長又は警察官に通報しなければならない。
- ② 通報を受けた警察官は、その旨を速やかに市長に通報しなければならない。
- ③ 通報を受けた市長は水戸地方気象台、県（生活環境部防災・危機管理課）、その他の関係機関に通報しなければならない。
- ④ 市長は、上記3）による通報を行うと同時に、住民その他の団体等に周知する。

第4節 災害情報の収集・伝達計画

■基本的考え方

この計画は、災害時における災害情報等の通信連絡を迅速かつ確実に実施するために定めるものである。

関係班	総務班、広報・情報班
-----	------------

1. 災害情報の収集・報告

次に掲げる事項のいずれかに該当する事態が発生した場合は、直ちに被害の状況及び応急対策の実施状況に関する情報を収集し、「茨城県被害情報等報告要領」に基づき県の災害対策本部、その他必要とする機関に対して防災情報システム等を利用して報告する。ただし、緊急を要する場合は電話等により行い、事後速やかに報告するものとする。また被害の把握ができない状況にあっても、迅速に当該情報の報告に努める。なお、確定した被害及びこれに対してとられた措置の概要については、被害状況報告を用い災害応急対策完了後10日以内に行うものとする。併せて、「火災・災害等即報要領」に基づき、直接即報基準に該当する災害等が発生した場合には、消防庁に対しても、原則として覚知後30分以内で可能な限り早く報告するものとする。

- ・災害対策本部が設置されたとき。
- ・災害救助法の適用基準に該当する程度の災害が発生したとき。
- ・災害による被害が当初は軽微であっても、以後拡大発展する恐れがあるとき。
- ・災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告する必要があると認められるとき。

県に報告することができない場合には、国(消防庁)に対して直接報告するものとし、報告後速やかにその内容について連絡するものとする。

<報告先>

茨城県防災危機管理課	電話 029-301-2885 (直通)	FAX 029-301-2898
消防庁応急対策室	電話 03-5253-7527	FAX 03-5253-7537
休日・夜間用報告先(宿直室)	電話 03-5253-7777	FAX 03-5253-7553

災害規模が大きく、市町村の情報収集能力が著しく低下した場合は、その旨を県その他の防災関係機関に伝達し、被害情報の収集活動に対して応援を要請するものとする。

地域住民等から119番への通報が殺到している状況下にあっては、直ちに県及び国(消防庁)へ同時に報告する。

2. 報告の方法

- ・被害状況等の報告は、無線又は有線による電話若しくはファクシミリ等のうち、最も迅速確実な手段を使うものとする。

- ・有線が途絶した場合は、茨城県防災行政無線電話、関東地方非常通信協議会構成員所属無線局又はその他の無線局を利用し、県に対し報告又は連絡するものとする。
- ・通信手段が不通の場合は、通信可能な地域まで伝令を派遣し報告する等、あらゆる手段を尽くして報告するように努めるものとする。

第5節 通信計画

■基本的考え方

この計画は、災害時における通信連絡を迅速かつ確実に実施するために定めるものである。

関係班	総務班、広報・情報班
-----	------------

1. 災害時の通信手段

1) 一般住民への伝達手段

- ・公衆通信(電話、電報)
- ・広報車
- ・サイレン、警鐘

2) 防災関係機関の通信手段

- ・市防災行政無線
- ・公衆通信
- ・県防災行政用無線
- ・他機関の通信施設

2. 災害時における通信の利用方法

1) 市防災行政無線の利用

防災関係機関は、市防災行政無線を利用し、災害時の通信を行う。

2) 非常緊急通話の利用

災害時において加入電話が混み合い、電話がかかりにくい場合で応急対策等のため必要があるときは電気通信事業法第8条の規定による非常・緊急通話又は電報等を利用する。

【具体的な利用方法】

(1) 利用する電話機

東日本電信電話株式会社茨城支店の承認を受けたもの (TEL 0297-58-2114)

※総務部総務課直通電話

(2) 非常、緊急通話の申し込み手順

(1) に掲げる電話機により 102 番をダイヤルし、自分の電話機の指定番号及び「非常」又は「緊急」の内容を告げ申し込む。

3) 非常・緊急電報の利用

非常・緊急電報を頼信する場合は、発信紙の余白欄に「非常」あるいは「緊急」と記して電報取扱局に申込みものとする。

なお、電話により非常・緊急電報を頼信する場合は、自己の電話番号及び頼信責任者名を電

報取扱局に申込みものとする。

非常・緊急電報の内容及び利用し得る機関の範囲は、上記非常・緊急通話の内容等による。

4) 電話の輻輳対策

大規模災害時における電話の輻輳に対応するため、地域住民の安否の登録、取り出しを可能とする災害伝言ダイヤル“171”を提供する。

5) 専用通信設備の利用

次に掲げる専用通信設備の設置者は、災害時の通信連絡にあたって、それぞれの専用通信設備を有効に活用するほか、他の防災関連機関の通信設備の利用についても協力するものとする。

- ・ 消防庁消防防災無線設備
- ・ 漁業無線設備
- ・ 茨城県防災行政無線設備
- ・ 気象通信設備
- ・ 警察電話(有線・無線)設備
- ・ 茨城交通通信設備
- ・ 各消防無線設備
- ・ 国土交通省無線設備
- ・ 東京電力通信設備
- ・ その他防災関係機関の専用通信設備
- ・ 東日本旅客鉄道(株)通信設備

6) 公衆電気通信設備が利用できない場合

市長は、災害に関する予報・警報の伝達等災害対策基本法第55条及び第56条に定める緊急通信の必要があるときは同法第57条の規定により、また災害発生時における応急措置の実施上必要があるときは同法第79条の規定により、それぞれ有線電気通信法第3条第4項第3号に掲げる者が設置する有線電気通信設備若しくは無線設備を使用することができる。

(1) 使用又は利用できる通信設備

- ・ 警察通信設備
- ・ 消防通信設備
- ・ 水防通信設備
- ・ 航空通信設備
- ・ 気象通信設備
- ・ 鉄道通信設備
- ・ 電力通信設備
- ・ 自衛隊通信設備

(2) 事前協議

知事及び市長は、災害対策基本法第57条に基づく他機関の通信設備の使用については、あらかじめ当該機関と使用協定を締結する等の措置を講じておく。

(災害が発生した場合の災害対策基本法第79条に基づく優先使用を除く。)

(3) 警察通信設備の使用手続き

市長が警察電話(有線電話及び無線電話)を使用する場合は、警察本部との協定に基づき原則として次の申込書による。(別表1)但し、緊急やむを得ない場合は口頭により行う。

7) 非常通信の利用

市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通信が利用できないか、又はこれを利用することが著しく困難であるときに、災害応急対策等のため必要と認めるときは、電波法第52条第4項の規定による非常通信を利用するものとする。

なお、非常通信は、無線局の免許人が自ら発受するほか、防災関係機関からの依頼に応じて発受する。

第2編 風水害対策 第2章 災害応急対策計画 第5節 通信計画

また、無線局の免許人は、防災関係機関以外の者から人命の救助に関するもの及び急迫の危険又は緊急措置に関する通報の依頼を受けた場合は、非常通信を実施すべきか否かを判断のうえ行う。

別表 1

(警察電話使用申込書)	
使用の理由	
通信事項	
発信者名 (住所及び電話番号)	
着信者名 (住所及び電話番号)	
処 置	利用又は使用できなかった場合、その理由を記入 利用又は使用させた場合は利用、使用の別、送信者名、相手方の受信者名並びに連絡済みの時間を記入
平成 年 月 日	
茨城県警本部長 殿 (〇〇警察署長)	
申込者 氏名 印	
(注) 本申込書は正、副の複写とし、申込者 氏名印は正のみとする。	

＜頼信の手続き＞

非常通信を依頼する場合は、通信文を次の順序で電報依頼紙に電文形式(片仮名)又は平文ではっきり書いて無線局に依頼する。

- ①宛先の住所、氏名(職名)及び電話番号
- ②本文はできるかぎり簡潔に記載し、字数は200字以内(平文の場合は片仮名換算)にする。
- ③本文中の濁点、半濁点は字数に数えない。従って次のますをあげない。
- ④応援要請を内容とする場合は、その具体的項目(例えば「自衛隊員100名派遣、毛布1,000枚を送らりたい。」のように)を記入する。
- ⑤用紙の余白の冒頭に「非常」と朱書し、又は末尾に発信人の住所、氏名(職名)及び電話番号を記入する。

8) 放送の利用

市長は、緊急を要する場合で、他の優先電気通信設備または無線設備による通信ができない場合、又は、著しく困難な場合においては、あらかじめ協議して定めた手続きにより災害に関する通知、要請、伝達、予・警報等の放送をNHK水戸放送局及び(株)茨城放送に要請する。なお、市長の放送要請は知事を通じて行う。

9) 相互通信無線電話の利用

災害現地において防災関係機関が災害応急対策のため相互に連絡を行う場合は、防災相互通信用無線電話を利用する。

10) 使送による通信連絡の確保

有線通信及び無線通信が利用不能、若しくは著しく困難な場合、各防災関係機関は使送により通信を確保する。

11) 自衛隊の通信支援

市長及び防災関係機関は、災害対策のため必要がある場合は、知事に対し自衛隊の災害派遣(通信支援)の要請を依頼するものとする。

12) アマチュア無線ボランティア「受け入れ窓口」との連携・協力

市は、災害発生後ボランティア担当窓口(防災・危機管理課)の開設時にコーディネートを担当する職員を配置し、県・市内部及びボランティア「受け入れ窓口」との連絡調整、情報収集、提供及び広報活動等を行う。

災害時の情報伝達を迅速にするため、アマチュア無線ボランティアとの災害時協定の締結を進める。

第6節 広報計画

■基本的考え方

この計画は、報道機関に対する情報発表と市民に対する広報活動を行うために定めるものである。

関係班	総務班、広報・情報班
-----	------------

1. 住民等への広報の方法

1) 広報の方法

市内の資機材を活用して次の方法により、住民等への広報を行う。

- (1) 防災行政用無線
- (2) 広報車による呼びかけ
- (3) ハンドマイク等による呼びかけ
- (4) ビラの配布
- (5) インターネット（メール、ホームページ、ソーシャル・ネットワーキング・サービス）
- (6) 立て看板、掲示板等

2) 広報の内容

(1) 災害発生前

気象情報、予報等、発生が確実とされる災害情報

(2) 災害発生後

- ①災害発生状況
- ②気象・地震に関する情報
- ③災害応急対策の状況
- ④道路及び交通情報
- ⑤地域住民のとるべき措置
- ⑥避難準備情報、避難の指示、勧告
- ⑦その他必要事項

2. 報道機関への情報発表の方法

市は、報道関係機関に対しては、災害の状況が把握され次第発表するとともに、引き続き災害に関する各種情報を定期的または必要に応じて発表する。

報道機関への発表については、災害対策本部長である市長が行うものとする。

3. その他、他機関との連携による広報の実施

1) 報道機関との連携

市は、災害広報を行うにあたり必要と認める場合は、報道関係機関に対し協力を要請する。

2) 自衛隊等への広報要請

市は、必要な広報を自機関で行うことが困難な場合は、自衛隊、県等に対し、ヘリコプター等による広報活動の展開を要請する。

第7節 消防活動計画

■基本的考え方

この計画は、火災、水害、震災等に際し、消防活動を円滑に実施し、住民の生命、身体、財産を保護し、被害を軽減するために定めるものである。

関係班	総務班、救助班、救護班、消防総務班、消防班
-----	-----------------------

1. 消防活動体制の整備

市は市域における地震、台風、水火災等の災害を防御し、これらの被害を軽減するため消防部隊等の編成及び運用その他消防活動の実施体制について十分計画を樹立しておくものとする。

市は、その区域内におけるがけくずれ及び浸水危険区域等について予め調査し、必要に応じ具体的な被害想定図及び被害想定リスト等を作成し、消防活動の円滑な実施を図るものとする。

2. 応援協力体制の確立

火災、水害、震災等の非常事態時における消防活動の万全を期するため、隣接市町村との相互応援協定の締結を推進する。

また、消防相互応援協定に基づく応援をもってしても対応できない時は、知事に対し、電話等により他都道府県への応援要請を行う。

3. 火災気象通報

消防本部は消防法第22条の規定に基づき、水戸地方気象台長からの火災についての気象情報を受理した場合は市に通報する。

市長は、気象の状況が火災予防上危険であると認められるときは火災警報を発令する。

4. 救急業務

1) 通報

災害発生の第一報の受信機関から医療施設等に対する通報及び医療施設相互間の連絡の迅速、適正化を図る。

2) 医師等医療関係者の出動

市長は、事故の通報を受信したときは、規模・内容等を考慮して、直ちに市内の医師及び医療関係者等の出動を要請するとともに、災害の長期化等その他の態様に応じ、隣接市町村に対しても協力が得られるよう配慮する。

3) 傷病者の搬送

災害現場における医療関係者と近隣の医療施設との輸送に関する連絡を密にするとともに、搬送中における医療の確保についても十分な配慮を行う。

市内には救急告示医療機関や救命救急センター等が存在しないことから、隣接する守谷市、

つくば市や関係機関を交えて傷病者の搬送に関する体制について予め協議して円滑な運用を図る。

4) 傷病者の収容

傷病者の収容施設については、医療施設のほか、学校、公民館等の可能な施設を予め明らかにしておくとともに、傷病者に対する看護体制の確保についても配慮しておく。

5) 医療資機材の確保

傷病者に対しては、大量の医療用資機材を必要とするので、その確保計画、運用及び医療施設に対する供給等に関し、地区医師会等と協議して円滑な運用を図る。

6) 民間ボランティア組織の積極的な受け入れ

災害時における救急医療活動は、災害が突発的に発生する関係上、現場付近における市民の通報・連絡・傷病者の移送等の協力を待つところが少なくないので、医療活動も含め、民間ボランティア組織を予め調査し、災害時における医療活動に関する協定など、円滑で十分な協力が得られるよう配慮する。

7) 初期救急医療体制の整備

市内には救急医療施設が不足していることから、特に、休日、夜間等における応急的な処置に対応できるよう、休日夜間急患センター及び当番医制の充実を図るとともに、救急医療施設の設置について予め検討し、円滑な運用を図る。

第8節 交通計画

■基本的考え方

この計画は、災害による道路、橋梁等の道路施設の被害に伴って、応急対策に支障をきたす恐れがあるときに行う交通規制、及びこれに関連した措置を実施するために必要な事項を定めるものである。

関係班	運輸班、調査建設班
-----	-----------

1. 代替輸送

JR常磐線及びつくばエクスプレスが被災し運行不能となった場合は、常磐自動車道及び国道6号の通行性を確保し、広域からの物資輸送を可能とする。

市有自動車不足している場合は、輸送業者に輸送委託又は自動車の調達を要請する。なお不足のときは、県有自動車を要請する。

2. 交通規制の種別

1) 道路法に基づく規制(同法第46条)

災害時において道路施設の破損等により、施設構造の保全又は交通の危険を防止するため必要があるときは、道路管理者が交通を禁止し、又は制限(重量制限を含む)するものとする。

2) 道路交通法に基づく規制(同法第4条、5条及び6条)

災害において道路上の危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認められるときは、公安委員会、警察署長、警察官(以下「警察関係機関」という。)は、歩行者又は車両の通行を禁止し又は制限するものとする。

3) 災害対策基本法に基づく規制(同法第76条)

災害応急対策に必要な人員、物資等の緊急輸送確保のため必要があると認められるときは、公安委員会は緊急通行車両以外の通行を禁止し、又は制限するものとする。

4) 道路通行規制に関する基準及び具体的対策

豪雨・地震等の災害時に、道路の通行が危険であると認められる場合における道路通行規制に関する基準及び具体的対策については、「異常気象時における道路通行規制要綱」(茨城県)及び「異常気象時における道路通行規制の強化対策に関する実施要領」(茨城県)に基づき実施する。

3. 発見者の通知

災害時に道路施設の被害その他により通行が危険であり、又は極めて混乱している状態を発見した者は、速やかに市長又は警察官に通報するものとする。

通知を受けた市長又は警察官は、相互に連絡するものとする。市長はその路線管理機関に速

やかに通知するものとする。

4. 関係機関別実施者

1) 道路管理者

道路管理者は、道路法第 46 条により道路施設の被害により危険な状態が予想され、若しくは発見したとき、又は通報等により承知したときは、速やかに必要な範囲の規制を行う。

2) 市本部

市以外の機関が管理する道路施設で、管理者に通知したがその管理者が規制するいとまがないときは、市長は直ちに警察に連絡して道路交通法に基づく規制を実施し、又は市長が災害対策基本法第 63 条の規定により警戒区域を設定し、立入りを制限、若しくは禁止し、又は退去を命ずる等の方法により応急的な規制を行う。

5. 道路、橋梁の応急対策

道路、橋梁の被害によって自動車交通が阻害されることは、災害の救助作業、復旧作業等に重大な支障をきたす。したがって、道路・橋梁の災害は万難を排して応急処理により交通確保に努める。応急対策の基本的な構想として、次の段階による対策を考慮する。

- ・迂回路を確保し、これを標示する。
- ・被害が甚大の場合、市内の建設業者から、労力の応援を得て復旧にあたる。

第9節 避難計画

■基本的考え方

この計画は、災害に際し、危険区域にある住民を安全に避難させ人身被害の軽減を図るため、又は、災害により現に被害をうけ、避難しなければならない者を一時的に学校、公民館等に収容し保護するために定めるものである。

関係班	総務班、救助班、救護班、学校管理班
-----	-------------------

1. 避難準備情報・避難勧告・避難指示

1) 避難の勧告・指示・準備（災害時要援護者避難）情報

避難の勧告又は指示を行う権限のある者は、それぞれの法律によって次のように定められているが、災害応急対策の第一次的な実施責任者である市長を中心として相互に連携をとり実施するものとする。

(1) 避難準備情報・避難勧告・避難指示を行う者

- ①市長（災害対策基本法第60条）
- ②警察官（災害対策基本法第61条，警察官職務執行法第4条）
- ③水防管理者「市長，市水防事務管理者」（水防法第29条）
- ④知事又はその命を受けた県職員（災害対策基本法第60条，水防法第29条，地すべり等防止法第25条）
- ⑤災害のために派遣を命ぜられた部隊等の自衛官「その場に警察官のいない場合に限る。」（自衛隊法第94条）

(2) 市長の役割

市長が大規模な災害に起因して住民等の生命身体に危険が及ぶと認められるときは、危険区域の住民等に対し、速やかに立ち退きの勧告または指示を行う。ただし、市長が不在、連絡不能等の場合は、副市長、教育長、総務部長の順でその権限を代行する。また、市長は、避難準備情報（災害時要援護者避難）情報を適切に出すよう努める。

(3) 警察の役割

警察官は生命・身体に危険を及ぼす恐れがある場合、又は市長から要請があった場合は、住民その他関係者に対し、避難指示、誘導その他必要な措置をとる。

警察署長は、市長が行う避難の準備、勧告又は指示等について、関係機関と協議し、必要な助言と協力を行う。

(4) 自衛隊の役割

災害により危険な事態が生じた場合において、警察官がその場にはいない場合に限り災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、避難等について必要な措置をとる。

2) 避難準備情報・避難勧告・避難指示の対象者

避難準備情報・避難勧告・避難指示の対象者は、居住者、滞在者、通過者等を含め、避難のために立ち退きを要すると認められる区域内にいるすべての人を対象とする。

2. 避難を要する事態

市長は次に掲げるような事態になり、洪水等により著しい危険が切迫しているとき、又はその恐れがあると認められる場合には、危険区域の居住者に対し、避難のための立ち退き又はその準備を指示する。

1) 河川等の洪水により避難を要する場合

- ・水戸地方気象台から豪雨、台風等災害に関する警報が発表され、かつ堤防その他の状況により避難を要すると判断されるとき。
- ・関係機関から豪雨、台風等災害に関する通報があり、かつ堤防その他の状況により避難を要すると判断されるとき。
- ・河川の上流区域が地震又はその他による被害を受け、下流区域に浸水による危険があるとき。
- ・河川等がはん濫注意水位を超え、洪水の恐れがあるとき。
- ・その他水防管理者が必要と認めたとき。

2) 土砂災害その他により避難を要する場合

- ・土砂災害警戒情報が発表されたとき。
- ・大雨等によりがけくずれ、地すべり等の発生する恐れがあり、周辺地域の住民に対して危険が及ぶと判断されるとき。
- ・火災が拡散し、又は拡大する恐れがある場合
- ・ガスの流出拡散により周辺地域の住民に対して危険が及ぶと予想されるとき。
- ・その他住民の生命又は身体を災害から保護するため必要と認められるとき。

3. 避難準備情報・避難勧告・避難指示の発令基準

市において、避難の準備、勧告又は指示を発令する場合は、水戸地方気象台からの注意報・警報及び気象情報、国土交通省からの河川情報などの情報から判断するものとし、その基準は次のとおりとする。

1) 避難準備情報

避難準備情報の 発令基準 (災害時要援護者避難)	①大雨洪水注意報又は大雨洪水警報、暴風警報等が発せられ避難の準備を要すると判断されたとき。 ②河川がはん濫注意水位を超え、今後の雨量などにより、水位が上昇する恐れのあるとき。 ③その他諸般の状況から避難準備情報を要すると認められるとき。
--------------------------------	--

2) 避難勧告

避難勧告の 発令基準	①気象台から記録的短時間大雨情報(茨城県の発表基準：1時間降水量100mm以上)があったとき。 ②河川がはん濫危険水位を超え、今後の雨量などにより、洪水の恐れのあるとき。 ③時間あたりの雨量が50mmを超え、なおも同程度の雨量が見込まれるとき。 ④土砂災害警戒情報が発表されたとき。 ⑤その他人命保護上、避難の勧告を要すると認められるとき。
---------------	--

3) 避難指示

避難指示の 発令基準	①状況がさらに悪化し、避難すべき時期が切迫したとき。 ②災害が発生した後、二次災害の恐れが迫っているとき。 ③その他緊急に避難する必要があると認められるとき。
---------------	---

4. 避難準備情報・避難勧告・避難指示の内容

避難準備情報、避難勧告、避難指示をする場合は、次の内容を明示して実施するものとする。

<ul style="list-style-type: none"> ・避難対象地域(地区名、施設名等) ・避難先(避難所の名称) ・避難経路(避難経路の名称) ・避難の準備、勧告又は指示の理由(避難要因となった危険要素の所在地) ・その他必要な事項(避難行動時の最小限の携帯品、警察官等誘導員の指示に従う旨、災害時要援護者の優先避難、介助の呼びかけ等)
--

5. 避難準備情報・避難勧告・避難指示の伝達

1) 関係地域住民等への周知

避難の準備、勧告又は指示をした場合は速やかに関係地域住民に対して、あらゆる手段を用いて周知・伝達する。なお、指示・勧告の伝達にあたっては、文書(点字版を含む)や掲示板等を使用し、視聴覚障がい者への周知徹底を期すとともに、情報の混乱を防止する。

(1) 住民への周知・伝達の手段

- ①防災無線、警鐘等の利用。
- ②ラジオ・テレビ等メディアの活用。
- ③広報車の利用。
- ④周知徹底が困難な場合は消防団等による拡声器などを用いた個別伝達。
- ⑤文書(点字版を含む)の配布、掲示板の利用。
- ⑥その他あらゆるメディアを使った呼びかけ。

(2) 県知事への報告

次に掲げる処理をしたときは、速やかに県知事に報告するものとする。

- ①避難のため立ち退き勧告又は指示したとき。
- ②避難準備情報をだしたとき。
- ③避難の必要がなくなったとき。
- ④避難のため立ち退き先を指示したとき。
- ⑤警察官等が避難のため立ち退きを指示し、若しくは立ち退き先を指示した旨、市長に通知があったとき。

なお、避難に関する報告については次の事項を記録するとともに、その旨を知事に報告するものとする。

- ①発令者

- ②発令の理由及び発令の日時
- ③避難の対象区域
- ④避難先
- ⑤その他

(3) 放送事業者への連絡

市長が避難の準備、勧告又は指示をしたとき、又は警察官等から準備、勧告又は指示を行った旨の通報を受けたときは、速やかに放送事業者に対しFAXによって連絡するものとする。

(4) 近隣市町村等関係機関への連絡

市長が避難の準備、勧告又は指示をしたとき、又は警察官等から準備、勧告又は指示を行った旨の通報を受けたときは、必要に応じて関係各機関に連絡するものとする。

- ①県の関係機関(県南県民センター、つくば保健所、常総警察署等)に連絡し協力を要請する。
- ②避難所として利用する学校施設等の管理者に対し、速やかに連絡し、協力を要請する。
- ③避難の為、近隣市町村への協力を求めなければならない場合に備えて、近隣市町村に対しても連絡を行う。

6. 警戒区域の設定

市長は災害が発生し、又はまさに災害が発生しようとしている場合において、当該危険区域に対して、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域への立ち入りを制限、禁止又は退去を命ずる。市長又はその職権を行う者が現場にいない場合、または、これらの者からの要請があった場合、警察官はその権限を代行する。この場合は、直ちに市長に対して、通知する。

災害派遣を命ぜられた部隊などの自衛官は、市長、警察官が現場にいない場合に限り、市長の権限を代行する。この場合は、直ちにその旨を市長に通知する。

消防活動、水防活動を確保するために、消防または水防関係者以外を現場近くに近づけないようすることができる。(消防法第28条、水防法第21条)

警戒区域の設定を行った者は、避難の勧告又は指示と同様に、住民への周知及び関係機関への連絡を行う。

7. 避難の誘導方法

1) 避難の誘導を行うもの

(1) 危険地域における誘導

避難の準備、勧告及び指示が発令された場合、災害対策本部からの指示により、予め指定する避難所及びその都度指示する要所となる地点にそれぞれ複数の市職員及び消防署員、消防団員を配置する。

配置された職員等は本部からの指示・情報等の収受にあたりともに警察官、自主防災組織等の協力により、市民を安全な地域へ誘導する。

各地区の避難誘導は当該地区の消防団員が行い、誘導責任者は当該地区の分団長とする。

(2) 学校、事業所等の場合

学校、幼稚園、保育所、事業所、スーパー等その他多数の人が集まる場所における避難の誘導は、その施設の責任者と災害対策本部より派遣された複数の市職員と協力し、安全な地域へ誘導する。

(3) 災害時要援護者施設の場合

高齢者福祉施設、授産施設、グループホーム、障がい者福祉施設など災害時要援護者施設における避難誘導は、入所者の身体状況から避難所まで介助が必要な場面が多いことから、必要に応じて災害対策本部からの多くの市職員、消防団員を派遣し、当該施設管理者と協力の上、安全な場所へ誘導・移送する。なお、災害時要援護者施設については、予め防災関係機関と避難誘導の方法について協議し、防災計画、避難誘導計画を定めておくものとする。

(4) 交通機関の場合

交通機関等における避難誘導は、その交通機関が予め定める防災計画、避難計画に基づき、必要な措置を講ずる。

2) 避難の方法

(1) 避難の手段

徒歩による避難を原則とする。身体的事情がある場合はこの限りではない。

(2) 携帯品の制限

緊急を要する場合は、貴重品(現金、貯金通帳、印鑑、有価証券等)、手拭い、ちり紙等とし、比較的時間に余裕のある場合は、若干の食料、日用身の回り品等とする。

(3) 避難順位

災害時要援護者の状況を考慮して適切に避難順位を定める。

8. 避難所及び避難場所の設置

- ・避難所及び避難場所は別表に示す学校、公民館等既存建物を利用することを原則とするが、避難所及び避難場所が利用不能になった場合、あるいは避難所に収容しきれなくなった場合には、野外に仮設物等を設置し、または天幕を設営するなどの措置をとる。
- ・避難所を設置することができない場合、又は適当な建物が無いときは知事及び関係市町村と協議し、関係の隣接市町村に収容を委託し、あるいは隣接市町村の建物又は土地を借り上げて設置する。
- ・避難所及び避難場所には地区名を明記した標識を掲げ、炊事用具、寝具、その他便所等の給貸与、衛生、火気取り締まり及び経理を行う。
- ・高齢者等災害時要援護者に配慮するとともに、避難の長期化等必要に応じた男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう務める。
- ・必要に応じ、県の災害時支援協力に関する協定に基づき、ゴルフ場の活用を図るほか、被災地以外の地域にある施設を含め、旅館やホテル等多様な施設の確保に努める。
- ・避難者に対する通信連絡手段を確保するため、東日本電信電話株式会社茨城支店に対し、災害特設公衆電話の設置を要請する。

9. 避難者の実態把握

1) 避難者名簿の作成

避難所及び避難場所を開設し、避難した市民等の受け入れを行った際には、まず避難者名簿(カード)を配り、避難した市民等に対して各世帯単位に記入してもらう。記入されたカードよ

り避難者名簿を作成する。(氏名、住所、年齢、性別、健康状態など)

2) 災害時要援護者状況の把握

上記名簿と併せて、災害時要援護者に同行している施設責任者に対し、ヒアリングを行い、身体状況や必要な医薬品等の情報を把握し、記録しておく。

[避難所及び避難場所一覧]

避難所	被災者の住宅が回復されるまで、あるいは応急仮設住宅へ入居できるまでの一時的な生活の本拠地となるもの
避難場所	災害が発生したときに、生命の安全を確保するために、一時的に避難する場所となるもの

《避難所兼避難場所》

番号	施設名称	所在地	電話
1	茨城県立伊奈高等学校	福田 7 1 1	0297-58-6175
2	茨城県立伊奈特別支援学校	青古新田 3 0 0	0297-58-8727
3	伊奈中学校	市野深 6 0 0	0297-58-0201
4	伊奈東中学校	南太田 2 5 4	0297-58-4631
5	谷和原中学校	古川 9 5 0	0297-52-2038
6	小絹中学校	絹の台 1 - 1 4 - 2	0297-52-0505
7	小張小学校	小張 1 6 6 1	0297-58-0003
8	豊小学校	豊体 1 6 9 2	0297-58-1008
9	谷井田小学校	谷井田 2 0 4 7	0297-58-1143
10	三島小学校	下島 4 2 2	0297-58-2505
11	東小学校	足高 1 3 1 3	0297-58-6529
12	板橋小学校	板橋 2 3 7 9	0297-58-0002
13	谷原小学校	加藤 2 4 1	0297-52-2009
14	十和小学校	上長沼 1 2 5 0	0297-52-4332
15	小絹小学校	小絹 8 5 8	0297-52-3008
16	福岡小学校	福岡 9 7 1	0297-52-5004
17	総合運動公園	小張 1 7 7 0	0297-58-4005
18	総合福祉施設きらくやまふれあいの丘	神生 5 3 0	0297-57-0123
19	谷井田コミュニティセンター	谷井田 1 9 6 0	0297-57-8551
20	小絹コミュニティセンター	小絹 8 4 8	0297-52-0789
21	板橋コミュニティセンター	板橋 2 6 7 5 - 1	0297-58-9797
計		21 施設	

※水害の程度によっては使用できない施設もある。

《避難場所》

番号	施設名称	所在地	電話
1	わかくさ幼稚園	板橋3023-1	0297-58-0014
2	すみれ幼稚園	下島592	0297-58-3425
3	谷和原幼稚園	上小目600	0297-52-2330
4	伊奈第1保育所	山王新田1253	0297-58-2422
5	伊奈第2保育所	小張4705	0297-58-1025
6	伊奈第3保育所	長渡呂新田715	0297-58-1597
7	伊奈第4保育所	狸穴1072-14	0297-58-6002
8	谷和原第1保育所	仁左衛門新田641	0297-52-2100
9	谷和原第2保育所	上小目600	0297-52-4217
10	伊奈公民館	福田195	0297-58-5081
11	谷和原公民館	古川1025	0297-52-2141
12	茨城県みなみ農業共済組合旧茨城南支所	中平柳336-1	—
計		12施設	

※水害の程度によっては使用できない施設もある。

10. 避難所及び避難場所に関する報告

避難所及び避難場所を開設し、実態を把握した上で、災害対策本部及び知事に対して下記の報告を行う。

- ・避難所等開設の日時、場所及び施設名
- ・収容状況及び収容人員

11. 避難所及び避難場所の開設及び運営

1) 開設時、運用の留意事項

(1) 災害時要援護者優先スペース及びその他区画の指定

避難所等の開設は原則として、市長が行う。避難所等は、地域の避難場所として指定されていることから、既に避難住民が集まっていることが想定され、開設とともに、速やかに収容施設内の所定の位置に住民を誘導する。

避難住民の誘導にあたっては、高齢者、障がい者、乳幼児、傷病者等の災害時要援護者を優先し、暖かいところやトイレに近いスペースを確保する。

(2) 地域コミュニティ維持への配慮

自主防災組織等の意見を聞き、地域ごとにスペースを確保することで、避難住民の安心感を保つよう配慮する。部屋の割り振りは可能な限り行政区毎にまとまりをもてるように行う。各居住区域は、適当な人員で編成し、居住区域毎に代表者(班長)を選定するよう指示して、以下の情報連絡等についての窓口役となるよう要請する。

＜居住区域の代表者(班長)の役割＞

- ①市からの指示、伝達事項の周知
- ②避難者数、給食数、その他物資の必要数の把握と連絡
- ③物資の配布活動等の補助
- ④ごみ処理、洗濯、入浴等生活上のルールの徹底
- ⑤居住区域の避難者の要望・苦情等のとりまとめ
- ⑥災害時要援護者への配慮徹底
- ⑦その他避難所等の秩序維持に必要と思われる事項

2) 避難所等の開設

被害状況により避難所等を設置する必要があると認められる時は、次により避難所等を開設する。

(1) 基本事項

①対象者

- ア 住家が被害を受け、居住の場所を失った者
- イ 現に災害に遭遇(旅館の宿泊人、通行人等)した者
- ウ 災害によって、現に被害を受ける恐れのある者

②設置場所

- ア 避難所等として予め指定している施設
- イ 避難所等に設置する小屋、テント等の野外収容施設

③設置期間

災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合には、知事の事前承認を受ける。

(2) 避難所等の開設の要請

避難所等が不足する場合は、県に対し、避難所等の開設及び野外収容施設の設置に必要な資材の調達への協力を要請する。

(3) 避難所等の開設の報告

避難所等を開設した場合には、直ちに次の事項を県に報告する。

- ①避難所等の開設の目的
- ②箇所数及び収容人員
- ③開設期間の見込み

3) 避難所の運営

避難所の運営にあたっては、職員をはじめ、自主防災組織やボランティアなどを各避難所に配置し、避難所の運営を行う。必要に応じて、県、近隣市町村に対しても協力を要請する。また、避難所の安全確保及び秩序の維持のため警察官の配置についても適宜、配慮する。

<避難所開設・運営の手順>

- 手順①：本部から要請を受けた市職員は指定された施設に参集する
- 手順②：配属された職員がはじめに入所し、収容スペース内の安全確認を行うとともに、受け入れに際して障害となる物を移動、除去する
- 手順③：災害時要援護者の優先スペースを確保する
- 手順④：避難者の受け入れスペース確保する
- 手順⑤：避難者を受け入れスペースに誘導する
- 手順⑥：けが人、病弱者等治療を要する避難者を確認する
- 手順⑦：避難所内に事務室を開設する
- 手順⑧：電話、FAX等により避難所開設の旨を本部に報告する
- 手順⑨：災害時要援護者、病人等を移送する
(本部との連絡による受け入れ先の確認)
- 手順⑩：避難者名簿(カード)を配布・作成する
- 手順⑪：避難所指定地区住民名簿を使用し、安否を確認する
特に災害時要援護者の所在を確認する
- 手順⑫：行政区画の割り振り、誘導をする
- 手順⑬：住民班長を決定する
- 手順⑭：食糧、生活必需品の請求、受取、配給をする
- 手順⑮：避難所の運営状況を報告(毎朝10時、その他適宜)する
- 手順⑯：避難所の運営に伴う記録を作成する

4) 福祉避難所の開設

市は、予め指定された福祉避難所を開設し、災害時要援護者を収容する。ただし、不足する場合は適宜以下のような施設を福祉避難所として活用する。

- ・指定福祉避難所：谷和原保健福祉センター、総合福祉施設きらくやまふれあいの丘
- ・その他施設：福祉施設、保育所 等

5) 避難所生活環境の整備

(1) 衛生環境の維持

被災者が健康状態を損なわずに生活維持するために必要な各種生活物資及び清潔保持に必要な石鹼・消毒薬・うがい薬等を提供するとともに、移動入浴車等の活用により入浴の提供を行う。また、仮設トイレの管理を行い、必要な消毒及びし尿処理を行う。

(2) 対象者に合わせた場所の確保

市は、避難所に部屋が複数ある場合には、乳幼児用や高齢者用、障がい者用、体調不良者用等対象別に割り当てる。体育館等の場合には安全のための通路の確保や着替えの場所等の確保を行う。

なお、一般の避難所で対応が困難である場合は、必要に応じて市は福祉避難所を設置する。

6) 健康管理

(1) 被災者の健康（身体・精神）状態の把握

医師及び保健師等で構成する巡回相談チームを編成し、避難所において被災者の健康状態や精神状態の把握及び健康相談を行い、把握した問題等については、個別健康相談票を作成し、医療関係者の連絡会議等により効果的な処遇検討ができるように努める。

① 要医療者への医療の確保

高血圧や糖尿病等慢性疾患患者の医療の確保や治療の継続を支援する。

② 保健指導の実施

インフルエンザ等の感染予防のため、手洗い、うがい、部屋の換気の遂行及びエコノミークラス症候群（深部静脈血栓塞栓症）や生活不活発病等二次的健康障害防止のため水分補給や健康体操等の保健指導を実施する。

③ 内服薬の提供

継続的内服が必要な者で内服薬を被災により紛失した者等に対し、適切に対応する。

④ 栄養指導の実施

避難所の食事における炭水化物の過多、野菜やたんぱく質の不足、アレルギー対策及び要医療者への栄養指導を実施する。

⑤ レクリエーション等の実施

市は、避難所生活の長期化に伴い、身体的・精神的ストレスが蓄積している被災者を対象に、レクリエーション等を行い、ストレスの軽減に努める。

⑥ 遊び場の確保

市は、幼児や児童の保育について、避難所に遊び場を確保しボランティア等の協力を得ながら行う。

(2) 要援護者の把握

避難者の中から要援護者を早期に把握し、処遇に十分配慮する。必要に応じて福祉避難所への移動、社会福祉施設への緊急入所、避難所内の個室利用等を行う。

(3) 感染症や食中毒の予防に必要な知識の普及

市は、インフルエンザ等の感染予防のため、手洗い、うがい、部屋の換気及びトイレ消毒等の保健指導や健康教育を行う。

(4) 関係機関との連携強化

支援を必要とする高齢者、障がい者等に必要なケアの実施やニーズに応じて介護・福祉サービス、ボランティア等の支援につなぐための連携や調整を行う。

7) 精神保健、心のケア対策

(1) 市は、保健所及び精神保健福祉センター、地区医師会等と連携して次のことを実施する。

① 第1段階

・心の健康相談、巡回相談チームによる避難所への巡回診療及び訪問活動

※必要に応じ心のケアチームによる巡回診療

② 第2段階（近隣の精神科医療機関による診療再開）

・継続的な対応が必要なケースの把握、対応

③ 第3段階

- ・ 仮設住宅入居者及び帰宅者等への巡回診療、訪問活動
 - ・ PTSD（心的外傷後ストレス障害）への対応
- (2) 市は、特に、心理サポートが必要となる遺族、安否不明者の家族、高齢者、子供、障がい者、外国人に対しては十分に配慮するとともに、適切なケアを行う。
- (3) 市は、心のケアに対する正しい知識の普及を図るため、精神保健福祉センターが作成する災害時の心のケアやPTSDに関するパンフレット等を被災者に配付するとともに、「心のケア」に対する相談窓口を設置する。

8) 福祉避難所における支援

(1) 福祉避難所の指定

要援護者は、心身の状態や障害の種別によっては、避難所の生活に順応することが難しく、症状を悪化させたり、体調を崩しやすいので、市は、要援護者に配慮した福祉避難所を事前に指定し、必要な介護や情報提供等の支援を行う体制を整備する必要がある。

(2) 福祉避難所の整備

避難生活が長期にわたることも想定し、要援護者が過ごしやすいような設備を整備し、必要な物資・機材を確保する。

(3) 福祉避難所の周知

市は、様々な媒体を活用し、福祉避難所に関する情報を広く住民に対して周知する。特に、要援護者やその家族、避難支援者に対しては、直接配布するなどして、周知を徹底する。

(4) 食料品・生活用品等の備蓄

市は、食料品の備蓄に当たっては、メニューの多様化、栄養バランスの確保に留意し、食事療法を必要とする内部障がい者や食物アレルギーがある者などへ配慮する。

(5) 福祉避難所の開設

市は、一般の避難所において何らかの特別な配慮を必要とする者がおり、福祉避難所の開設が必要と判断する場合は、対応可能な福祉避難所を開設するものとする。ただし、不足する場合は適宜以下のような施設を福祉避難所として活用する。

- ・ 指定福祉避難所：谷和原保健福祉センター、総合福祉施設きらくやまふれあいの丘
- ・ その他施設：福祉施設、保育所 等

(6) 福祉避難所開設の報告

市は、福祉避難所を開設した場合には、直ちに次の事項を県に報告する。

- ① 避難者名簿（名簿は随時更新する。）
- ② 福祉避難所開設の目的
- ③ 箇所名、各対象収容人員（高齢者、障がい者等）
- ④ 開設期間の見込み

12. 愛玩動物の保護対策

災害時には、飼い主不明の動物や負傷動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。

このため、動物愛護の観点から、県獣医師会、動物愛護関係団体等と協力体制を確立し、愛玩動物の保護及び適正飼養について支援する。

1) 愛玩動物受け入れのための配慮

市は、自らが設置する避難所の隣接した場所に愛玩動物を受け入れられるよう配慮する。

13. 災害救助法による避難所の設置

本市に災害救助法が適用された場合の避難所の設置等については、同法及びその運用方針による。

第10節 食糧供給計画

■基本的考え方

この計画は、災害時に住家の被害等により自宅で炊飯ができず、又、食糧の販売機構が麻痺し、食糧の購入が困難な被災者に対し、応急的に炊き出しを行い、又は住家に被害を受け一時的縁故等へ避難する者に対し、必要な食糧を支給し、一時的に被災者の食生活を保護するために定めるものである。

関係班	運輸班、農業商工班、救助班
-----	---------------

1. 実施責任者

食糧の供給は市長が実施する。ただし、災害救助法適用時に知事が自ら行うことを妨げない。市限りで困難な場合は、近隣市町村、県、国、その他関係機関の応援を得て実施するものとする。

2. 対象者

- ・避難所等に収容された者
- ・住家の被害が全焼、全壊、流失、半焼、半壊又は、床上浸水等のため、炊事ができない者
- ・住家に被害を受け、一時縁故先等へ避難する者
- ・旅館の宿泊人、一般家庭の来訪者
- ・災害復旧作業に従事する者

3. 食糧の供給

- ・炊き出しその他による食糧の供給は、次項以降に定める主要食糧の応急供給による米穀、乾パン又は食糧品店等から購入した弁当、パン等により行い、供給にあたっては、被災者が直ちに食することができる現物を支給する。また、必要に応じて漬け物及び野菜等の副食、みそ、醤油及び食塩等の調味料についても供給する。なお、乳児に対する供給は原則として粉ミルクとする。
- ・米穀による炊き出し供給は、避難計画に基づく避難所に設置された炊き出し設備等により炊飯して行う。
- ・炊き出し供給のための調味料、副食等は関係業者から調達し被災者に支給する。

4. 費用の範囲

「食糧供給」のため支出する費用は、季別（災害の発生をもって決定する。）及び世帯区分により1世帯あたりの範囲内とする。

5. 実施期間

炊き出しその他による食糧供給の期間は災害発生の日から7日以内とする。ただし被災者が一時縁故先等へ避難する場合、3日分以内を現物により支給することができる。

6. 主要食糧の応急供給

1) 応急供給は、次に掲げる事項で、市長が供給の必要を認めたとときに行う。

- (1) り災者に対し、炊き出し等による食糧の供給を行う場合。
- (2) り災により販売業者が通常の供給を行うことができないため、販売業者を通じないで供給を行う必要がある場合。
- (3) 災害地における救助作業、緊迫した災害防止及び緊急復旧作業に従事する者に対して給食を行う必要がある場合。

2) 供給食糧

供給食糧は原則として米穀とするが、消費の実情等に応じ乾パンとする。

3) 供給数量

供給数量は、次に掲げる一人あたりの基本数量に市長が必要と認める供給者数及び供給の日数を乗じて得た数量とする。

区 分	数 量		備 考
	米穀	乾パン	
1) の (1) の場合	一食あたり200精米グラム	一食あたり1包 (115g入り) 以内	乾パンは、市長が必要と認めた場合、先の数量の外に供給することができる。
1) の (2) の場合	一日あたり400精米グラム		
1) の (3) の場合	一食あたり300精米グラム		

4) 調達方法

(1) 市内業者等からの調達

市長は、販売業者から所要の米穀を購入し、り災者に供給する。

(2) 県からの調達

市長は、市内の販売業者等から調達しても、さらに不足が生じたときは、知事に対して県で備蓄している食糧、又は県が予め協力を依頼している業者等に主要食糧の引渡しを要請し調達する。

(3) 政府所有食糧の調達

市長は、市内業者等や県からの調達を行っても応急食糧が必要と認める場合は、知事を通じて「政府指定倉庫の責任者」又は「茨城農政事務所」に応急用米穀の引き渡しを要請し調達する。

5) 供給必要人員の報告

市長は、応急食糧の供給を必要とする人員を県南農林事務所長を通じ知事に報告する。

第11節 衣料・生活必需品等供給計画

■基本的考え方

この計画は、災害による住家被害等により、日常生活に欠くことのできない衣服、寝具、その他の衣料品及び生活必需品を喪失、又は毀損し日常生活を営むことが困難な者に対し、急場をしのぐ程度の衣服、寝具、その他の衣料品及び生活必需品を供与又は貸与するために定めるものである。

関係班

運輸班、農業商工班、救助班、物資管理班

1. 実施者

生活必需品の供与又は貸与は、市長が行う。

市限りでは困難な場合は、近隣市町村、県、国、その他の防災関係機関の応援を得て実施する。

2. 対象者

- ・災害により住家に被害(床上浸水以上)を受けた者
- ・被服、寝具その他生活上必要な最小限度の家財を喪失した者
- ・被服、寝具その他生活必需物資がないため直ちに日常生活を営むことが困難である者

3. 衣料・生活必需品等の供与又は貸与

1) 供与又は貸与の方法

物資の配分については、全壊(焼)、流出世帯と半壊(焼)、床上浸水世帯について、それぞれ世帯の構成員数に応じて配分する。

2) 供与又は貸与の品目

- (1) 寝具 … 毛布等
- (2) 日用品雑貨 … 石鹸、タオル、歯ブラシ、歯磨き粉、トイレトペーパー、ゴミ袋、軍手、バケツ、洗剤、洗濯ロープ、洗濯バサミ、蚊取線香、携帯ラジオ、老眼鏡、雨具、ポリタンク、生理用品、ティシュペーパー、ウェットティシュ、紙おむつ等
- (3) 衣料品 … 作業服、婦人服、子供服、下着、靴下、運動靴等
- (4) 炊事用具 … 鍋、釜、やかん、包丁、缶切等
- (5) 食器 … 箸、スプーン、皿、茶碗、紙コップ、ほ乳ビン等
- (6) 光熱材料 … ローソク、マッチ、懐中電灯、乾電池、LPガス容器一式、コンロ等付属器具、卓上ガスコンロ等
- (7) その他 … ビニールシート等

4. 調達方法

衣料・生活必需品等の物資の調達については、応急救助用として必要な数量を市内関係業者

との密接な連携により行う。

5. 費用の範囲

「被服・寝具その他生活必需品の供与又は貸与」のため支出する費用は季別(災害発生の日をもって決定する)及び世帯区分により1世帯あたりの範囲内とする。

6. 実施期間

災害発生の日から10日以内とする。

7. 義援物資対策

- ・各避難所等における必要な物資・数量を集約し、不足する場合には、県に対し、要請を行う。
- ・各避難所等のニーズ及び受入れ方針等を、市ホームページ等を通じて情報発信する。

第12節 給水計画

■基本的考え方

この計画は、災害のため飲料水が枯水又は汚染し、飲料に適する水を得ることができない者に対し飲料水を供給するとともに、被災した水道施設の応急復旧等を行い、被災地の生活用水を確保するために定めるものである。

関係班	総務班、上下水道班
-----	-----------

1. 実施機関

- 1) 飲料水の供給は、市長が実施する。ただし、災害救助法適用時に知事が自ら行うことを妨げない。
- 2) 市限りで困難な場合は、近隣市町村、県、国、その他関係機関の応援を得て実施するものとする。
- 3) 水道施設の応急復旧は、水道事業者が行う。

2. 対象者

災害のため現に飲料水を得ることができない者を対象に行うものとする。この場合、医療施設、避難場所、福祉施設等の施設については他に優先して供給する。

3. 給水方法等

1) 住民への広報

水道事業者等は、断減水の状況、応急給水の実施、応急復旧の見通し等について、住民への広報を実施する。

【水道用水供給事業者】

被災施設の被害の最小化と迅速な復旧を図るため、「災害対策マニュアル」を整備し、災害対応体制や関係機関との連絡方法、応急復旧の具体的方針を定める。

また、発災直後の巡視や応急工事実施を円滑に行うため、予め建設業者等と協定を締結しておく。

2) 給水方法

取水地点で確保した飲料水を給水用具及び車両等を活用して、給水拠点まで運搬し給水する。なお、給水方法としては、給水タンク、ポリ容器、ポリ袋等により行う。

4. 確保方法

応急飲料水については、被災後、使用可能な水道施設(消火栓等)により、仮設配水管を敷設し飲料水を確保するものとする。

5. 給水量

被災者に対する最低給水量は、1人1日3リットルとするが、給水能力増強見込み及び水道施設の復旧状況に応じ、飲料水以外の生活用水についても漸次、給水量を増加する。

6. 費用の範囲

費用の範囲は、給水に必要な機械、器具の借り上げ賃、修理費及び燃料費。また、浄水用薬品及び資材費も含む。

7. 応急復旧

1) 応急復旧方針

水源(取水)施設・導水施設・浄水施設等基幹施設の復旧を最優先し、次いで主要給水所に至る送配水施設(送配水管、配水本管、配水小管)給水装置の順に復旧する。

2) 応援・協力

市は、市内の水道工事業者と連絡を密にし、災害時における応急給水及び応急復旧体制を整備しておくとともに、必要があるときは、被災地域外の水道事業者、水道工事者等の応援又は協力を求める。

また、被害を受けた他の水道事業者から応急給水及び復旧のために、技術者、資機材、用水等について応援又は協力を求められたときは、可能な限りこれに応ずるものとする。

水道工事業者、水道資機材の取り扱い業者及び防災関係機関は、水道事業者の行う応急給水復旧活動に協力するものとする。

第13節 災害時要援護者安全確保対策計画

■基本的考え方

この計画は、発災時に、自力で避難することが困難な高齢者、乳幼児、障がい者及び日本語での災害情報が理解できにくい外国人など災害時要援護者に対する安全確保及び必要な救助に関する措置について定めるものである。

関係班

救助班、救護班

1. 計画方針

災害時に自力で避難が困難な高齢者、乳幼児、肢体不自由者、及び視聴覚や音声・言語機能の障がいからの確な避難情報の把握や地域住民との円滑なコミュニケーションが困難になる災害時要援護者に対し、避難誘導、安否確認、救助活動、搬送、情報提供、保健・福祉巡回サービスの実施、相談窓口の開設等あらゆる段階で災害時要援護者の実情に応じた配慮を行い、安全確保を図るとともに、必要な救助を行うものとする。

2. 実施機関

- ・市は、災害時要援護者関連施設入所者等に対する安全確保対策を図るため、施設管理者に対し、予防を含め安全確保対策について指導するとともに、災害時の応急対策の実施について要請する。
- ・在宅災害時要援護者に対する安全確保対策は、市が実施する。
- ・本市限りで困難な場合は、近隣市町村、県、国、その他関係機関の応援を得て実施するものとする。

3. 災害時要援護者関連施設入所者等に対する安全確保対策

1) 救助及び避難誘導

施設管理者の要請に基づき、必要な援助の内容を把握し、速やかに援助及び避難等のために必要な連絡調整を行う。また、援助可能な社会福祉施設及びボランティア組織等にも協力を要請する。

2) 搬送及び受入先の確保

施設管理者の要請に基づき、関係機関と連携し、安全に搬送するための救急自動車等を確保するとともに、他の災害時要援護者関連施設に受入先を確保する。

3) 食糧、飲料水及び生活必需品等の調達

施設管理者の要請に基づき、食糧、飲料水、生活必需品等の調達及び配布を行う。

4) 介護職員等の確保

施設管理者の要請に基づき、介護職員等の確保を図るため、他の災害時要援護者関連施設や

ボランティア等へ協力を要請する。

5) 巡回相談の実施

被災した施設入所者等や他の施設に避難した入所者等に対して、近隣住民(自主防災組織)、ボランティア等の協力により巡回相談を行い、災害時要援護者の状況やニーズを把握するとともに、各種サービスを提供する。

6) ライフライン優先復旧

電気、ガス、水道等の各ライフライン事業者は、災害時要援護者関連施設機能の早期回復を図るため、優先復旧に努める。

4. 在宅災害時要援護者に対する安全確保対策

1) 安否確認、救助活動

在宅サービス利用者名簿等を活用し、民生委員、近隣住民(自主防災組織)、福祉団体(社協、老人クラブ等)、ボランティア組織等の協力を得て、居宅に取り残された災害時要援護者の安否確認、救助活動を実施する。

2) 搬送体制の確保

災害時要援護者の搬送手段として、近隣住民(自主防災組織)等の協力を得るとともに、救急自動車や災害時要援護者関連施設所有の自動車により行う。

また、これらが確保できない場合、県等が確保した輸送車両により、災害時要援護者の搬送活動を行う。

3) 災害時要援護者の状況調査及び情報の提供

市は、民生委員、ホームヘルパー、点訳・朗読・手話・要約筆記の奉仕員等及びボランティア等の協力を得てチームを編成し、在宅や避難所等で生活する災害時要援護者に対するニーズ把握など、状況調査を実施するとともに、保健・福祉サービス等の情報を随時提供する。

4) 食糧、飲料水及び生活必需品等の確保並びに配布を行う際の災害時要援護者への配慮

災害時要援護者に配慮した食糧、飲料水、生活必需品等を確保する。

なお、福祉避難所の食料品の備蓄に当たっては、メニューの多様化、栄養バランスの確保に留意し、食事療法を必要とする内部障がい者や食物アレルギーがある者などへ配慮する。

また、配布場所や配布時間を別に設けるなど災害時要援護者に配慮した配布を行う。

5) 保健・医療・福祉巡回サービス

医師、民生委員、ホームヘルパー、保健師など地域ケアシステムの在宅ケアチーム員、ボランティア等によりチームを編成し、在宅、避難所等で生活する災害時要援護者に対し、巡回により介護サービス、メンタルケアなど各種保健・医療・福祉サービスを実施する。

6) 保健・医療・福祉相談窓口の開設

災害発生後、直ちに保健・医療・福祉相談窓口を開設し、総合的な相談に応じる。

5. 外国人に対する安全確保対策

1) 外国人の避難誘導

語学ボランティアの協力を得て、広報車や防災無線などを活用して、外国語による広報を実施し、外国人の安全かつ速やかな避難誘導を行う。

2) 安否確認、救助活動

警察、近隣住民(自主防災組織)、語学ボランティア等の協力を得て、住民登録等に基づき外国人の安否の確認や救助活動を行う。

3) 情報の提供

(1) 避難所及び在宅の外国人への情報提供

避難所や在宅の外国人の安全な生活を支援、確保するため、語学ボランティアの協力を得て外国人に配慮した継続的な生活情報の提供や、チラシ、情報誌などの発行、配布を行う。

(2) テレビ、ラジオ、インターネット通信等による情報の提供

外国人に適正な情報を伝達するためテレビ、ラジオ、インターネット等を活用して外国語による情報提供に努める。

(3) 外国人相談窓口の開設

市は、速やかに外国人の相談窓口を設置し、生活相談に応じる。

また、相談窓口のネットワーク化を図り、外国人の生活相談に係る情報の共有化に努める。

第14節 帰宅困難者対策

■基本的考え方

この計画は、災害時の帰宅困難者等の発生による混乱等を防止するため、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の元、安否確認や平時からの広報、企業等に対する従業員等の事業所内留めおきなどの必要事項を定めるものである。

関係班	総務班、広報・情報班
-----	------------

1. 普及啓発

企業等における一斉帰宅抑制が実行性あるものとなるように安否確認方法等の周知や備蓄の促進等必要な対策を実施するとともに、各企業等に一斉帰宅抑制に係る普及啓発を行う。

2. 備蓄の確保

帰宅できず駅等に滞留する通勤者や観光客等帰宅困難者のために、日頃から飲料水、食糧、毛布等の備蓄に努めるものとする。

3. 情報提供

交通事業者との連携を図り、鉄道の復旧見込みや路線バス等の運行状況を把握し、関係者等への情報提供に努める。

4. 交通事業者との連携体制の整備

帰宅困難者の発生が予想される公共交通機関等がある場合には、交通事業者と災害時の対応や備蓄等について、地域も含め、体制の構築に努めるものとする。

5. 企業の取り組み

1) 従業員の待機

企業等は、交通機関が運行停止となり、見通しが立たない場合には、事業所建物や事業所周辺の被災状況を確認の上、従業員等の安全を確保するため、従業員等を一定期間留めるよう努めるものとする。

2) 備蓄の確保

企業等は、従業員が事業所内に待機できるよう、3日分の必要な水、食糧、毛布などの物資の備蓄に努めるものとする。

3) 環境整備

企業等は、従業員等を一定期間事業所内に留めておくことが可能となるよう、事業所建物の耐震化、家具類の転倒・落下・移動防止、ガラスの飛散防止など、従業員等が安全に待機できる環境整備に努めるものとする。

4) 事業継続計画等への位置づけ

企業等は、BCP（事業継続計画）等において、大規模災害発生時における従業員等の待機

及び帰宅の方針をあらかじめ定めておき、従業員に周知しておくものとする。

5) 安否確認方法の周知

企業等は、大規模災害時には、電話が輻輳することを踏まえ、事業所と従業員間の安否確認方法をあらかじめ定めるとともに、従業員とその家族間においても災害時伝言掲示板や災害用伝言ダイヤル171及び災害用伝言板web171、ソーシャル・ネットワーキング・サービス等の複数の安否確認手段をあらかじめ確認し、当該手段を利用するよう周知しておくものとする。

6) 市及び自主防災組織等との連携

企業等は、市や自主防災組織等と、大規模地震発生時の対応を事前にとり決めておくなど日頃からの連携に努めるものとする。

6. 大規模集客施設の取り組み

大規模な集客施設においては、多くの帰宅困難者等の発生が予想されることから、市や関係機関等と連携し、利用者を保護するため、適切な待機や誘導に努めるものとする。

7. 各学校の取り組み

1) 鉄道事業者との連携

日頃から生徒の通学手段を把握し、鉄道を使用する生徒数等の情報を、災害時に速やかに鉄道事業者提供できるよう努める。

2) 児童・生徒等への情報提供

あらゆる災害を想定しながら、情報を入手する体制の整備や、情報の提供方法の構築に努める。

3) 代替バスの運行等、搬送体制の構築

4) 飲料水等の備蓄

第15節 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理計画

■基本的考え方

この計画は、災害のため、住家が全焼、全壊又は流失し、自らの資力では住家を確保できない者に対し、応急仮設住宅を建設し、被災者の居住の安定を図るために定めるものである。

関係班	総務班、調査建設班
-----	-----------

1. 実施機関

応急仮設住宅の供与は市長が実施する。ただし災害救助法適用時に知事が自ら行うことを妨げない。

市限りで実施が困難な場合は、近隣市町村、県、国、その他関係機関の応援を得て実施する。

2. 対象者

1) 住家が全焼、全壊、または流失した者

2) 居住する住家がない者

3) 自らの資力で住家を確保することができない者

(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)の被保護者及び要保護者

(2) 特定の資産のない失業者

(3) 特定の資産のない未亡人、母子世帯、高齢者世帯、身体障がい者世帯、病弱者等

(4) 特定の資産のない勤労者及び中小企業者

(5) 上記に準ずる経済的弱者

また、玄関や浴槽での段差解消や手すりの設置など、災害時要援護者に配慮した仮設住宅を建設するとともに、災害時要援護者の優先入居に努めるものとする。

3. 応急仮設住宅の建設

1) 設置場所

下記の場所に設置するものとするが、災害規模、災害種別に応じ、用地が不足する場合は、適宜、小中学校グラウンド等の市の公有地を設置場所として指定する。

名称	所在地
総合運動公園 多目的グラウンド	小張1770

2) 規模及び構造

応急仮設住宅1戸当りの規模は、「茨城県災害救助法施行細則」に定める規模を基準とする。また、建物の構造は、軽量鉄骨組立方式とする。

3) 設置戸数

住家の全焼、全壊又は流失世帯の3割以内とする。

4) 着工及び供与期間

災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに工事を完成させるものとする。

供与できる期間は、竣工の日から2年以内とする。

設置にあたってはリース方式や民間賃貸住宅などの借り上げによる方法も検討し、設置方法を決定する。

5) 設置計画の作成等

市は、被災状況等を基に必要となる応急仮設住宅の戸数を県へ報告する。

6) 応急仮設住宅の借り上げ等

市は、県が提供する、借り上げる住宅の仕様基準や標準契約書、借り上げ可能住宅の情報などもとに必要な住宅の借り上げを行う。

4. 住宅の応急修理

1) 実施者

住宅の応急修理は、市長が実施する。ただし、災害救助法適用時に知事が自ら行うことを妨げない。

市限りで困難な場合は、近隣市町村、県、国、その他関係機関の応援を得るものとする。

2) 対象世帯

応急修理は、市が、災害のため住宅が半壊又は半焼し、自らの資力では、応急修理をすることができない世帯に対して行う。

3) 実施方法

被災世帯個々の修理計画を作成し、実施する。

修理戸数は住家の半焼、半壊世帯の3割以内とする。

4) 費用の範囲

費用の範囲は、材料費、労務費、輸送費、工事事務費とする。

5) 応急修理の期間

災害発生の日から1ヶ月以内に完成するものとする。

5. 災害用復旧用材（国有林材）の備蓄・供給

- ・農林水産省（林野庁）は被災者の救助、災害の早期復旧及び木材価格の安定のため、国有林材の供給を行うこととしている。
- ・災害復旧用材の供給は、知事、市長が要請する。

第16節 医療・助産計画

■基本的考え方

この計画は、災害のため、医療機関が混乱し、被災地の住民が医療及び助産の途を失ったときに応急的に医療又は助産を施し、被災者の保護を図るために定めるものである。

関係班	救護班
-----	-----

1. 実施機関

医療及び助産は、市長が実施する。ただし、災害救助法適用時に知事が自ら行うことを妨げない。

市限りで実施が困難な場合は、近隣市町村、県、国、その他関係機関の応援を得て実施する。

2. 対象者

- ・災害のため、医療の途を失った者で応急的に医療を施す必要がある者
- ・災害のため、助産の途を失った者で、現に助産を要する状態の者

3. 医療及び助産の実施体制の確立

1) 情報の収集伝達

市は、災害時医療体制を早期に確立するために、県及び災害医療拠点有する周辺市、消防機関、周辺市医師会(きぬ医師会、つくば市医師会)との連携のもと、次の内容について情報収集を行う。そのため、平常時から、関係機関との連携を緊密に保つとともに市内病院、診療所及び災害医療拠点病院等との通信体制を整備するものとする。

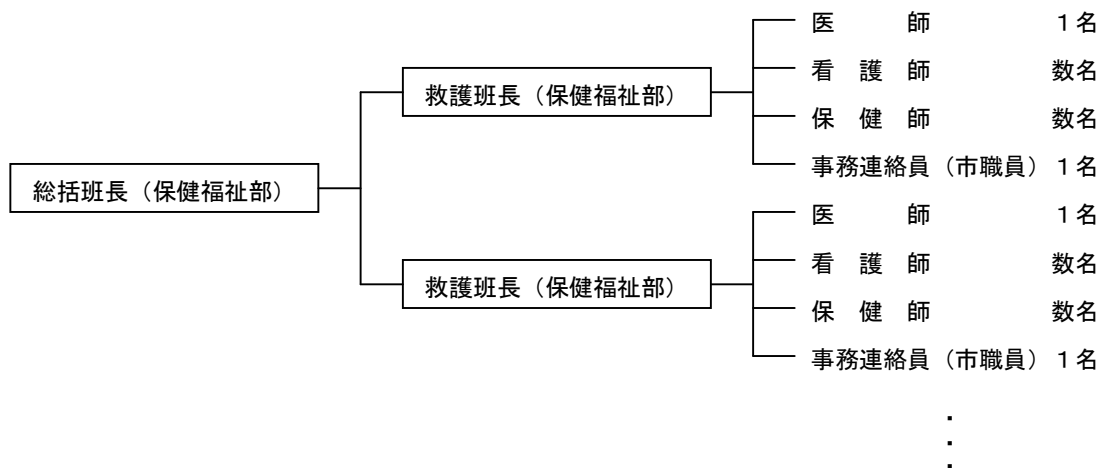
- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> (1) 医療施設の被害状況、診療機能の確保状況 (2) 避難場所、医療救護所の設置状況 (3) 重傷者の収容状況 (4) 医薬品等医療資機材の受給状況 (5) 医療施設、医療救護所等までの交通状況 (6) その他医療体制確立に向けて参考となる情報 |
|--|

2) 現地対策本部の設置

必要に応じて医療救護班を編成し出動するとともに、災害の種類及び程度により地区医師会に出動を要請し、災害の程度に即応した医療救護活動を行う。また、災害の程度により市の能力をもってしては十分でないとき認められるときに、県及びその他関係機関に協力を要請する。

3) 医療救護班の編成

医療救護の実施は、医療機関の協力を得て、必要に応じて複数班を編成する。また、市で編成する救護班のみで対応が困難と判断される場合は、市長を通じて知事へ協力要請を行う。



(1) 医療救護班の業務

医療救護班の業務は以下に示すとおりである。

- ①被災者のスクリーニング（症状判別）
- ②傷病者に対する応急処置の実施及び必要な医療の提供
- ③医療機関への転送の要否の判断及びその順位の決定
- ④死亡の確認
- ⑤遺体の検案
- ⑥その他状況に応じた処置

(2) 巡回相談チーム・ボランティアとの連携

医療救護班は、被災者の健康相談を行うために医師及び保健師等で構成された巡回相談チームやボランティアとの連携を図り、医療を必要とする被災者の情報収集に努め、医療活動を行う。

4) 医療救護所の設置

(1) 設置基準

市長は、以下の基準を目安として、医療救護所の設置を決定する。

- ①医療施設の収容能力を越えるほどの多数の負傷者が一度に発生したとき。
- ②医療施設が多数被災し、十分機能しないと判断したとき。
- ③時間の経過とともに、負傷者が増加する恐れがあると見込まれるとき。
- ④災害救助法が適用される恐れがある災害が発生したとき。

(2) 設置場所

市長は、以下の手順に基づき、医療救護所を設置する。

- ① 災状況や負傷者の状況等を勘案し、谷和原保健福祉センターに医療救護所を設置する。
- ② 地区別の被災状況や負傷者の状況等を勘案し、小中学校をはじめとする市の公共施設に適時、医療救護所を設置する。
- ③ 設置後は、速やかに設置内容(以下の事項)について管轄保健所に報告する。
 - ア 設置場所(医療救護所への連絡方法、付近の医療機関の状況、医療救護所への経路等)
 - イ 医療救護班の必要性の有無(医師、看護師等具体的な内容)

ウ ライフラインの確保状況(電気、ガス、水道等)

エ 医療品等の必要性の有無

- ④ 速やかに広報車や無線等を使用して、医療救護所の開設状況等を住民に広報する。
- ⑤ 災害現場により自らの判断で設置することが困難と判断した場合には、保健所等と連絡を取り合って協議の上設置する。

(3) 開設及び運営

①設置統括と資機材の調達及び輸送

医療救護所が設置された後、派遣された救護班との連絡により、救護医療に必要な資機材の確認を行った上で、資機材の調達及び輸送を行う。

また、医療救護所の開設及び運営実務統括は医師及び保健福祉部が行い、市職員、消防署がそれを支援する。

②救助業務協力者の支援体制の確立

救助活動に協力させることのできる下記の者について、関係機関・団体等を通じてあらかじめ必要事項を調査するとともに、救助活動に対する協力を要請しておくものとする。

ア 医師・歯科医師及び薬剤師

イ 保健師・助産師及び看護師

ウ その他、医療・助産計画に必要な事業者及びその従事者

③周辺医療機関への協力要請

市内医療機関による救護活動だけでは困難な場合、周辺市町村の医療機関の協力を要請する。

4. 医療及び助産の実施

災害により傷病を受け、医療の途を失った者及び災害発生の日前後7日以内の分娩者で助産の途を失った者に対して、医師等の指示に基づき応急処置を行うとともに、必要に応じて医療機関への搬送を行う。

1) 医療の範囲

- (1) 診察
- (2) 薬剤又は治療材料の支給
- (3) 処置、手術その他治療及び施術
- (4) 病院又は診療所への収容
- (5) 看護

2) 助産の範囲

- (1) 分娩の介助
- (2) 分娩前、分娩後の処置
- (3) 脱脂綿、ガーゼ、その他衛生資材の支給

5. 広域医療拠点との連携

1) 収容可能医療機関の確保

市内に確保された医療救護所では対応できない重傷者については、後方医療施設(被災を免れた全医療施設)に搬送し、入院・治療等の医療救護を行う。また、病院等が被災し、当該施設の入院患者に継続して医療を提供できない場合、あるいは治療困難等により被災地外の後方医療施設へ重傷者を転院搬送する必要性が生じた場合は、病院等の要請に基づき県と協議し、後方医療施設(精神病院を含む)を確保する。

2) 重傷者等の搬送

病院等から患者搬送の要請を受けたとき、市及び消防本部は、自己所有又は応援関係消防機関の救急自動車により搬送を実施する。消防本部で救急自動車を確保できない場合は、市が輸送車両の確保に努める。また、必要に応じて県に対して救急自動車、ヘリコプター等の出動を要請する。

被災現場から救護所までは、警察署、自衛隊、自主防災組織、ボランティア等の協力を得て、車両もしくは担架等により搬送する。

6. 人工透析の供給等

1) 透析療法

保健所と協力して被災地内の透析患者の受療状況、及び透析医療機関の稼働状況等の情報を把握し、県災害対策本部保健福祉部に報告する。

2) 人工呼吸療法、酸素療法、経静脈栄養療法、経管栄養療法等

被災地内の在宅療患者等の被災状況を確認し、県災害対策本部保健福祉部に報告する。

3) 周産期医療

被災地の小児慢性疾患児及び妊婦の巡回相談や訪問指導を実施し、必要に応じて消防機関又は県災害対策本部保健福祉部に緊急輸送を要請する。

7. 医薬品・資機材等の確保

災害時の医薬品等は、可能な限り保健所、医療機関、医薬品販売店等で確保するものとし、不足する場合は茨城県災害対策本部に供給を要請し、確保する。

第17節 防疫計画

■基本的考え方

この計画は、被災地の防疫措置を迅速かつ強力に実施し、感染症流行の未然防止を図るために定めるものである。

関係班	防疫班、救護班
-----	---------

1. 実施者

被災地における防疫は、市長が実施する。ただし、災害救助法適用時に知事が自ら行うことを妨げない。

本市限りで実施が困難な場合は、近隣市町村、県、その他関係機関の応援を得て実施する。

2. 実施基準及び実施方法

- ・ 検病調査
- ・ 患者の早期発見と早期治療
- ・ 保菌者検索
- ・ 患者の収容と治療
- ・ 患者への消毒と清潔方法

3. 検病調査

1) 検病調査は、県及び救護班が行う。

- (1) 班の編制は、県の指示に基づき、医師、保健師、看護師をもって編成する。
- (2) 災害地域を各班に分け、毎戸に個別訪問調査をする。

2) 検病調査の結果健康診断を実施する必要がある場合、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第17条の規定により健康診断を実施する。

4. 防疫の種別及び方法

1) 検病調査及び健康診断は、知事が実施責任者として行うので、救護班は県の防疫班に協力し、避難所、冠水地域の住民及び地域検病の検水を行うものとする。

2) 消毒活動は、知事の指導に基づき次の要領により行う。

- (1) 浸水家屋、下水、その他不潔な場所の消毒は、状況により随時行う。
- (2) 避難所の便所その他不潔な場所の消毒は、状況により随時行う。
- (3) 汚染の恐れ、あるいは疑いのある井戸の消毒を行う。
- (4) 状況により、昆虫等の駆除を行う。

3) 各世帯における家屋等の消毒

床上浸水家屋に対しては、被災直後各戸にクレゾール及びクロール石灰等消毒剤を配布し、床、壁、手洗い設備等の消毒について、衛生上の指導を行う。

5. 患者等に対する措置

被災地において、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき就業制限又は入院勧告を要する感染症の患者又は無症状病原体保有者が発生した場合、同法に基づき適正な措置を講ずるほか、交通途絶等のため感染症指定医療機関へ移送することが困難な場合は、近隣の非被災地内の適当な医療機関に入院させるなどの措置を講ずる。

6. 避難所の防疫措置

1) 検病調査

避難者に対しては、発病を防ぐため、1日1回の検病調査を実施する。

2) 衛生消毒剤の配置及び指導

(1) 避難場所及び被災地について衣服の日光浴、クレゾールによる消毒、クレゾール石鹼液の配置、手洗いの励行について、個別指導する。

(2) 避難所の給食作業に従事する職員については、事前に健康診断を行う。

3) 仮設トイレの管理

仮設トイレの管理を行い、必要な消毒及びし尿処理を行う。

第18節 清掃計画

■基本的考え方

この計画は、被災地における廃棄物(粗大ごみ、可燃性ごみ、不燃性ごみ、災害ごみ、し尿等)の清掃、処理を適切に行い、地域住民の保健衛生の確保、及び環境の保全を図るために定めるものである。

関係班

防疫班

1. 実施者

被災地域における清掃は、市長が実施する。

市限りで困難な場合は、近隣市町村、県、国及びその他防災関係機関の応援を得て実施する。

2. ごみの収集処理

1) 一般ごみの収集処理

災害時には、平常どおりの集積所にごみが集積されていない場合が多いと想定されることから、地域住民の協力を促し、ごみの散乱防止に努めた上で、集積所での収集を行う。

また、状況に応じて、市内清掃業者及び運搬業者の協力を要請する。

(1) 一般ごみの優先的収集

収集は車両をもって実施し、重点的に被災地域の収集を行う。

(2) 収集したごみの処分は、指定した処理施設により行う。

(3) 市は、収集計画等を広報するとともに、ごみ捨てのルールを守るように協力を呼びかける。

2) 災害ごみの収集処理

災害時には、家屋解体により発生するがれき、廃材などが大量に発生することが想定されることから、大規模な廃棄物の仮置き場が必要となる。

災害時におけるごみの収集については、あらかじめ選定された候補地の内、災害の状況を考慮して、仮置き場を適切な場所に設置する。

3. し尿の収集処理

1) 収集不能の地域に対する容器の配布

し尿汲み取り車又は運搬車によることが不可能な地域については、状況により容器を配布、又は仮設トイレを配置するものとする。

2) し尿の処理

し尿の処理は、指定した処理施設にて処理する。

第19節 遺体の搜索及び処理埋葬計画

■基本的考え方

この計画は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者の遺体を搜索し、又は災害の際に死亡した者について遺体識別等のための処理を行い、かつ遺体の応急的な埋葬を実施するために定めるものである。

関係班	総務班、市民班、救助班
-----	-------------

1. 実施者

1) 行方不明者の搜索

市は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情によりすでに死亡していると推定される行方不明者を、消防関係団体等と協力して搜索する。ただし、災害救助法適用時に知事が行うことを妨げない。

2) 遺体の処理・埋葬

遺体の処理は、市が実施するものとする。ただし、災害救助法を適用したときは県と協力し、実施する。

3) 市限りで困難な場合は、近隣市町村、県、国及びその他の防災関係機関の応援協力を得て行う。

2. 応援要請

被災地が広範囲であり、本市限りでの搜索が困難なとき、又は遺体が流失等により他市町村に漂着することが予想される場合は、次の事項を明らかにし当該市町村へ搜索の応援を要請するものとする。

- ・遺体が埋没又は漂着していると思われる場所
- ・遺体数及び住所・氏名・年齢・容貌・特徴等
- ・応援を要請する人員又は舟艇・器具等

3. 遺体の収容(安置)、一時保存

1) 遺体収容所(安置所)の設置

市は、被災地域の周辺の適切な場所(寺院、公共建物、公園等)に遺体の収容所(安置所)を設置する。

2) 棺の確保

市は、死者数、行方不明数を早期に把握し、棺、ドライアイス等を確保する。

3) 身元不明遺体の集中安置

市は、延焼火災等の発生により身元不明遺体が多数発生した場合には、遺骨、遺品共に少なく、身元確認に長期間を要する場合も考えられることから、寺院等に集中安置所を設置し、身元不明遺体を集中安置する。

4) 身元確認

市は、警察の協力を得て、遺体の身元を確認し、遺体処理票及び遺留品処理票を作成の上納棺する。また、埋火葬許可証を発行する。

4. 埋葬

身元の判明しない遺骨は、納骨堂または寺院等に一時保管を依頼し、身元が判明し次第、遺族に引き渡す。

第20節 障害物の除去計画

■基本的考え方	
この計画は、被災地の交通に支障をきたす障害物等を除去するために定めるものである。	
関係班	調査建設班

1. 実施者

- ・ 障害物の除去は市長が行う。ただし、災害救助法適用時には知事が行うことを妨げない。
- ・ 道路、河川等にある障害物の除去は、その道路、河川等の維持管理者が行う。
- ・ 市限りで困難な場合は、近隣市町村、県、国及びその他の防災関係機関の応援を得て実施する。
- ・ 公共施設以外の障害物の除去は、原則としてその施設、敷地内の所有者又は管理者が行う。

2. 対象者等

- ・ 障害物の除去が交通の安全及び輸送の確保に必要な場合
- ・ 当面の日常生活が営み得ない状態にある者
- ・ 住家が半壊又は床上浸水(土砂の堆積等により一時的に居住できない状態を含む)した者で、自らの資力では障害物の除去ができない者
- ・ その他公共的立場から除去を必要とする場合

3. 障害物の除去方法

市長の指示に基づき、都市建設部は資機材を用い又は建設業者の協力を得て実施するものとする。又、道路に障害を及ぼしているものの除去については、それぞれの管理者において、所有する機械器具をもって速やかに除去するものとする。

4. 障害物の集積場所

集積場所は、災害の状況に応じ公園、広場等、日常生活及び道路交通確保のため支障とならない場所を利用し、また環境衛生に注意して指定する。

5. 災害救助法による障害物の除去

本市に災害救助法が適用された場合の障害物の除去は、同法及びその運用方針による。

第21節 輸送計画

■基本的考え方

この計画は、災害時における被災者の避難及び救援物資並びに応急対策実施に必要な人員、資材の迅速かつ円滑な輸送を図るために定めるものである。

関係班	総務班、管財出納班、運輸班
-----	---------------

1. 実施者

避難、救助物資等の輸送は市長が行う。ただし、災害救助法適用時には知事が行うことを妨げない。

市限りで困難な場合は、近隣市町村、県、国及びその他の防災関係機関の応援を得て実施する。

2. 対象者等

- ・被災者
- ・重傷患者、妊産婦その他災害時要援護者
- ・飲料水、食糧及び救助用物資
- ・遺体の捜索又はその処理のための人員、資機材
- ・その他、災害応急対策の実施に必要な物資、資機材及び人員

3. 輸送力の確保

災害応急対策を実施するため、市保有車両の配車計画を定めるとともに、被害の状況により車両等が不足した場合には、それぞれ次の方法により必要な措置を講ずる。

1) 市有車両の確保

- (1) 車両等の掌握、配車については管財班が行う。
- (2) 各部において車両を必要とするときは、管財班に要請する。
- (3) 管財班は、車両の要請があった場合は、使用車両を決定し、速やかに配車する。

2) 市有以外の車両の確保

市有車両が不足する場合は、営業用、自家用車を借り上げるほか、必要に応じ関係機関に応援、協力を依頼する。

4. 緊急輸送車両証明書及び標章の交付

- ・災害対策基本法第76条の規定により交通の禁止又は制限を行った場合、緊急輸送に従事する車両に対しては、同法施行令第33条の規定により、知事又は公安委員会が緊急輸送車両証明書及び標章を交付する。
- ・緊急輸送に従事する車両を使用する場合は、常総警察署又は知事（防災・危機管理課）に申請して証明書及び標章の交付を受ける。

第22節 労務計画

■基本的考え方

この計画は、災害時における応急対策を実施するにあたり、供給可能な労務の確保に努め、市職員の労力不足を補い災害応急対策活動の円滑な推進を図るために定めるものである。

関係班	全班
-----	----

1. 実施者

災害応急対策に必要な労務の確保は市長が行う。

市長は、労務を確保することが困難又は不足する場合、知事に調達又は斡旋を要請する。

2. 労務の供給方法

1) 市職員及び知事要請による労務供給

市職員については、本計画の第2章第1節「組織計画」及び第2章第2節「動員計画」によるものとし、知事要請によるものは、第2章第23節「自衛隊に対する災害派遣要請計画」による。

2) 住民からの労務供給

自主防災組織及び各自治組織等の民間団体に要請し供給する。

3) その他事業者からの労務供給

救出、救護活動及び輸送活動を実施する上で必要な労務に対し、市内各業者に要請し、供給する。

ア 医師・歯科医師及び薬剤師

イ 保健師・助産師及び看護師

ウ 土木技術者及び建築技術者

エ 大工・左官及びとび職

オ 土木業者・建築業者及びその従業者

カ 鉄道・バス経営者及びその従業者

キ 貨物自動車等の運送業者及びその従業者

ク ライフライン（電気、ガス、電話 等）事業者及びその従業者

ケ その他、災害応急対策に必要な事業者及びその従業者

3. 労務作業の内容

災害応急対策における市職員以外の者の労務作業の範囲は、概ね次のとおりとする。

1) 被災者の救出・救護

救出・救護行為及び救出に要する機械器具の操作

2) 医療及び助産における移送

医師等が到着しなければ医療措置を講じられない重傷患者、又は医療措置を必要とする患者を病院等に運ぶために、他に方法がない場合

3) 飲料水等の供給

飲料水の供給行為及び浄水するための医薬品等の配布

4) 救助用物資の整理、輸送及び配布

(1) 被服、寝具その他の生活必需品

(2) 学用品

(3) 食糧品及び燃料

(4) 医薬品及び衛生材料

5) 緊急輸送道路の確保に必要な作業

6) その他災害応急対策に必要な作業

第23節 文教対策計画

■基本的考え方

この計画は、災害により平常の学校教育の実施が困難となった場合、市は、県その他関係機関と連絡を緊密に取り、又は協力を得て児童・生徒等の安全及び教育を確保するとともに、本市の社会教育施設及び文化的資源の被害を最小限にとどめるために定めるものである。

関係班	救助班、学校管理班
-----	-----------

1. 実施者

市立小・中学校の応急対策は、市長及び市教育委員会が実施し、担当は教育長及び各学校長等が当たる。

2. 情報等の収集・伝達

- ・市は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合、校長等に対し、災害に関する情報を迅速・的確に伝達するとともに、必要な措置を指示する。
- ・校長等は、関係機関から災害に関する情報を受けた場合は、速やかに予め定めるところにより教職員に伝達するとともに、自らラジオ・テレビ等により地域の被害状況等災害情報の収集に努める。なお、児童生徒等への伝達にあたっては、混乱を防止するよう配慮するものとする。
- ・校長等は、児童生徒等及び学校施設に被害を受け、又は、その怒れがある場合は、直ちにその状況を、市その他関係機関に報告する。
- ・市及び各学校は、停電等により校内放送設備等が使用できない場合を想定し、電池式可搬型拡声器等の整備に努めるとともに、情報の連絡方法や伝達方法を定めておくものとする。

3. 児童・生徒等の避難等

1) 避難の指示

校長等は、災害の状況を的確に判断し、屋外への避難の要否、避難場所等を迅速に教職員等に指示する。なお、状況によって教職員は、児童・生徒等に対し個々に適切な指示を行うものとする。

2) 避難の誘導

校長等及び教職員は、避難を指示した場合は、児童生徒等の安全を確保するため予め定める計画に基づき誘導を行う。なお、状況により校外への避難が必要である場合は、市及びその他関係機関の指示及び協力を得て行うものとする。

3) 下校時の危険防止

校長等は、下校途中における危険を防止するため、児童・生徒等に必要な注意を与えるとともに、状況に応じ通学区域ごとの集団下校又は教職員による引率及び保護者等への引渡し措置

を講ずるものとする。

なお、通学路の安全について、日頃から点検に努めるものとする。

4) 帰宅困難者対策

(1) 鉄道事業者との連携

日頃から生徒の通学手段を把握し、鉄道を使用する生徒数等の情報を、災害時に速やかに鉄道事業者提供できるように努める。

(2) 児童・生徒等への情報提供

あらゆる災害を想定しながら、情報を入手する体制の整備や、情報の提供方法の構築に努める。

(3) 代替バスの運行等、搬送体制の構築

(4) 料水等の備蓄

5) 校内保護

校長等は、災害の状況により、児童生徒等を下校させることが危険であると認める場合は、校内に保護し、極力保護者への連絡に努めるものとする。なお、この場合、速やかに市に対し、児童生徒数等その他必要な事項を報告する。

6) 保健衛生及び健康管理

市は、帰宅できず校内で保護する児童生徒等のため、日頃から飲料水、食糧、毛布等の備蓄に努めるものとする。

また、校長等は、災害時においては、建物内外の清掃、給食、飲料水等に留意し、児童生徒等の保健衛生について必要な措置を講ずるものとする。

7) 休校措置

校長等は、災害が発生し、又は発生が予想される気象条件となった場合、必要に応じ休校措置をとる。

8) 登校前の措置

校長等は、登校前に休校の措置をした場合は、直ちに保護者、児童・生徒等に連絡するものとする。

4. 応急教育

1) 授業の確保

市長及び校長等は、速やかに被害状況等を把握するとともに、相互に協力し教育施設等を確保すると同時に、下記の措置を講じ、授業の確保に努める。

また、校舎の被害状況を速やかにかつ安全に確認する体制を日頃から整備するよう努める。

[応急教育の考え方]

災害の程度	施設の被害及び修復の度合	施設授業の再開	授業確保の措置
校舎の被害が軽少な場合	すみやかに応急修理をして授業を再開する。		教職員の被災等によって児童・生徒の授業に支障をきたし、校内操作の限度を越す場合には、その程度により隣接校の応援あるいは全県的な非常措置等による確保を図る。
校舎の一部が被害を受けた場合	すみやかに応急修理を行い、早期に通常授業を再開する。	①残存教室等の施設を利用する。 ②合併及び二部授業等を実施する。	
校舎の全部が被害を受けた場合	短期間に修復できる場合	臨時休校とし、家庭学習等を実施する。	
	復旧に長期間を要する場合	①公民館等の公共施設を利用する。 ②寺院等の民間施設を利用する。 ③隣接学校の校舎を利用する。 ④必要な場合は応急仮設校舎を建設する。	
特定の地域全体が被害を受けた場合	被害を受けなかった他の学校、公民館及び寺院等の施設を利用する。		

2) 教職員の確保

教育施設の被害及び教職員の事故等により、変則的学級編成による授業を実施するときは、県教育長と緊密な連絡をとり、教職員の確保等必要な措置を講ずる。

5. 学用品の調達・供与

1) 対象者

災害によって住家に被害を受けた児童・生徒であることとする。

2) 調達及び供与方法

学用品等は供与対象人員、学校別、学年別等による必要数量を正確に把握し、一括購入し、児童・生徒に配分する。

3) 学用品等の品目

学用品等としては、教科書、教材、文房具及びその他授業を受ける最小限の必要な用品とする。

4) 県への要請

市限りでは学用品等の供与の実施が困難な場合は、県に対し学用品等の供与の実施及び調達について応援を要請する。

6. 避難所との機能の共有

学校が教育の場としての機能と、避難所としての機能を有することから、災害応急対策を行う教育委員会学校教育課、学校等は事前に次の措置を講ずるものとする。

- ・学校を避難所に指定する場合、教育機能維持の視点から使用施設について、優先順位を教育委員会と協議する。
- ・避難所に指定する学校の担当職員を決め、教育委員会、学校、自主防災組織等と災害時の対応を協議し、それぞれの役割分担を明確にする。

- ・避難所に指定された学校は、あらかじめ教職員の役割を明確にし、教職員間で共通理解しておくとともに、マニュアル等を整備する。
- ・学校は、帰宅できず校内で保護している自校の児童生徒等への対応と、避難してきた地域住民等への対応の双方に留意する。
- ・避難所に指定されていない学校においても、災害時には地域住民等が避難してくることを想定し、避難所と同様の対応ができるよう努める。

7. 社会教育施設・文化財の応急措置

- ・公民館・運動公園等の社会教育施設の被災状況を速やかに把握し、関係機関に連絡又は報告するとともに、その災害の程度に応じ適切な措置を講ずるものとする。
- ・文化財の被災状況を調査し、破損を最小限度にとどめるよう応急の措置をするとともに、その状況を関係機関に報告するものとする。

第24節 自衛隊に対する災害派遣要請計画

■基本的考え方	
この計画は、災害時において、人命、財産等を保護するため必要があると認められた場合に自衛隊の災害派遣を要請するために定めるものである。	
関係部課	総務班

1. 自衛隊の派遣要請範囲

自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は、原則として人命財産を保護するため必要であり、かつやむを得ない事態であると認められ、ほかに実施する機関がない場合で概ね次によるものとする。

項目	内容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行って被害状況を把握する。
避難の援助	避難の指示等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があるときは、避難の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
避難者の捜索・救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索救助を行う。
水防活動	堤防、護岸等の欠壊に際しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。
消防活動	火災に際しては、利用可能な消防車その他の防火用具(空中消火が必要な場合は航空機)をもって、消防機関に協力して消火にあたるが、消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。
道路または水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去にあたる。
応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療及び防疫を行うが、薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。
人員及び物資の緊急輸送	緊急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
炊飯及び給水	被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。
救援物資の無償貸付または譲与	「防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲渡等に関する総理府令」(昭和33年総理府令第1号)に基づき、被災者に対し救援物資を無償貸付けし又は譲与する。
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。
通信支援	通信機器を用いて情報の収集及び伝達を行う。
広報支援	航空機、車両等を用いて、住民に対する広報を行う。
その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

2. 災害派遣要請

1) 災害派遣要請者

自衛隊の災害派遣要請は、原則として知事が文書をもって自衛隊に要請する。

2) 災害派遣要請の手続き

市長は、自衛隊の災害派遣を必要と認めたときは、知事に対し自衛隊の災害派遣要請依頼文書をもって行うものとする。

ただし、事態が急迫し所定の手続きによりがたい場合は、電話等により依頼する。なお、市長は知事に災害派遣要請の要求の申し出をできない場合には、その旨及び市域に係る災害の状況を、直接、最寄りの部隊に通知するものとし、速やかに知事に対してその旨を通知する。

3) 災害派遣要請依頼書の提出先

提出先は以下のいずれかとする。

<茨城県防災・危機管理課>

電話 301-2885 (直通)

FAX 301-2898

<茨城県防災行政用無線>

電話 8-600-2885

FAX 8-600-2898

4) 記載事項は次のとおりとする。

- (1) 派遣を必要とする理由
- (2) 派遣を必要とする期間
- (3) 作業の内容
- (4) 派遣を希望する人員、車両等の数
- (5) その他参考事項

5) 緊急の連絡先は次のとおりとする。

自衛隊名	部隊等の長	連絡責任者		電話番号	内線番号	
		時間内	時間外		時間内	時間外
陸上自衛隊 施設学校	施設学校長	警備課長 又は防衛班長	駐屯地当直司令	029-274-3211	234	302
陸上自衛隊 第一施設団 (古河駐屯地)	第1施設団長	第3科長	団当直長	0280-32-4141	236・237	203
航空自衛隊 第7航空団	第7航空団司令	防衛部長 (防衛班長)	基地当直幹部	0299-52-1331	2231	2215

3. 自衛隊との連絡

市長は、自衛隊の災害派遣要請を必要とする災害が発生し、又は発生する恐れがある場合には、迅速・的確にその状況を把握し、自衛隊に通報するほか、必要な情報の交換を行う。

4. 災害派遣部隊の受け入れ体制

災害派遣部隊の受け入れに際しては、次の事項に留意して、派遣部隊の救援目的が十分達成できるよう努めなければならない。

1) 災害派遣部隊到着前

- ・応援を求める活動内容について、速やかに作業を開始できるよう計画し、資機材等を準備する。

- ・連絡職員を指名する。
- ・派遣部隊の展開、宿営の拠点等を準備する。

2) 派遣部隊到着後

- ・派遣部隊を目的地に誘導するとともに、作業が他の機関と競合重複しないよう、かつ最も効果的に分担できるよう派遣部隊指揮官と協議する。
- ・派遣部隊指揮官名、編成装備、到着日時、作業内容及び作業進捗状況等を災害派遣要請者に報告する。

5. 災害派遣部隊の撤収要請

市長は、災害派遣部隊がその目的を達成したときは、文書をもって知事に対し災害派遣部隊撤収要請を行うものとする。

6. 経費の負担

自衛隊の災害派遣活動に要した経費のうち、市が負担する経費はおおむね次のとおり。

- ・派遣活動に必要な資機材(自衛隊装備に係るものは除く)等の購入費、借上料及び修繕費
- ・派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
- ・派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費及び電話料
- ・派遣部隊の救援活動の実施に際し生じた損害(自衛隊装備に係るものを除く)の補償。なお、疑義が生じた場合は、自衛隊と市が協議する。

7. ヘリコプターの受け入れ

1) 発着場の選定基準

- (1) 別表の地積基準を満たす無障害地帯であること
- (2) 地盤堅固な平坦地(コンクリート・芝生が望ましい)
- (3) 地面斜度は6度以内であること
- (4) 車両等の進入路があること
- (5) 斜線上に障害物がないこと

2) 発着場の準備

- (1) 砂塵の舞い上がる恐れのある場合は十分散水する。
- (2) 積雪時は、除雪又は圧雪を行う。
- (3) 風圧のため、飛散する恐れのあるものは、撤去する。
- (4) 発着所が校庭等の場合は障害の恐れのあるサッカーのゴール等を撤去する。
- (5) 上空から風向、風速が判定できるよう着陸点近くに紅白(又は赤)の吹流し(地上 4.5～5.0m)、又は発炎筒を設置する。
- (6) 離着陸時は、危険防止のため、関係者以外の者を近づけない。
- (7) 粉末消火器(20型 20本以上)を準備する。
- (8) 着陸点には石灰等を用いてⓍの表示をする。
- (9) 夜間にあたっては、災害用ヘリコプター発着所の無障害地帯において、進入、離陸の方向を示す表示灯を設置する。なお、表示灯は進入方向に対し直角に向ける。ただし、へ

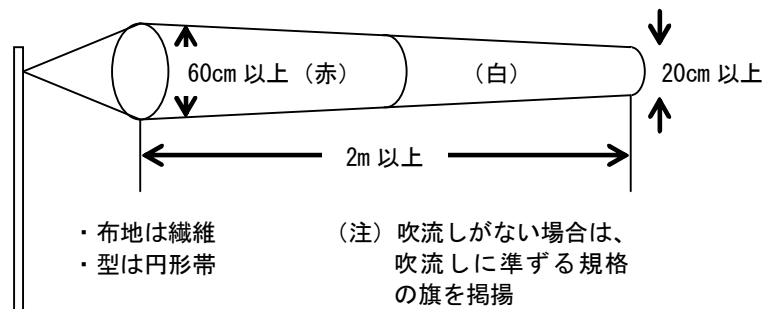
リコプターに直接向けないように注意する。

[ヘリコプター離着陸時必要面積]

機種	必要面積
OH-6×1	約 30m× 30m
UH-1×1	約 40m× 40m
CH-47×1	約100m×100m

注) 四方向に障害のない広場のとき

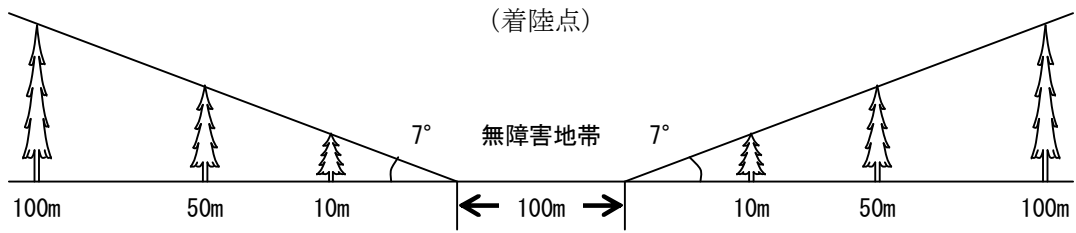
[吹流しの基準]



[災害用ヘリコプター発着場]

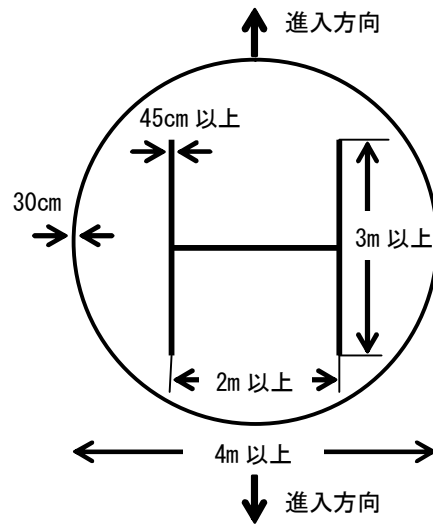
場所名	所在地	電話番号
伊奈中学校	市野深 6 0 0	0297-58-0201
伊奈東中学校	南太田 2 5 4	0297-58-4631
谷和原中学校	古川 9 5 0	0297-52-2038
総合運動公園	小張 1 7 7 0	0297-58-4005

[発着場における無障害地帯]



※基点から500mまで

[H記号の基準]



(注) 石灰で標示、
積雪時は墨汁
絵具等で明瞭
に標示

第25節 他の地方公共団体等に対する応援要請並びに応援計画

■基本的考え方

この計画は、災害が発生した場合、その応急措置を実施するため、他市町村に応援を求め
るために定めるものである。

関係班

総務班

1. 他市町村への応援要請

市長は、市域に係る災害について、適切な災害応急対策を実施する必要があると認めるときは、予め締結した応援協定に基づき、他の市町村長に対し、応援要請を行う。

2. 県への応援要請又は職員派遣のあっせん

市長は、知事に応援又は職員派遣のあっせんに求める場合、次の事項を記載した文書をもって要請する。

ただし、緊急を要し、文書をもって要請することができないときは、口頭又は電話等により要請し、事後速やかに文書を送付する。

1) 応援要請時に記載する事項

- (1) 災害の状況
- (2) 応援(応急措置の実施)を要請する理由
- (3) 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品目及び数量
- (4) 応援(応急措置の実施)を必要とする場所
- (5) 応援を必要とする活動内容(必要とする応急措置内容)
- (6) その他必要な事項

2) 職員派遣のあっせん時に記載する事項

- (1) 派遣のあっせんに求める理由
- (2) 派遣のあっせんに求める職員の職種別人員
- (3) 派遣のあっせんに必要とする期間
- (4) その他派遣のあっせんの要請について必要な事項

3. 国の機関に対する職員派遣の要請

市長は、市域内における災害応急対策又は災害復旧のため、必要があると認めるときは、指定地方行政機関の長に対し、次の事項を記載した文書をもって当該機関の職員の派遣を要請する。

ただし、緊急を要し、文書をもって要請することができないときは、口頭又は電話等により要請し、事後速やかに文書を送付する。

1) 職員派遣要請時に記載する事項

- (1) 派遣を要請する理由
- (2) 派遣を要請する職員の職種別人員
- (3) 派遣を必要とする期間
- (4) その他職員の派遣について必要な事項

4. 民間団体等に対する要請

市長は、市域内における災害応急対策又は災害復旧のため、必要があると認めるときは、民間団体に協力を要請する。

5. 応援受入体制の確保

1) 連絡窓口

市の応援受入の連絡窓口は、総務部安心安全課とする。

ただし、災害対策本部が設置されたときは、応援受入連絡窓口は、災害対策本部とする。

2) 受入施設

受入施設はつくばみらい市役所（伊奈庁舎内）に設置する。ただし、被災により伊奈庁舎が本部として機能を全うできない場合は、下記の代替場所に本部を設置する。

本部設置の代替場所	<ul style="list-style-type: none"> 1 つくばみらい市役所谷和原庁舎 2 総合運動公園 3 伊奈東中学校
-----------	--

6. 経費の負担

1) 交通費、食糧費等

応援に要した負担は次に掲げるものとし、原則として応援を受けた市の負担とする。

- (1) 職員等の応援に要した交通費、食糧費
- (2) 応援のために提供した資機材等物品の費用及び輸送費等

2) 災害派遣手当

法第32条の規定に基づき、市は他の地方公共団体等から災害応急対策、又は災害復旧のため派遣された職員に対して、災害派遣手当(所得税の課税対象外)を支給する。

7. 消防機関の応援要請・受入体制の確保

1) 応援要請

市内の消防機関の消防力では、十分な活動が困難である場合、県下の他の消防機関に対し、茨城県広域消防相互応援協定に基づく応援要請を速やかに行う。

2) 応援受入体制の確保

(1) 受入窓口

市の応援受入窓口は、総務部安心安全課とする。ただし、災害対策本部が設置されたときは、災害対策本部とする。

(2) 受入施設

受入施設はつくばみらい市役所（伊奈庁舎内）に設置する。ただし、被災により伊奈庁舎が本部として機能を全うできない場合は、下記の代替場所に本部を設置する。

本部設置の代替場所	1 つくばみらい市役所谷和原庁舎 2 総合運動公園 3 伊奈東中学校
-----------	--

3) 応援隊との連携

指揮系統、情報伝達方法等を明確にし、茨城県消防広域応援基本計画に基づき、応援隊との連携により効率的な消防応援活動を行う。

- (1) 災害状況の情報提供、連絡・調整(応援部隊指揮本部等の設置)
- (2) 応援部隊の配置・活動場所の協議及び指示(指揮本部と代表消防機関協議)
- (3) 補給・休憩宿泊施設の整備、提供(公園等)
- (4) 消防活動資機材の調達・提供

4) 経費負担

応援隊が応援活動に要した費用は、原則として、応援を受けた市の負担とする。

第26節 農地農業計画

■基本的考え方

この計画は、災害時、特に水害における農作物及び農耕地に対する応急対策を定めるものである。

関係班	農業商工班
-----	-------

1. 農地

1) 河川等の氾濫により農地に冠水した場合は、ポンプ排水又は堤防切開工事により冠水排水を図る。(なお、ポンプ排水または、堤防切開工事を行うにあたっては、河川管理者、海岸管理者などと事前協議を行う。)

2) 農業用施設

(1) 排水機

排水機場に浸水の恐れがあるときは、土俵積等により浸水を防止して排水機場の保全に努める。被災により機能を失ったときは、応急排水ポンプ(移動用ポンプ)により、冠水の排除に努める。

(2) 堤防

湖岸堤防、溜め池堤防用の法面崩れの場合は、腹付け工事及び杭棚工事を行う。

(3) 溜め池

溜め池が増水し、漏水、溢水の恐れがある場合、堤防決壊防止のための応急工事を実施するほか、必要があると認められるときは取水樋管を開放し、下流への影響を考慮の上、水位の低下に努める。

(4) 水路

水路は、取水樋門、立切等操作あるいは仮水路、土管敷設工事など応急工事の実施により水路の決壊防止に努める。

(5) 頭首工

頭首工の保全について、必要な措置をとるとともに、決壊する恐れがある場合は応急工事を行う。

2. 農作物

1) 農作物の応急措置

(1) 災害対策技術の指導

被害の実態に則し、必要な技術対策を立案し、農業協同組合等農業団体と一体となって、技術指導を行う。

(2) 種苗の確保

災害により農作物に被害を受け、種苗の供給の必要がある場合は、県に対して種苗の確保措置を要請するとともに、農業協同組合等を通じて拠出計画をたて供給措置を行う。

2) 家畜の応急措置

(1) 風害

- ①被害畜舎の早期修理、復旧に努める。
- ②外傷家畜の治療と看護に努める。
- ③事故畜等の早期処理に努める。

(2) 水害

- ①畜舎内浸水汚染の排水清掃を図る。
- ②清掃後畜舎内外の消毒を励行する。
- ③家畜防疫員による被災地域家畜の一斉健康診断を実施し、併せて病傷家畜に対する応急手当をする。
- ④栄養回復のための飼料調達ならびに給与に努める。
- ⑤必要に応じ発病が予想される家畜伝染病の緊急予防注射を実施する。

第27節 災害救助法の適用

■基本的考え方

この計画は、市の被害が一定基準以上であり、かつ応急的な救助を必要とする場合において、災害救助法の適用による救助を適用し、もって被災者の保護と社会の秩序の保全を図るために定めるものである。

関係班

総務班

1. 災害救助法の適用基準

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条第1項の規定による。つくばみらい市に適用される具体的な基準は次の場合となる。

H24.10.1現在		施行令第1条第1項(各別表による)		
人口	世帯	1号適用	2号適用	3号適用及び4号適用
46,911人	17,345世帯	市内住家滅失世帯 60世帯以上	県内住家滅失世帯数 2,000 世帯以上の場合市内住家滅 失世帯 30世帯以上	※厚生労働省との事前協議

注) 茨城県人口：平成24年10月1日現在 2,945,824人

2. 被災状況の把握及び認定

1) 被災世帯の算定

被災世帯の算定は次の基準による。

住家の全壊、全焼、流失世帯	= 滅失1世帯
住家の半壊、半焼、半壊等著しく損傷した世帯	= 滅失1/2世帯
住家の床上浸水、土砂堆積等により一時的に居住不能となった世帯	= 滅失1/3世帯

2) 住家の滅失等の判断基準

(1) 住家の全壊、全焼、流失

住家の全壊、全焼、流失の判断基準は次によるものとする。

- | |
|--|
| ①住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その延床面積の70%以上に達した程度のもの |
| ②住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの |

(2) 住家の半壊、半焼

- | |
|---|
| ①住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積が、その延床面積の20%以上70%未満のもの |
| ②住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの |

(3) 住家の床上浸水、土砂堆積等

(1) 及び(2)に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のもの、または、土砂、竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの

3) 住家及び世帯の単位

(1) 住家

現実に居住のために使用している建物をいう。ただし、耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等は、それぞれ1住家として取り扱う。

(2) 世帯

生計を一にしている実際の生活単位をいう。

3. 災害救助法の適用手続き

市長は、自地域内の被災状況、救助の措置に関する情報を収集し、県南県民センター県民福祉課を経由し、知事に対して報告する。

4. 災害救助法による救助

1) 救助の実施

救助は、国の責任において行われるものであるが、その実態に関する事務は、県の法定受託事務となっている。ただし、救助活動を迅速に実施するため必要なときは、救助の実施に関する事務の一部を市長が行うこととする。この場合、事務の内容及び期間を市長に通知する。なお、市長は、救助を実施したときは、速やかにその内容を知事に報告することとする。

2) 救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償等

救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償等について、「茨城県災害救助法施行細則」に定めるところによるものとする。

第3章 災害復旧・復興計画

第1節 公共施設の災害復旧計画

■基本的考え方

この計画は、被災した施設の災害の再発を防止するため、必要な施設の新設または改良を行う等、将来の災害に備える事業計画を策定し、早期復旧を図るために定めるものである。

関係部課	全課
------	----

1. 災害復旧事業の種類

- ・公共土木施設災害復旧事業
- ・農林水産施設災害復旧事業計画
- ・都市施設災害復旧事業計画
- ・上下水道災害復旧事業計画
- ・住宅災害復旧事業計画
- ・社会福祉施設災害復旧事業計画
- ・病院等公共医療施設災害復旧事業計画
- ・学校教育及び社会教育施設災害復旧事業計画
- ・その他災害復旧事業計画

2. 復旧事業実施体制の確立

災害により被害を受けた施設の復旧を迅速に行なうため、市は、復旧事業の実施に必要な職員の配備、職員の応援、派遣等活動体制について、必要な措置をとる。

3. 災害復旧事業計画の作成

災害応急対策を講じた後、被害の程度を十分調査・検討し、市施設に関する災害復旧事業計画を速やかに策定する。

1) 災害の再発防止

復旧事業計画の策定に当たっては、被災原因、被災状況等を的確に把握し、再度災害の防止に努めるよう関係機関とも十分連絡調整を図り、計画を策定する。

2) 災害復旧事業期間の短縮

復旧事業計画の樹立にあたっては、災害地の状況、被害の発生原因を考慮し、災害の再発防止及びすみやかな復旧が図られるよう関係機関は、十分連絡調整を図り、事業期間の短縮に努める。

3) 復旧事業の促進

復旧事業が決定したものについては、すみやかに実施できるよう措置し、復旧事業の実施効

果が上がるよう努める。

第2節 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画

■基本的考え方

この計画は、被災施設の復旧事業計画を速やかに実施するために、国又は県の財政援助及び助成を得るための諸手続について定めるものである。

関係部課	財政課、会計課、税務課
------	-------------

1. 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成

市長は、被災施設の復旧事業計画を速やかに策定するとともに、国又は県が費用の全部又は一部を負担又は補助するものについては、復旧事業費の決定及び決定を受けるための査定計画を以て、査定実施が速やかに行われるよう努める。このうち特に公共土木施設の復旧については、被災施設の災害の程度により、緊急の場合に応じて公共土木施設災害復旧費国庫負担法その他に規定する緊急査定が実施されるよう必要な措置を講じる。

なお、災害復旧事業として採択され得る限度及び範囲については、国庫負担法、同施行令、同施行規則、国庫負担法事務取扱要綱及び同査定方針による。

災害復旧事業費は、知事の報告その他地方公共団体が提出する資料及び実施調査に基づき決定されるが、法律又は予算の範囲内において国が全部又は一部を負担又は補助して行う災害復旧事業費並びに激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づき援助される事業は、次のとおりである。

1) 法律に基づき一部負担又は補助されるもの

- (1) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- (2) 公立学校施設災害復旧事業費国庫負担法
- (3) 公営住宅法
- (4) 土地区画整理法
- (5) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- (6) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (7) 予防接種法
- (8) 都市災害復旧は、都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針に基づき、予算の範囲内で事業費の2分の1を国庫補助する。
- (9) 農林水産施設災害復旧事業費国庫負担の暫定措置に関する法律
- (10) その他

2) 激甚災害に係る財政援助措置

災害対策基本法第97条に規定する著しく激甚である災害(以下「激甚災害」という)が発生した場合には、市長は災害の状況を速やかに調査し、実状を把握して早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置する。

第3節 災害復旧事業に必要な金融及びその他の資金計画

■基本的考え方

この計画は、被災した農林漁業、中小企業及び一般市民に対し災害復旧に必要な資金を迅速かつ円滑に融資又は補填、あるいは支援するために実施する諸手続について定めるものである。

関係部課

財政課、会計課、市民窓口課、社会福祉課、国保年金課、産業経済課

1. 農林漁業復旧資金

市長は、災害により被害を受けた農林漁業者又は団体に対し復旧を促進し、農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、各種復旧資金の融資が迅速かつ円滑に行われるよう、県、国等に要望する。

- ・天災融資法(昭和30年法律第136号)による融資
- ・茨城県農林漁業災害対策特別措置条例に基づく融資
- ・株式会社日本政策金融公庫(農林漁業施設資金)による融資
- ・農業災害補償法(昭和22年法律第185号)による融資

2. 農業災害補償

農業経営者の災害によって受ける損失を補償する農業災害補償法(昭和22年法律第185号)に基づく農業共済について、災害時に農業共済組合等の補償業務の迅速、適正化を図るとともに、早期に共済金の支払いができるよう指導する。

3. 中小企業復興資金

被災した中小企業の再建を促進するための資金対策として、一般金融機関(普通銀行、信用金庫、信用組合)及び政府関係機関(株式会社日本政策金融公庫、株式会社商工組合中央金庫)の融資、信用保証協会による融資の保証、災害融資特別県費預託等により、施設の復旧に必要な資金並びに事業費の融資が迅速かつ円滑に行われるよう、県、国等に要望する。

4. 住宅復興資金

1) 災害復興住宅資金

市は、災害地の滅失家屋の状況を遅滞なく調査し、独立行政法人住宅金融支援機構法に定める災害復興住宅資金の融資適用災害に該当するときは、災害復興住宅資金の融資について、借り入れ手続きの指導、融資希望者家屋の被害状況調査及び被害率の認定を早期に実施し、災害復興資金の借り入れの促進を図るよう努める。

なお、被災者が災害復興資金の借り入れを行う際は「つくばみらい市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則」に従い、被災者の金利負担を軽減するための策を講ずる。

2) 災害特別貸付金

災害により滅失家屋が概ね 10 戸以上となった場合は、り災者の希望により災害の実態を調査した上で、り災者に対する貸付金の融資を独立行政法人住宅金融支援機構南関東支所に申し出るとともに、り災者に融資制度の周知徹底を図り、借り入れ申し込みの希望者に対して借り入れの指導を行う。

5. 生活福祉資金

県社会福祉協議会は、「社会福祉法人茨城県社会福祉協議会生活福祉資金貸付規程」に基づき、災害により被害を受けた低所得世帯等に対し、経済的自立及び生活意欲の助長促進等が図れると認められるものについて、つくばみらい市民生委員児童委員及びつくばみらい市社会福祉協議会の協力を得て生活福祉資金の貸し付けを行う。

また、東日本大震災により被災した低所得世帯に対して当面の生活に必要な経費等の貸付をする生活復興支援資金が、生活福祉資金の特例措置として講じられた。

なお、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号）に基づく災害援護資金の貸付対象となる世帯は原則として資金の貸付対象としないものとする。ただし、特に当該世帯の自立更生を促進するため必要があると認められるときは、福祉資金及び教育支援資金について、貸付対象とすることができる。

第2編 風水害対策 第3章 災害復旧・復興計画 第3節 災害復旧事業に必要な金融及びその他の資金計画

『生活福祉資金貸付条件一覧』（平成21年10月1日現在）

資金種類／資金の目的		貸付対象世帯			貸付上限額	据置期間 (以内) 据置期間中 無利子	償還期限	利率				
		低所得世帯	障がい者世帯	高齢者世帯								
総合支援資金	生活支援費	●			貸付期間 12 月以内 二人以上世帯 月額 200,000 円 単身世帯 月額 150,000 円	6 月以内	20 年	連帯保証人あり 無利子 連帯保証人なし 年 1.5%				
	住宅入居費	●			400,000 円							
	一時生活再建費	●			600,000 円							
福祉資金	福祉費	生業を営むために必要な経費	●	●	●	4,600,000 円	6 月以内	20 年	連帯保証人あり 無利子			
		技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	●	●	-	技能を習得する期間が 6 月程度 1,200,000 円 1 年程度 2,200,000 円 2 年程度 4,000,000 円 3 年以内 5,800,000 円				8 年	連帯保証人なし 年 1.5%	
		住宅の増改築，補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費	●	●	●	2,500,000 円						7 年
		福祉用具等の購入に必要な経費		●	●	1,700,000 円						8 年
		障がい者用自動車の購入に必要な経費	-	●	-	2,500,000 円						8 年
		中国残留邦人等にかかる国民年金保険料の追納に必要な経費	●	●	●	5,136,000 円						10 年
		負傷又は疾病の療養に必要な経費（健康保険の例による医療費の自己負担額のほか，移送経費等，療養に付随して要する経費を含む。）及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費	●	-	●	療養期間 1 年以内 1,700,000 円 療養期間が 1 年を超え，1 年 6 月以内であって，世帯の自立に必要なとき 2,300,000 円						5 年
		介護サービス，障がい者サービス等を受けるのに必要な経費（介護保険料を含む）及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	●	●	●	介護サービス受給期間 1 年以内 1,700,000 円 介護サービス受給期間が 1 年を超え，1 年 6 月以内であって，世帯の自立に必要なとき 2,300,000 円						5 年
		災害を受けたことにより臨時に必要な経費	●	●	●	1,500,000 円						7 年
		冠婚葬祭に必要な経費	●	●	●	500,000 円						3 年
住居の移転等，給排水設備等の設置に必要な経費	●	●	●	500,000 円	3 年							
就職，技能習得等の支度に必要な経費	●	●	●	500,000 円	3 年							

第2編 風水害対策 第3章 災害復旧・復興計画 第3節 災害復旧事業に必要な金融及びその他の資金計画

	その他日常生活上一時的に必要な経費	●	●	●	500,000円		3年	
	生活復興支援資金 (特例)	一時生活再建費	●			貸付期間6月以内 二人以上世帯 月額200,000円 単身世帯 月額150,000円	2年以内	20年
		生活再建費	●			800,000円		
		住宅補修費	●			2,500,000円		
	緊急小口資金	●	●	●	100,000円	2月以内	8月	無利子
教育支援資金	教育支援費	●	-	-	高校 月額35,000円 高専 月額60,000円 短大 月額60,000円 大学 月額65,000円	卒業後 6月以内	20年	無利子
	就学支度費	●	-	-	500,000円			
型不動産担保	不動産担保型生活資金	●	-	●	土地の評価額の7割 月額/300,000円	契約終了後 3月	据置期間 終了時	年3%又は長期プライムレートのい づれか低い方
	要保護世帯向け 不動産担保型生活資金		○		1,700,000円 ※2			

※1 災害を受けたことにより、総合支援資金又は福祉資金を貸し付ける場合には、当該災害の状況に応じ、据置期間を2年以内とすることができる。

※2 福祉費の貸付金額の限度は5,800,000円以内。資金目的に応じた貸付上限額の目安は、上記のとおりである。

※3 災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)に基づく災害救護資金の貸付対象となる世帯は原則として資金の貸付対象としない。ただし、特に当該世帯の自立更生を促進するため必要があると認められるときは、福祉資金及び教育支援資金について、貸付対象とすることができる。

※4 生活復興支援資金は貸付対象とすることができるが、災害援護資金の貸付を受けている、又は受けようとしている世帯は、住宅補修費の貸付対象とならない。

6. 母子寡婦福祉資金

「母子及び寡婦福祉法」(昭和39年法律第129号)に基づき、災害により被害を受けた母子家庭及び寡婦に対し、その経済的自立と生活意欲の助長促進を図るため、母子寡婦資金の貸付を行う。

7. 義援金品の受付及び配分

1) 義援金品の受付

市は、県内及び他縣市町村等からの義援金品を適正に受付ける。

(1) 義援金品は、保健福祉部において受付ける。

(2) 義援金品を受領したときは、寄託者に受領書を発行する。

2) 委員会の設置

市は、被災者あてに寄託された義援金を、被災者に公平かつ適正に配分することを目的として委員会を設置する。

なお、委員会は、次の関係機関をもって構成するが、被害の状況によりその他の関係機関、団体等を構成員に加えることができる。

- (1) つくばみらい市
- (2) つくばみらい市議会

3) 義援金品の保管

市は、義援金品を適正に保管する。

- (1) 義援金は、保健福祉部救助班が保管する。
- (2) 義援品の保管場所は、市公共施設とする。

4) 義援金品の配分

(1) 配分方法の決定

義援金の被災者に対する配分方法（対象、基準、時期並びにその他必要な事項）については、市が組織する委員会において、協議のうえ決定する。

また、義援品については、被災地区の需給状況を勘案し、配分計画を策定し効果的に配分するものとする。なお、応急対策上、不足している物質で、義援品のうち直ちに利用できる物質は、市長の指示において有効に活用する。

(2) 配分の実施

市は、委員会において決定された義援金の配分方法に基づき、被災者に対し、迅速かつ適正に配分する。

また、配分の際は、茨城県、日本赤十字社茨城県支部等関係機関と連携し行うものとする。

(3) 義援金品の配分に関する事務

保健福祉部救助班が担当する。

(4) 配分の公表

委員会は、被災者に対する義援金の配分結果について、つくばみらい市防災会議に報告するとともに、市民に対して義援金の配分結果等を公表する。

8. 災害弔慰金、災害障害見舞金及び災害援護資金

災害により家族を失い、精神または身体に著しい障害を受け、または住居や家財を失った被災者を救済するため、「災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）」に基づく「つくばみらい市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成18年つくばみらい市条例第61号）」に定めるところにより、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付や災害見舞金を支給する。

また、県内において発生した災害により被害を受けた者等に対して、「茨城県災害見舞金支給要項（平成21年11月24日制定。平成21年10月8日から適用）」に基づき、見舞金を支給する。

各種支援措置の実施に資するため、災害時早期に災証明書の交付体制を確立し、被災者に災証明を交付する。

1) 災害弔慰金の支給

対象災害	<ul style="list-style-type: none"> ・市において住居が5世帯以上滅失した自然災害 ・県内において、住居が5世帯以上滅失した市町村が3箇所以上ある場合の自然災害 ・県内において、災害救助法が適用された市町村が1箇所以上ある場合の自然災害 ・災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2箇所以上ある場合の自然災害
支給限度額	<ul style="list-style-type: none"> ① 生計維持者が死亡した場合 500万円 ② その他の者が死亡した場合 250万円
遺族の範囲	配偶者、子、父母、孫、祖父母
費用負担割合	国(1/2)、県(1/4)、市(1/4)

2) 災害障害見舞金の支給

対象災害	<ul style="list-style-type: none"> ・市において住居が5世帯以上滅失した自然災害 ・県内において、住居が5世帯以上滅失した市町村が3箇所以上ある場合の自然災害 ・県内において、災害救助法が適用された市町村が1箇所以上ある場合の自然災害 ・災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2箇所以上ある場合の自然災害
障害の程度	<p>上記の災害により、精神又は身体に次に掲げる程度の障害を受けた者</p> <ul style="list-style-type: none"> ①両眼が失明したもの ②咀嚼及び言語の機能を廃したもの ③神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの ④胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの ⑤両上肢をひじ関節以上で失ったもの ⑥両上肢の用を全廃したもの ⑦両下肢をひざ関節以上で失ったもの ⑧両下肢の用を全廃したもの ⑨精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各号の同程度以上と認められるものn
支給限度額	<ul style="list-style-type: none"> ① 生計維持者が障害を受けた場合 250万円 ② その他の者が障害を受けた場合 125万円
費用負担割合	国(1/2)、県(1/4)、市(1/4)

3) 災害援護資金の貸付

対象災害	・県内における災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の自然災害		
貸付限度額	上記の災害により、負傷又は住居、家財に損傷を受けた者		
	① 世帯主の1ヶ月以上の負傷	150万円	
	② 家財の1/3以上の損害	150万円	
	③ 住居の半壊	170(250)万円	
	④ 住居の全壊	250(350)万円	
	⑤ 住居の全体が滅失	350万円	
	⑥ ①と②が重複	250万円	
	⑦ ①と③が重複	270(350)万円	
	⑧ ①と④が重複	350万円	
	() 特別の事情がある場合		
貸付条件	所得制限	世帯人員	市民税における前年の総所得金額
		1人	220万円
		2人	430万円
		3人	620万円
		4人	730万円
		5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額
		ただし、その世帯の住居が滅失した場合にあたっては、1,270万円とする。	
	貸付利率	年3%(措置期間中は無利子)	
	措置期間	3年(特別な事情のある場合は5年)	
	償還期間	10年(措置期間を含む)	
償還方法	年賦又は半年賦		
貸付原資負担	国(2/3)、県(1/3)		

4) 災害見舞金の支給

対象災害	県内において発生した自然災害であって、以下の要件に該当するもの (1) 一の市町村の区域内において、5世帯以上の住家が全壊又は半壊した災害 (2) (1)の災害により発生したその他の市町村での被害 ただし、以下に規定する者には見舞金は支給しない。 (1) 「災害弔慰金の支給等に関する法律」に規定する災害弔慰金又は災害障害見舞金の支給要件に該当する者 (2) 「被災者生活再建支援法」に規定する全壊・大規模半壊による被災者生活再建支援金の支給要件に該当する者		
支給額	・死亡	1人当たり	10万円
	・重度障害	1人当たり	5万円
	・住家全壊	1世帯当たり	5万円
	・住家半壊	1世帯当たり	3万円
費用負担割合	県(10/10)		

9. 被災者生活再建支援法による支援金の支給

市域の住家全壊世帯数が一定基準以上となった場合等、法に定める基準を満たした場合に、被災者生活再建支援法（以下「支援法」という。）を適用し、支援金を支給することにより、生活再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資する。

1) 被害状況の把握及び被災世帯の認定

支援法の適用にあたっては、市が住家の被害状況を把握し、次の基準で被災世帯の認定を行う。

(1) 被災世帯の認定

支援法の対象となる被災世帯は、住家が全壊した世帯及び全壊と同等の被害を受けたと認められる世帯である（支援法第2条）。全壊には、全焼及び全流出者が含まれる。全壊と同等の被害を受けたと認められるものとしては次の世帯がある。

- ①その住家が半壊し、当該住宅の倒壊による危険を防止するため必要があること、当該住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となることその他これらに準ずるやむを得ない理由により当該住宅を解体し、又は解体されるにいたった世帯（支援法施行令第2条第1号）。
- ②火砕流等による被害が発生する危険な状況が継続することその他の事由により、その住家が居住不能のものとなり、かつ、その状況が長期にわたり継続することが見込まれる世帯（支援法施行令第2条第2号）。

(2) 住家の滅失等の算定及び住家及び世帯の単位

災害救助法における基準を参照。

2) 支援法の適用基準

支援法の対象となる自然災害は、支援法施行令第1条の定めにより次に掲げるとおりである。

- (1) 災害救助法施行令第1第1項条第1号又は第2号のいずれかに該当する被害（同条第2項のいわゆるみなし規定により該当することとなるものを含む）が発生した市町村の区域に係る自然災害（支援法施行令第1条第1号）
- (2) 10以上の世帯の住家が全壊する被害が発生した市町村の区域に係る自然災害（支援法施行令第1条第2号）
- (3) 100以上の世帯の住家が全壊する被害が発生した都道府県の区域に係る自然災害（支援法施行令第1条第3号）
- (4) (1)又は(2)に規定する被害が発生した都道府県の区域内の他の市町村（人口10万人未満のものに限る。）の区域で、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した自然災害（支援法施行令第1条第4号）
- (5) (3)又は(4)に規定する都道府県の区域に隣接する都道府県の区域内の市町村（人口10万人未満のものに限る。）の区域で(1)～(3)に規定する区域のいずれかに隣接し、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した自然災害（支援法施行令第1条第5号）

3) 支援法の適用手続き

市長は、当該自然災害に係る被害状況を収集し、被災者生活再建支援法の適用に係る被害状況報告書により知事に対して報告し、支援法の適用を申請する。

4) 支援金支給の基準

(1) 複数世帯の場合

(単位：万円)

区分	受託の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計
全壊世帯	建設・購入	100	200	300
	補修	100	100	200
	賃貸	100	50	150
大規模 半壊世帯	建設・購入	50	200	250
	補修	50	100	150
	賃貸	50	50	100

(2) 単数世帯の場合

(単位：万円)

区分	受託の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計
全壊世帯	建設・購入	75	150	225
	補修	75	75	150
	賃貸	75	37.5	112.5
大規模 半壊世帯	建設・購入	37.5	150	187.5
	補修	37.5	75	112.5
	賃貸	37.5	37.5	75

5) 支援金支給申請手続き

(1) 支給申請手続き等の説明

市は、住家が全壊したと認定した世帯に対して、支給対象世帯、支給対象経費、支給限度額、支給申請手続き等について説明する。

(2) 必要書類の発行

市は、支給申請書に添付する必要がある書類について、被災者からの請求に基づき発行する。

①住民票など世帯が居住する住所の所在、世帯の構成が確認できる証明書類

②り災証明書類

(3) 支給申請書等の取りまとめ

市は、被災者から提出された支給申請書及び添付書類を確認等とりまとめのうえ、速やかに県に送付する。

6) 支援金の支給

支給申請書類は、被災者生活再建支援法人で審査が行われ支援金の支給が決定される。

決定内容は、被災者生活再建支援法人から申請者に通知書が交付されるとともに、支援金は支給決定に基づき原則として被災者生活再建支援法人から直接口座振替払いにより、申請者に支給される。

市は、口座振替払いによる支援金支給ができないものについて、被災者生活再建支援法人からの委託に基づき、申請者に現金による支援金の支給事務を行う。

第4節 その他の保護計画

■基本的考え方

この計画は、被災者の生活保護を図るため、租税及び公共料金の免除及び、郵便事業に関する特別措置、その他必要な生活保護施策を実施していくために定めるものである。

関係部課	税務課、社会福祉課、介護福祉課、国保年金課
------	-----------------------

1. 租税及び公共料金等の特例措置

市長は、災害により被害を受けた住民の自力復興を促進し、安定した生活の早期回復を図るため、租税の徴収猶予措置、公共料金の特例措置等の対策を、被災住民等に周知していく。

1) 市税等の徴収猶予及び減免の措置

市は、災害により被災者の納付すべき市税等について、法律及び条例の規定に基づき、申告、申請、請求、その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期日の延長、市税（市民税・固定資産税・国保税・軽自動車税等）等の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

2) 国税等の徴収猶予及び減免の措置

国及び県は、災害により被災者の納付すべき国税及び地方税について、法律及び条例の規定に基づき、申告、申請、請求、その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期日の延長、国税・地方税（延滞金等も含む）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

2. その他公共料金の特例措置

1) 郵政事業

郵便事業株式会社及び郵便局株式会社は、災害が発生した場合において、災害の態様及び公衆の被害状況など被災地の実情に応じ、郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を実施する。

① 被災地あて救助用郵便物等の料金免除

郵便事業株式会社が公示して、被災者の救助などを行う公共団体、日本赤十字社、共同募金会又は共同募金連合会にあてた救助用物品を無いようとするゆうパック及び救助用又は見舞い用の現金書留郵便の料金免除を実施する。

なお、受取場所は全ての支店及び郵便局（簡易郵便局を含む）とする。

② 被災者に対する郵便葉書などの無償交付

災害救助法が発動された場合、被災1世帯あたり郵便葉書5枚及び郵便書簡1枚の範囲内で無償交付する。

なお、交付場所は郵便事業株式会社が指定した支店及び郵便局とする。

③ 被災者が差し出す郵便物の料金免除

被災者が差し出す郵便物（速達郵便及び電子郵便を含む）の料金免除を実施する。

なお、取扱場所は郵便事業株式会社が指定した支店及び郵便局とする。

④利用の制限および業務の停止

重要な郵便物の送達の確保又は交通の途絶のため、やむを得ないと認められる場合は、郵便の利用を制限し、又は郵便の業務の一部を停止することがある。

2) 東日本電信電話株式会社茨城支店の災害復旧計画

(1) 通信そ通の応急措置

災害のため通信が途絶又は著しく輻輳したときは、次の方法により速やかに通信のそ通を図る。

- ①可搬型無線機及び移動無線車等の災害対策機器による通信の確保
- ②孤立防止対策用衛星電話（Ku-1ch）の運用
- ③臨時回線の作成
- ④回線の分断、延長若しくは中継経路の変更
- ⑤特設公衆電話の設置

(2) ケーブルルートの復旧順位

各市町村（各支店、電話交換センター）間を結ぶケーブルルートの復旧については、被災地間の復旧を第一義として実施する。

(3) 回線の応急復旧措置

災害の状況、電気通信設備の状況に応じ、次の順位で復旧する。

「電気通信サービスの復旧順位」

順位	復旧回線		
第一順位	電話サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・重要通信を確保する機関（第1順位）の加入電話回線各1回線以上 ・交換局所前（無人局を含む）に公衆電話1個以上 ・ZC以下の基幹回線の10%以上 	
	総合デジタル通信サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・重要通信を確保する機関（第1順位）の各第1種、第2種双方について、1契約回線以上。なお、システム利用のユーザ回線については各事業所毎に1契約回線以上 ・ZC以下の基幹回線の10%以上 	
	電報サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・電報中継回線の1回線以上 	
	専用サービス等	専用サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・重要通信を確保する機関（第1順位）の専用回線各1回線以上 ・テレビジョン放送中継回線1回線（片方向）以上
		国際通信事業者回線	<ul style="list-style-type: none"> ・対地別専用線の10%以上
		国内通信事業者回線	<ul style="list-style-type: none"> ・対地別専用線の10%以上
		社内専用線	<ul style="list-style-type: none"> ・第1順位復旧対象回線の復旧に必要な社内専用線
	加入電信サービス回線・パケット交換サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・重要通信を確保する機関（第1順位）の当該回線各1回線以上 ・第1順位復旧対象回線の復旧に必要な中継回線数 	

第二順位	電話サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・重要通信を確保する機関（第2順位）の加入電話回線各1回線以上 ・人口1千人当たり公衆電話1個以上
	総合デジタル通信サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・重要通信を確保する機関（第2順位）の各第1種、第2種双方について、1契約回線以上。なお、システム利用のユーザ回線については各事業所毎に1契約回線以上
	専用線サービス等	<ul style="list-style-type: none"> ・重要通信を確保する機関（第2順位）の専用回線各1回線以上
	加入電信サービス回線・パケット交換サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・重要通信を確保する機関（第2順位）の当該回線各1回線以上 ・第2順位復旧対象回線の復旧に必要な中継回線数
第三順位	第1順位、第2順位に該当しないもの	

（注）その他新規サービスについては、別途定めるものとする。

- ①この復旧順位表は、通信途絶の解消及び重要通信の確保の上で必要な最小限の回線を示すものであって、具体的な回線数の決定、次順位回線の復旧移行時期、その他特に定めない事項については、被害の状況、通信そ通状況、回線構成、災害時優先電話の有無等の実情を考慮し、社内関係機関及び関係会社と協議の上、事業部門の庁が判断する。
- ②お客さまが複数の回線を契約している場合、同一設置場所にある電話、ISDN、専用線等の同時復旧が困難なときには、これらのうち最低1回線以上のそ通を確保する。
- ③公共の利益のために特に必要があると認めるときは、後順位の回線であっても繰り上げて復旧できるものとする。
- ④対地別の復旧順位はネットワーク構成の上位局相互間の回線を優先する。
- ⑤端末回線、中継回線、市外回線が同時に被災した場合、そ通状況を考慮し、均衡を図って復旧する。

「契約約款に基づき重要通信を確保する機関」

順位	復旧回線
第1順位	気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係のある機関、通信の確保に直接関係のある機関、電力の供給の確保に関係のある機関
第2順位	ガス・水道の供給の確保に直接関係のある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う金融機関、新聞社、通信社、放送事業者及び第1順位以外の国又は地方公共団体
第3順位	第1順位、第2順位に該当しないもの

（4）機器・資材の確保

茨城支店が保有する災害対策機器を使用するが、各種復旧機器、資材等が不足するおそれがある場合は、各県支店の支援で対応する。

3) 株式会社エヌ・ティ・ティドコモの災害復旧計画

(1) 災害が発生した場合には地方自治体の要請により避難所、現地災害対策本部機関等へ携帯電話の貸出しに務める。

(2) 応急復旧の実施

①災害対策本部の設置

震災等による災害が生じた場合は、災害対策本部を設置し当該設備及び海鮮の復旧に関し応急の措置を行う。

4) 警察通信の災害復旧計画

(1) 通信の確保措置

災害により警察専用有線電話および極超短波、超短波無線電話の常用通信が途絶した場合は、これ等が復旧する間、応急用無線局、携帯用無線局および有線電話の応急架設等をもって通信の確保を図る。

(2) 通信施設の復旧

通信の復旧にあたっては、特に急速に復旧を要する施設の外は、次の順位により復旧を図る。

①有線電話の復旧順位

ア 専用回線

(ア) 県警察本部～関東管区警察局線

(イ) 県警察本部～各警察署線

(ウ) 警察署～交番、駐在所線

(エ) 加入電話

(オ) 官公舎電話

イ 構内施設

(ア) 県警察本部施設

(イ) 警察署施設

(ウ) 県警察学校、その他の施設

②無線施設の復旧順位

ア 極超短波通信施設

イ 県警察本部超短波施設

ウ 警察署超短波施設

3. 生活保護

生活保護に基づく保護の要件に適合している被災者に対しては、その実情を調査のうえ困窮の程度に応じ最低生活を保障する措置をする。

第5節 災害復旧・復興計画

■基本的考え方

この計画は、被災者の生活再建や二次災害の防止、社会経済活動の平常化等を図るために実施する復旧・復興計画及び事業について定めるものである。

関係部課	全課
------	----

1. 復興計画の策定

災害が発生した場合、被災者の生活再建や二次災害の防止、社会経済活動の平常化等を図るため、迅速かつ円滑に復旧・復興を進める必要がある。

復興は復旧とは異なり、被災前の地域の抱える課題を解決し、被災を契機に都市構造や地域産業の構造等をより良いものに改編する事業と位置付けられる。

復興事業を効果的に実施するために、市長は、被災後速やかに復興計画を策定し、関係機関との調整及び合意形成を行い、計画的な復興事業を推進する。

1) 災害復興対策本部の設置

市長は、災害発生後、被災状況を的確に把握し、現状復旧とするか、復興とするかを迅速に意思決定し、復興の必要性を認めた場合、市長を本部長とする災害復興対策本部を設置する。災害復興対策本部の構成員は災害対策本部を基本とするが、被災地の規模及び内容等に応じて適宜定めるものとする。

2) 災害復興方針・計画の策定

(1) 災害復興方針の策定

市長は、学識経験者、有識者、市議会議員、市民代表、行政関係職員等より構成される災害復興検討委員会を設置し、災害復興方針を策定する。災害復興方針を策定した場合は、速やかにその内容を市民に公表する。

(2) 災害復興計画の策定

市長は、災害復興方針に基づき、災害復興計画の策定を行う。災害復興計画では、市街地復興に関する計画、産業復興に関する計画、生活復興に関する計画及びその事業手法、財源確保、推進体制に関する事項について定める。

2. 災害復興事業の実施

1) 市街地復興事業のための行政上の手続の実施

(1) 建築基準法第84条建築制限区域の指定

被災した市街地で土地区画整理事業の必要性が認められる場合には、建築基準法第84条に基づく建築制限区域の指定を行い、その旨告示する。

(2) 被災市街地復興特別措置法上の手続

被災市街地復興特別措置法第5条の規定により、都市計画に被災市街地復興推進地域を指

定し、建築行為等の制限等を実施する。被災市街地復興推進地域は、通常の都市計画決定の
手続と同様の手順で行う。

2) 災害復興事業の実施

総務部を中心として災害の状況に応じた関係部課からなる専管部署を設置し、災害復興計画
に基づく災害復興事業を推進する。